



第3次小金井市基本構想
後期基本計画

元気です ^も 萌えるみどりの小金井市

平成18年3月

小金井市

はじめに



夢と希望に満ちた新たな世紀の幕開けから、早くも5年の歳月が流れました。振り返りますと、20世紀は戦争の時代とも言われ、世界は2度の大戦を経験したにもかかわらず、その後も局地的な紛争などが世界各地で発生するという混沌とした時代でした。一方では、科学技術の飛躍的な発展により、私たちはその恩恵を享受するとともに、物質的な豊かさを実感する反面、過度のエネルギー消費による環境破壊が地球的規模の問題を引き起こし、環境問題は国境を越えて、すべての国々が取り組むべき喫緊の課題となっています。

21世紀は、これらの反省から、世界中の人々が希求する平和の世紀でなければなりません。また、物質的な豊かさから心の豊かさへの転換を進め、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済システムを根本から見直し、良好な環境を引き継ぐため、自然と共生する循環社会を築いていく必要があります。あわせて、21世紀は、画一的な価値観から一人一人の多様な価値観を認め合う時代でもあります。さらに我が国においては、少子高齢社会の急速な進展とともに総人口が減少するという、かつて経験したことがない社会構造に直面することとなります。

こうした社会の変化や多様な行政需要に対応するとともに、新たな世紀にふさわしい、個性的で魅力あるまちづくりを進めるため、市では、平成13年3月、平成13年度から平成22年度までの市政の方向性を定めた「小金井市第3次基本構想」を策定しました。同時に、この基本構想を実現するため、平成13年度から平成17年度までを計画期間とする「第3次基本構想・前期基本計画」を策定したところです。今般、この計画の策定から5年余りが経過し、新たな行政課題や時代潮流の変化に対応するため、前期基本計画の見直しを進めてまいりましたが、ここに「第3次基本構想・後期基本計画」として取りまとめました。

今後、この後期基本計画を市政運営の指針とし、第3次基本構想の将来像「元気です 萌えるみどりの小金井市」を目指し、すべての市民が、豊かな自然の中でいきいきと活気に満ちた生活を楽しむことのできるまちづくりの実現に向け、全力を尽くしてまいります。

小金井市は、今、大きく変わろうとしています。JR中央本線連続立体交差事業により踏切が解消され、再開発事業や土地区画整理事業を通じて武蔵小金井駅や東小金井駅周辺の様子が一新するなど、便利で快適なまちの実現が目前のものとなっています。また、本市の行財政改革は、まだまだ途半ばですが、その歩みは着実に進展しています。

「協働の時代」ともいわれる21世紀の中にあって、より一層市民参加を推進し、福祉、健康、教育、文化、環境や安全・安心のまちづくりなど、重要課題の解決に向け、これからも、市民の皆様とともに「自信と活力に満ちた元気な小金井」を創造してまいります。

最後に、後期基本計画を策定するに当たり、多くのご意見をいただくなどご支援ご協力をいただいた市民の皆様、貴重な時間をいただきご議論いただいた市議会議員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成18年3月

小金井市長

箱葉孝彦

● 小金井市のプロフィール ●

- 位 置 東経 139 度 30 分
北緯 35 度 41 分
- 面 積 11.33 k m²
- 人 口 (平成 18 年 2 月 1 日現在)
111,699 人 男 55,774 人・女 55,925 人
(外国人登録人口 男 1,203 人・女 1,119 人含む)
- 世 帯 数 (平成 18 年 2 月 1 日現在)
53,212 世帯 (外国人登録 1,543 世帯を含む)
- 人口密度 9,859 人/k m²
- 市の予算 (平成 17 年度一般会計)
343 億 1600 万円

KOGANEI CITY

● 小金井の地名の起こり ●

湧水と結びつきのある土地に“井”のつく地名が残っており、古い時代から湧水を中心に集落があったことを示しています(武蔵野には、井の頭・石神井・貫井など七つの“井”があったという)。

小金井の地名は、「黄金に値する豊富な水が出る」ことから黄金井(こがねい) - 小金井になったとされています。また、中世には現在の前原町南部は金井原(かないはら)と呼ばれ、それに“小”がついて小金井になったという説もありますが、明らかではありません。

PROFILE & ORIGIN

小金井市市民憲章

昭和五十四年三月二十日

武蔵野のゆたかな緑にかこまれた小金井市は、水清い泉のむらからおこり、名勝小金井桜の地として人々に親しまれ、環境のよい文教住宅都市として発展してきました。私たちは、この自然と伝統を生かすとともに、人々の心のふれあいをたいせつにし、真に住みよいまちづくりのために市民憲章を定めます。

私たち小金井市民は

- 一 平和をねがい、健康と安全を守り、生活環境の充実につとめ、あかるいまちをつくりましょう。
- 一 あすをになう青少年をはぐくみ、情操ゆたかな、気品あるまちをつくりましょう。
- 一 友愛と連帯のもとに、市民の自治をとうとび、調和ある、いきいきとしたまちをつくりましょう。
- 一 たがいに人権を尊重し、みんながしあわせになるように助けあい、うるおいのあるまちをつくりましょう。
- 一 緑ゆたかな自然と、貴重な文化財を守り、次の世代に誇りうる、美しいまちをつくりましょう。

後期基本計画 目次

● 第1部 総論 1

第1章 序説----- 3

第1 計画の基本的な考え方----- 3

1 計画の意義と役割----- 3

2 計画の期間----- 3

第2 計画の背景----- 5

1 自然的背景----- 5

2 歴史的背景----- 5

3 社会的背景----- 6

第3 計画の指標----- 9

1 将来人口----- 9

2 財政計画----- 10

第2章 計画の概要----- 12

第1 計画の構成----- 12

第2 4つの目標----- 12

第3 計画の推進----- 13

第4 施策の体系----- 14

● 第2部 各論 施策の課題と計画 21

第1章 みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）----- 23

1 みどりと水----- 24

2 市街地整備----- 28

3 道 路----- 32

4 河 川----- 37

5 住宅・住環境----- 39

6 上下水道----- 42

7 地域環境衛生----- 44

8 人と自然の共生----- 47

9 防 災----- 51

10 地域情報ネットワーク----- 55

第2章 いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）	59
1 創造的産業の育成	60
2 商店街の活性化	62
3 既存工業の高度化	65
4 農業の新たな発展	67
5 消費者生活・勤労者の福祉	71
6 雇用の拡大	74

第3章 豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）	77
1 市民文化	78
2 男女共同参画	83
3 コミュニティ活動と生涯学習	86
4 スポーツ・レクリエーション	89
5 幼児教育	92
6 学校教育	94

第4章 安心してらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）	99
1 高齢者福祉	100
2 子ども家庭福祉	104
3 障害者福祉	108
4 低所得者・ひとり親家庭福祉	111
5 健康・医療	113

● 第3部 計画の推進 117

1 情報公開と市民参加の拡充	119
2 効果的・効率的な行政運営	122
3 財政の健全化	125
4 計画的行政の推進	127

事業計画一覧	129
付属資料	135

第1部 総論

第1章 序説

第2章 計画の概要

第1章 序説

第1 計画の基本的な考え方

1 計画の意義と役割

本市では、第2次基本構想（昭和63年3月策定）の目標年次と社会経済情勢の変化に対応するため、平成13年3月、「市民生活の優先」「公共計画の先導」「市民自治による推進」の3つの原則を基本姿勢とするとともに、21世紀初頭における小金井市の将来像を「元気です 萌えるみどりの小金井市」と定めた第3次基本構想を策定し、施策の大綱を明らかにしました。

この基本構想を実現するため、行政分野別に現況と課題を明らかにし、施策の大綱を具体化・体系化したものが基本計画です。

基本計画は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となるもので、具体的には次のような役割を持つものです。

- (1) この計画は、施設計画だけでなく、非施設計画をも含んだ総合計画であり、行財政運営の指針となるものです。
- (2) この計画は、基本構想で示された長期的展望に基づく施策の具体化とその方法を明らかにするものです。
- (3) この計画は、各行政分野における諸施策の整合性を図るための指針となるものです。

なお、基本計画で明らかにした施策について、財政的裏付けと事業年度を定めた実施計画を策定し、毎年度の予算編成の指針とします。

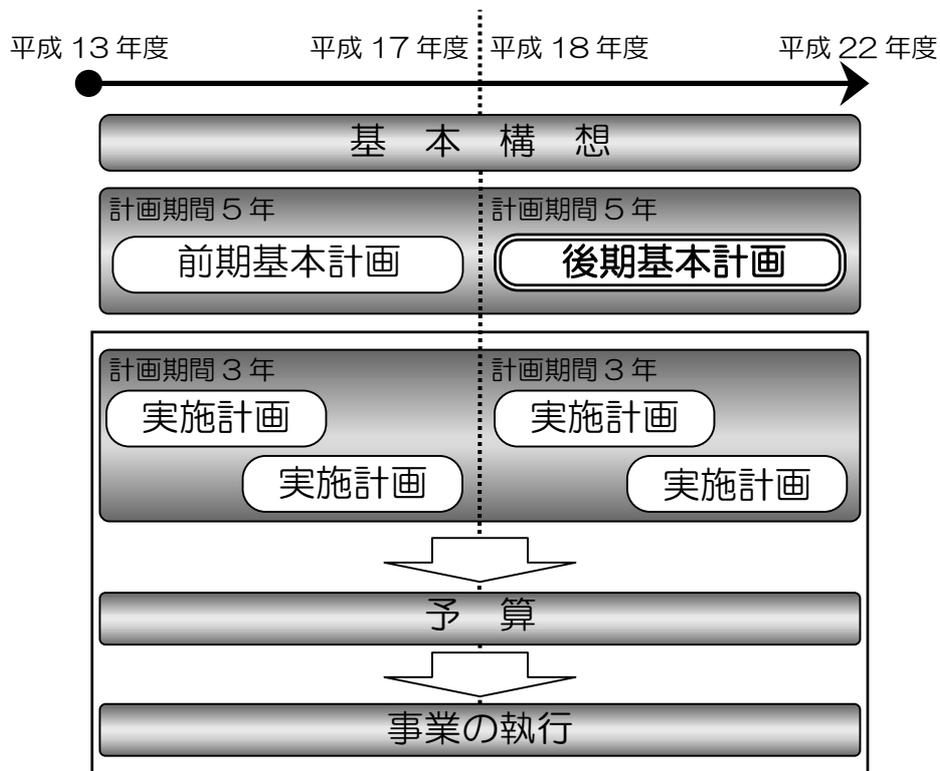
2 計画の期間

第3次基本構想は、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする10年間の構想です。基本計画は、平成13年度から平成17年度を前期基本計画期間とし、平成18年度から平成22年度までを後期基本計画期間とします。

このうち、今回は後期5年間の計画を策定しました。

第1章 序説

- ・ 基本構想：平成 13 年度から平成 22 年度を計画期間とした行政施策の最上位計画で、将来の都市像とまちづくりの目標、施策の大綱を定めたものです。
- ・ 基本計画：基本構想を実現するため、行政分野別に現況と課題を明らかにし、施策の大綱を具体化・体系化したものです。このうち、平成 17 年度までを前期基本計画、平成 22 年度までを後期基本計画とします。
- ・ 実施計画：基本計画で明らかにされた施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと事業年度を明らかにしたもの（計画期間3年）です。



第2 計画の背景

1 自然的背景

本市は、JR中央本線で東京駅から西へ約25km、東京都全域からみて、概ね地理的中心に位置し、その市域は、東西4.1km、南北4.0km、面積11.33km²です。

地形的には、武蔵野台地の西南部に位置し、市域は古多摩川が形成した高低2つの台地に広がっています。このうち北側の高い台地（武蔵野段丘）の標高は、最高で75m、南側の低い台地（立川段丘）の標高は、低い所で40mで、この2つの台地の狭間を「はけ」と呼ばれる高低差15mほどの国分寺崖線が東西に横切っています。

2 歴史的背景

本市では、旧石器時代の遺跡が発掘されており、約3万年前から人が住んでいたものと思われる、縄文時代には、定住集落（村）が出現しました。

平安時代末期には、野川に沿って稲作が始まり、鎌倉時代には、湧水の周辺にも村落が形成されていたと考えられています。

江戸時代になると、小金井を含む多摩郡の大半は、幕府の直轄地（天領）となり、代官の支配下におかれました。承応3年（1654年）には玉川上水が完成し、やがて武蔵野の台地にも開墾のくわが入り、特に、享保年間に分水が引かれてからは、新田開発が盛んに行われました。元文2年（1737年）には、小金井橋を中心とした玉川上水の両岸に桜が植えられ、江戸の人々の行楽の地となりました。

明治政府が誕生すると、現小金井市域は一時品川県の管轄下にありましたが、明治4年（1871年）の廃藩置県後、神奈川県に編入されました。

明治22年（1889年）には、市制町村制の施行により、小金井村、貫井村などが合併して小金井村（人口約1,680人、世帯数218）が誕生し、その後明治26年（1893年）には東京府に編入されました。

また、明治22年（1889年）には、甲武鉄道（JR中央本線の前身）が新宿・立川間に開通し、大正15年（1926年）に武蔵小金井駅が開設されました。これによって、純農村であった小金井も首都の影響を受けるようになり、駅を中心に街並みが発達し、昭和12年（1937年）に町制（人口約9,480人、世帯数1,800）を施行しました。

第2次大戦後は、区部からの人口流入により住宅化・都市化が進み、昭和33年（1958年）10月1日に市制（人口40,124人、世帯数9,771世帯）を施行しました。

市制施行後、昭和35年（1960年）の小金井団地をはじめ本町住宅、国家公務員住宅、貴井住宅などが次々と建てられ、人口も急激に増加しました。

昭和44年（1969年）には、市制施行当時の2倍以上の86,388人に増え、昭和53年（1978年）には、10万人を突破しましたが、その後の人口増加はだんだんと鈍化し、平成18年2月1日現在、111,699人（外国人登録者数を含む）と微増の状態です。

長年の懸案であったJR中央本線連続立体交差事業は、平成7年11月に事業認可され、三鷹・国分寺間が平成20年度、西国分寺・立川間が平成22年度の完成をめざし事業が進められています。

こうしたなか本市では、この事業との整合性を図りながら、駅前広場や交差道路などの都市環境を整え、豊かなみどりにつつまれた活気と魅力にあふれたまち小金井をめざしています。

3 社会的背景

（1）少子高齢社会の到来

医療技術の進歩や出生率の低下などにより、わが国の高齢化は、西欧先進国も経験したことがない急激な速さで進行しています。この高齢化と少子化の進行は、福祉・教育・労働・社会保障などあらゆる面での影響が懸念されています。

少子高齢社会をいきいきと活力のあるものにするためには、高齢者を社会の担い手の一員として活躍できるよう社会のしくみを変えていくとともに、医療や介護などの施策の充実が必要です。

また、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進し、少子化の進行に歯止めをかけるなど、地域社会全体で子育てを支援するシステムや青少年の健全育成を図っていくための総合的な施策の展開が重要になっています。

（2）情報化・国際化

高度情報通信技術の飛躍的な進歩は、時間と距離の制約をなくし、いつでも、どこでも、自由に、必要な情報を受信し発信することを可能にしました。このことにより、社会経済のみならず、わたしたちの生活そのものも一変させようとしています。

この高度情報通信技術を地域経済や市民生活のなかで活用し、市民と市、市民と市民などが双方向で情報を享受できる社会を構築していく必要があります。

また、情報通信分野における技術革新などを背景に、世界の国や地域との交流が近年飛躍的に拡大し、教育・文化・芸術・スポーツなどさまざまな分野において市民レベルの国際交流や在住する外国籍市民との交流が活発になってきています。

今後も、国際的視野を身につけるとともに、価値観や生活様式の違いを認め合い、地域に共に生活する者同士理解を深め、交流の輪を広げていくことが大切です。

(3) 価値観の多様化・市民意識の変化

情報化・国際化の進展などにより、社会経済活動が地球的規模で展開されるなか、自由時間の増大や生活水準の向上などもあいまって、市民の価値観や生活意識は大きく変わってきています。

集団から個人へ、量から質へと価値基準が変化するとともに、個性の尊重、精神的なゆとりや生きがい重視の社会になってきています。また、男女が固定的な役割分担にとらわれず、共に自立し、対等な立場で責任を分かちあおうとする考え方も浸透しつつあります。

このようななか、市民の自己実現に向けた多様かつ主体的な活動を保障し、支援していくための施策の充実が求められています。

(4) 安全・安心なまちづくり

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震は、阪神・淡路大震災以来となる震度7を観測し、その甚大な被害は、自然災害の脅威とともに、災害に強いまちづくりの必要性を再認識させられるものでした。

いつ起こるかかわからない災害に対しては、日頃からの備えがなによりも大切であると同時に、都市基盤の整備により、市民が安心して生活できる災害に強いまちづくりが必要です。

そのためには、自主防災組織、災害救助などの体制整備とともに、避難路・避難場所の確保、建築物の不燃化・耐震化などを図るほか、市民・事業者・行政が一体となった、地域ぐるみでの防災への取組が重要になってきます。

また、犯罪や治安に対する不安などが増加しており、高齢者や障害のある人、子供や赤ちゃんに至るまで、誰もが安心して日常生活をおくることができるよう、生活環境のいっそうの整備や犯罪等に適切に対処できる体制の整備も求められています。

(5) 環境問題の深刻化

より快適で便利な生活の追求は、大量生産、大量消費、大量廃棄をもたらし、その結果、大気汚染、海水・河川の汚染、温暖化、酸性雨、森林の減少など、さまざまな環境問題を発生させ、今や地球規模の問題となっています。

豊かな地球環境を守り、次世代に引き継ぐためには、廃棄物の発生抑制、再使用・再利用などを進め、環境への負荷を軽減し、環境にやさしい循環社会の構築に向けた社会構造と消費体系の変革が急務です。そのためには、これまでのようなライフスタイルや経済活動を改め、一人一人が地球環境を守る努力を払うことが必要不可欠です。

また、わたしたちに関するおいと安らぎを与えてくれるみどりと水を守るとともに、新たな創出と拡大の施策を推進していくことが大切です。

(6) 地方分権の進展

国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるとともに、地方自治体の自己決定権を拡大する地方分権が着実に進んでいます。

地方自治体が自ら政策決定を行うことができるようになったと同時に、自らの判断と責任において、地域の実情にあった行政運営が求められることになってきました。

またこのことは、これまで以上に市民と行政が協働し、まちづくりを進めていかなければならないことも意味しています。

地方自治体の実態に即した、個性豊かで活力のある地域社会の形成には、市民と行政との信頼関係に基づくパートナーシップが不可欠であり、お互いにその役割と責任を明らかにし、行政運営を進めることが大切です。

(7) 行財政改革の推進

わが国の経済は、緩やかな回復傾向を示していますが、依然としてその先行きは不透明であり、予断を許さない状況にあります。

加えて、わが国の総人口は減少に転じることとなり、これまでのように、人口の増加と経済の成長による税収の伸びは期待できないなか、少子高齢化や三位一体の改革による地方交付税や国庫補助金の削減、多様化・高度化する行政需要への的確な対応が求められるなど、地方自治体を取り巻く環境は、かつてない非常に厳しい状況下にあります。

限られた財源のなかで、効果的・効率的な行政運営を進めていくためには、柔軟な組織体制の確立とスリム化、事務事業の合理化、民間活力の導入、高度通信技術の活用などを積極的に推進し、組織と財政構造の改善を図り、安定した行財政基盤を確立することが必要です。

第3 計画の指標

1 将来人口

平成13年及び平成18年1月1日現在の住民基本台帳人口を基準とし、その間の推移を統計的に処理し、将来人口を推計しました。

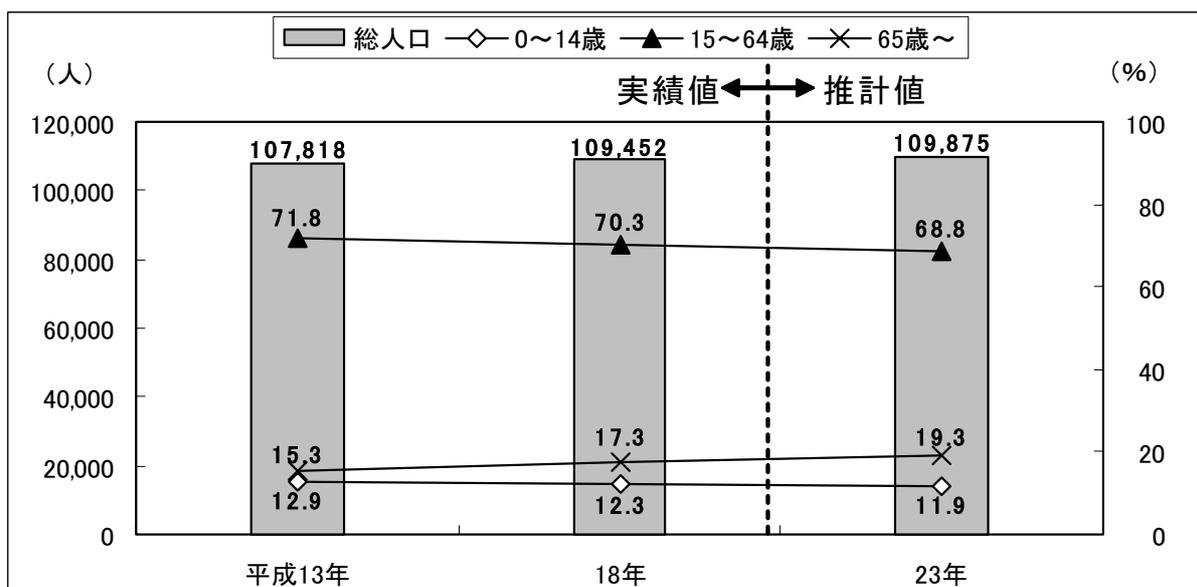
これによると、本市の総人口は今後ともほぼ横ばいですが、わずかずつ増え続け、平成23年には、約11万人となる見込みです。また、0～14歳の人口が減少し、65歳以上の人口が増加するなど、今後も少子高齢化が進展する見込みとなっています。

(単位:人)

年齢区分	平成13年		平成18年		平成23年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0歳～14歳	13,870	12.9%	13,495	12.3%	13,021	11.9%
15歳～64歳	77,402	71.8%	76,974	70.3%	75,633	68.8%
65歳以上	16,546	15.3%	18,983	17.3%	21,221	19.3%
総人口	107,818	100.0%	109,452	100.0%	109,875	100.0%

注：平成13年、18年の人口は、1月1日現在の住民基本台帳人口

平成23年の人口は、平成18年1月1日現在の住民基本台帳を基に、平成13年～18年の人口移動率を用いて推計



2 財政計画

この年次別財政計画表では、現行の行財政制度や今後の経済動向を踏まえ、計画期間内における財政収支を推計しました。

年次別財政計画表（一般会計 歳入・歳出）

（単位：百万円・％）

年 度	平成 17 年度（ 予 算 ）				平成 18 年度（ 予 算 ）				平成 19 年度（ 計 画 ）				
	項 目	総額 (A)	うち一般 財源(B)	前年比増減率		総額 (A)	うち一般 財源(B)	前年比増減率		総額 (A)	うち一般 財源(B)	前年比増減率	
				(A)	(B)			(A)	(B)			(A)	(B)
歳 入 (注・その他は諸収入・繰越金等)	1. 地 方 税	17,823	17,823	2.8	2.8	18,434	18,434	3.4	3.4	19,227	19,227	4.3	4.3
	2. 地 方 譲 与 税	610	610	49.1	49.1	716	716	17.4	17.4	215	215	△ 70.0	△ 70.0
	3. 利 子 割 交 付 金	158	158	△ 14.1	△ 14.1	134	134	△ 15.2	△ 15.2	134	134	0.0	0.0
	4. 配 当 割 交 付 金	70	70	45.8	45.8	70	70	0.0	0.0	70	70	0.0	0.0
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	117	117	134.0	134.0	66	66	△ 43.6	△ 43.6	66	66	0.0	0.0
	6. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,047	1,047	△ 7.4	△ 7.4	1,107	1,107	5.7	5.7	1,107	1,107	0.0	0.0
	7. 自 動 車 取 得 税	243	243	5.7	5.7	241	241	△ 0.8	△ 0.8	241	241	0.0	0.0
	8. 地 方 特 例 交 付 金	856	856	△ 2.8	△ 2.7	718	718	△ 16.1	△ 16.1	413	413	△ 42.5	△ 42.5
	9. 地 方 交 付 税	100	100	△ 6.5	△ 6.5	100	100	0.0	0.0	100	100	0.0	0.0
	10. 交 通 安 全 交 付 金	15	15	△ 6.3	△ 6.3	15	15	0.0	0.0	15	15	0.0	0.0
	小 計	21,039	21,039	3.2	3.2	21,601	21,601	2.7	2.7	21,588	21,588	△ 0.1	△ 0.1
	11. 分 担 金 負 担 金	264	0	80.8	0.0	262	0	△ 0.8	0.0	262	0	0.0	0.0
	12. 使 用 料 手 数 料	970	119	15.2	2.6	1,041	112	7.3	△ 5.9	1,041	112	0.0	0.0
	13. 国 都 支 出 金 (うち投資的経費)	6,892 (1,813)	23	24.7	△ 73.9	7,675 (2,811)	32	11.4	39.1	8,987 (3,304)	604	17.1	1,787.5
	14. 繰 入 金	710	219	517.4	皆増	969	231	36.5	5.5	957	531	△ 1.2	129.9
	15. 寄 附 財 産 収 入	179	105	△ 49.6	△ 39.3	157	104	△ 12.3	△ 1.0	179	128	14.0	23.1
	16. 地 方 債	3,707	1,509	48.6	△ 23.6	4,526	1,352	22.1	△ 10.4	3,058	1,100	△ 32.4	△ 18.6
17. そ の 他	1,215	1,097	38.2	33.3	130	52	△ 89.3	△ 95.3	515	440	296.2	746.2	
歳 入 合 計	34,976	24,111	13.7	2.2	36,361	23,484	4.0	△ 2.6	36,587	24,503	0.6	4.3	
歳 出	1. 人 件 費	8,376	7,631	2.3	2.0	8,317	7,562	△ 0.7	△ 0.9	8,023	7,293	△ 3.5	△ 3.6
	2. 扶 助 費	4,819	1,410	5.6	△ 0.4	4,757	1,504	△ 1.3	6.7	4,990	1,569	4.9	4.3
	3. 公 債 費	2,417	2,388	0.5	△ 0.7	2,567	2,567	6.2	7.5	2,723	2,723	6.1	6.1
	小 計	15,612	11,429	3.0	1.1	15,641	11,633	0.2	1.8	15,736	11,585	0.6	△ 0.4
	4. 物 件 費	5,508	4,055	8.9	11.7	5,474	3,954	△ 0.6	△ 2.5	5,710	4,149	4.3	4.9
	5. 維 持 補 修 費	149	101	1.4	△ 24.6	113	104	△ 24.2	3.0	114	104	0.9	0.0
	6. 補 助 費 等	3,800	3,308	2.9	4.3	3,811	3,325	0.3	0.5	3,862	3,328	1.3	0.1
	7. 積 立 金	974	943	153.6	0.0	95	0	△ 90.2	皆減	119	30	25.3	皆増
	8. 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	1	1	△ 94.7	0.0	1	1	0.0	0.0	1	1	0.0	0.0
	9. 繰 出 金	3,364	3,258	5.3	5.3	3,311	3,238	△ 1.6	△ 0.6	3,308	3,234	△ 0.1	△ 0.1
10. 投 資 的 経 費	5,568	1,016	167.4	15.6	7,915	1,229	42.2	21.0	7,737	2,072	△ 2.2	68.6	
歳 出 合 計	34,976	24,111	17.6	6.9	36,361	23,484	4.0	△ 2.6	36,587	24,503	0.6	4.3	

注：平成 17 年度の前年比増減率は、平成 16 年度決算額との比較

年次別財政計画表（一般会計 歳入・歳出）

（単位：百万円・％）

年 度	項 目	平成 20 年度 (計 画)				平成 21 年度 (計 画)				平成 22 年度 (計 画)			
		総額 (A)	うち一般 財源(B)	前年比増減率		総額 (A)	うち一般 財源(B)	前年比増減率		総額 (A)	うち一般 財源(B)	前年比増減率	
				(A)	(B)			(A)	(B)			(A)	(B)
歳 入 (注・その他は諸収入・繰越金等)	1. 地 方 税	19,542	19,542	1.6	1.6	19,778	19,778	1.2	1.2	20,066	20,066	1.5	1.5
	2. 地 方 譲 与 税	215	215	0.0	0.0	215	215	0.0	0.0	215	215	0.0	0.0
	3. 利 子 割 交 付 金	134	134	0.0	0.0	134	134	0.0	0.0	134	134	0.0	0.0
	4. 配 当 割 交 付 金	70	70	0.0	0.0	70	70	0.0	0.0	70	70	0.0	0.0
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	66	66	0.0	0.0	66	66	0.0	0.0	66	66	0.0	0.0
	6. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,107	1,107	0.0	0.0	1,107	1,107	0.0	0.0	1,107	1,107	0.0	0.0
	7. 自 動 車 取 得 税	241	241	0.0	0.0	241	241	0.0	0.0	241	241	0.0	0.0
	8. 地 方 特 例 交 付 金	222	222	△ 46.2	△ 46.2	30	30	△ 86.5	△ 86.5	30	30	0.0	0.0
	9. 地 方 交 付 税	100	100	0.0	0.0	100	100	0.0	0.0	100	100	0.0	0.0
	10. 交 通 安 全 交 付 金	15	15	0.0	0.0	15	15	0.0	0.0	15	15	0.0	0.0
	小 計	21,712	21,712	0.6	0.6	21,756	21,756	0.2	0.2	22,044	22,044	1.3	1.3
	11. 分 担 金 負 担 金	262	0	0.0	0.0	262	0	0.0	0.0	262	0	0.0	0.0
	12. 使 用 料 手 数 料	1,041	112	0.0	0.0	1,041	112	0.0	0.0	1,041	112	0.0	0.0
	13. 国 都 支 出 金 (うち投資的経費)	9,899 (3,949)	823	10.1	36.3	9,085 (2,468)	1,289	△ 8.2	56.6	10,603 (3,659)	1,469	16.7	14.0
	14. 繰 入 金	1,102	571	15.2	7.5	676	451	△ 38.7	△ 21.0	527	151	△ 22.0	△ 66.5
	15. 寄 附 財 産 収 入	176	126	△ 1.7	△ 1.6	166	116	△ 5.7	△ 7.9	148	98	△ 10.8	△ 15.5
	16. 地 方 債	5,081	1,100	66.2	0.0	3,333	1,100	△ 34.4	0.0	3,920	1,100	17.6	0.0
17. そ の 他	519	440	0.8	0.0	519	440	0.0	0.0	467	390	△ 10.0	△ 11.4	
歳 入 合 計	39,792	24,884	8.8	1.6	36,838	25,264	△ 7.4	1.5	39,012	25,364	5.9	0.4	
歳 出	1. 人 件 費	7,991	7,263	△ 0.4	△ 0.4	7,651	6,955	△ 4.3	△ 4.2	6,846	6,223	△ 10.5	△ 10.5
	2. 扶 助 費	5,143	1,618	3.1	3.1	5,303	1,668	3.1	3.1	5,469	1,720	3.1	3.1
	3. 公 債 費	2,731	2,731	0.3	0.3	2,720	2,720	△ 0.4	△ 0.4	2,868	2,868	5.4	5.4
	小 計	15,865	11,612	0.8	0.2	15,674	11,343	△ 1.2	△ 2.3	15,183	10,811	△ 3.1	△ 4.7
	4. 物 件 費	5,958	4,411	4.3	6.3	5,962	4,334	0.1	△ 1.7	6,039	4,313	1.3	△ 0.5
	5. 維 持 補 修 費	114	105	0.0	1.0	115	105	0.9	0.0	115	105	0.0	0.0
	6. 補 助 費 等	3,865	3,333	0.1	0.2	3,866	3,334	0.0	0.0	3,810	3,272	△ 1.4	△ 1.9
	7. 積 立 金	119	30	0.0	0.0	119	30	0.0	0.0	119	30	0.0	0.0
	8. 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	1	1	0.0	0.0	1	1	0.0	0.0	1	1	0.0	0.0
	9. 繰 出 金	3,291	3,216	△ 0.5	△ 0.6	3,314	3,237	0.7	0.7	3,278	3,199	△ 1.1	△ 1.2
10. 投 資 的 経 費	10,579	2,176	36.7	5.0	7,787	2,880	△ 26.4	32.4	10,467	3,633	34.4	26.1	
歳 出 合 計	39,792	24,884	8.8	1.6	36,838	25,264	△ 7.4	1.5	39,012	25,364	5.9	0.4	

第2章 計画の概要

第1 計画の構成

この基本計画は3部で構成されており、第1部「総論」は「序説」「計画の概要」、第2部「各論」は「施策の課題と計画」、第3部は「計画の推進」となっています。

なお、第2部の「施策の課題と計画」では、各計画分野の施策を「現況と課題」「施策の体系」「施策の方向」及び「計画」に分類しています。

- (1) 現況と課題 各分野ごとに、目標実現のための施策の現況と課題を明らかにしました。
- (2) 施策の体系 各分野での施策の現況と課題を事業ごとに分類し、体系的に整理しました。
- (3) 施策の方向 基本構想に掲げた目標を実現するための基本的な方向を明らかにしました。
- (4) 計 画 各分野での課題を解決するために、今後5年以内に実現する事業を明らかにしました。

また、この基本計画で明示した各施策は、別途策定する「実施計画」で、その具体的な事業内容、実施年度、事業費などを明らかにします。

第2 4つの目標

第3次基本構想の将来像「元気です 萌えるみどりの小金井市」の実現に向け、次の4つの柱を目標としてたてました。

1 みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）

みどりと水の保全と拡大に積極的に取り組むとともに、JR中央本線連続立体交差事業にあわせ、調和のとれた都市美と個性あふれる駅周辺の整備を進めます。

また、環境にやさしい資源循環社会への転換を図っていきます。

2 いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）

小金井の地の利と市民の創意とエネルギーを活かし、創造的な産業の育成を図ります。

また、商店街の活性化や都市農業の育成を支援します。

3 豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）

先人の残した貴重な財産を守りつつ、市民の主体的な活動による地域文化の創造を支援します。

また、心の豊かさや自然との共生が実感できる学校教育を推進するとともに、豊かな人間性をはぐくみ、だれもが社会参加できる心のかよう社会をめざします。

4 安心してらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）

市民一人一人の健康の保持・増進を図り、あわせて、福祉の充実によって明るく元気のある地域社会をめざします。

また、21世紀を担う子どもたちが心身ともにすこやかに成長するよう良好な環境の整備を進めます。

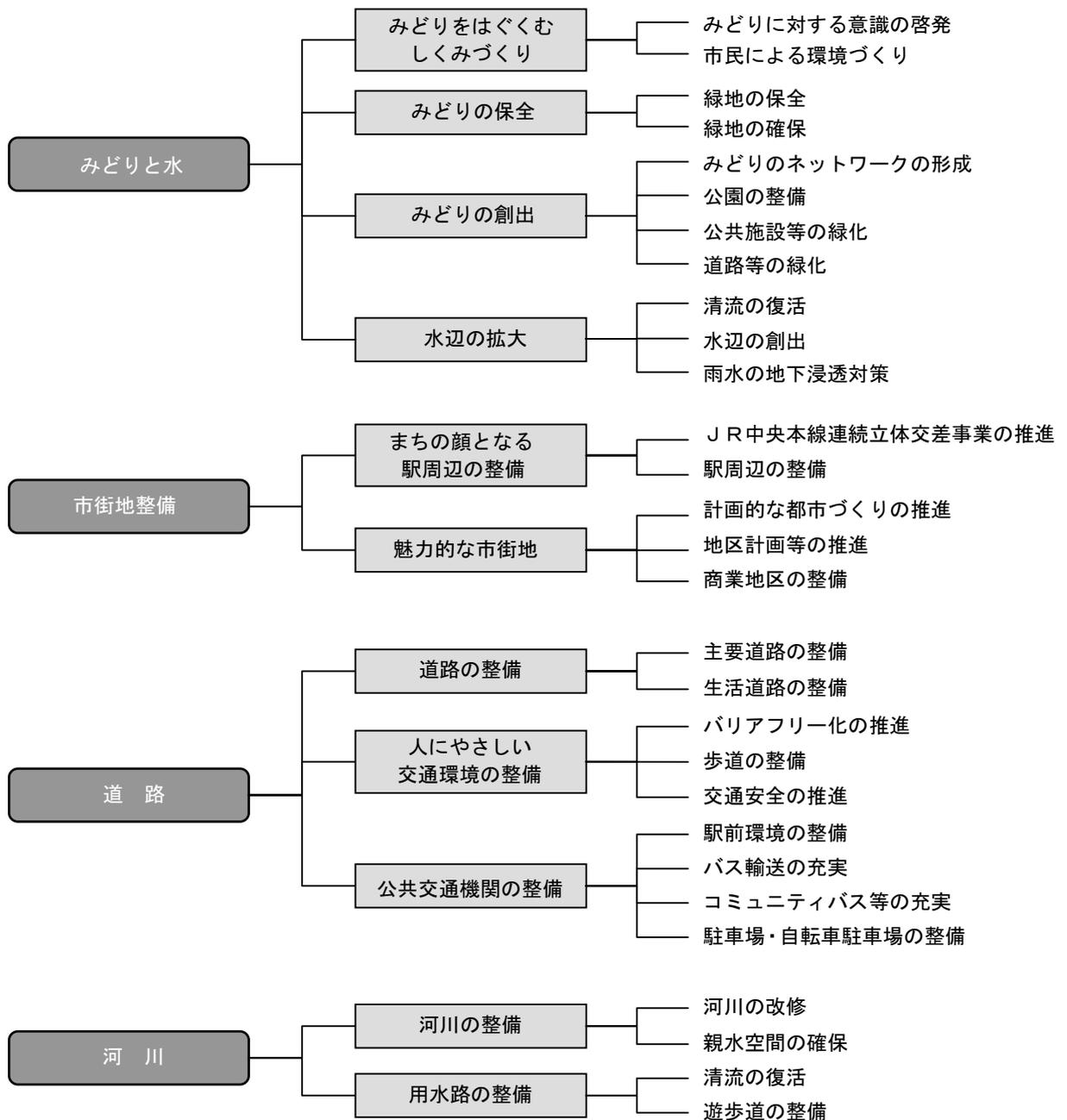
● ● ● 第3 計画の推進 ● ● ●

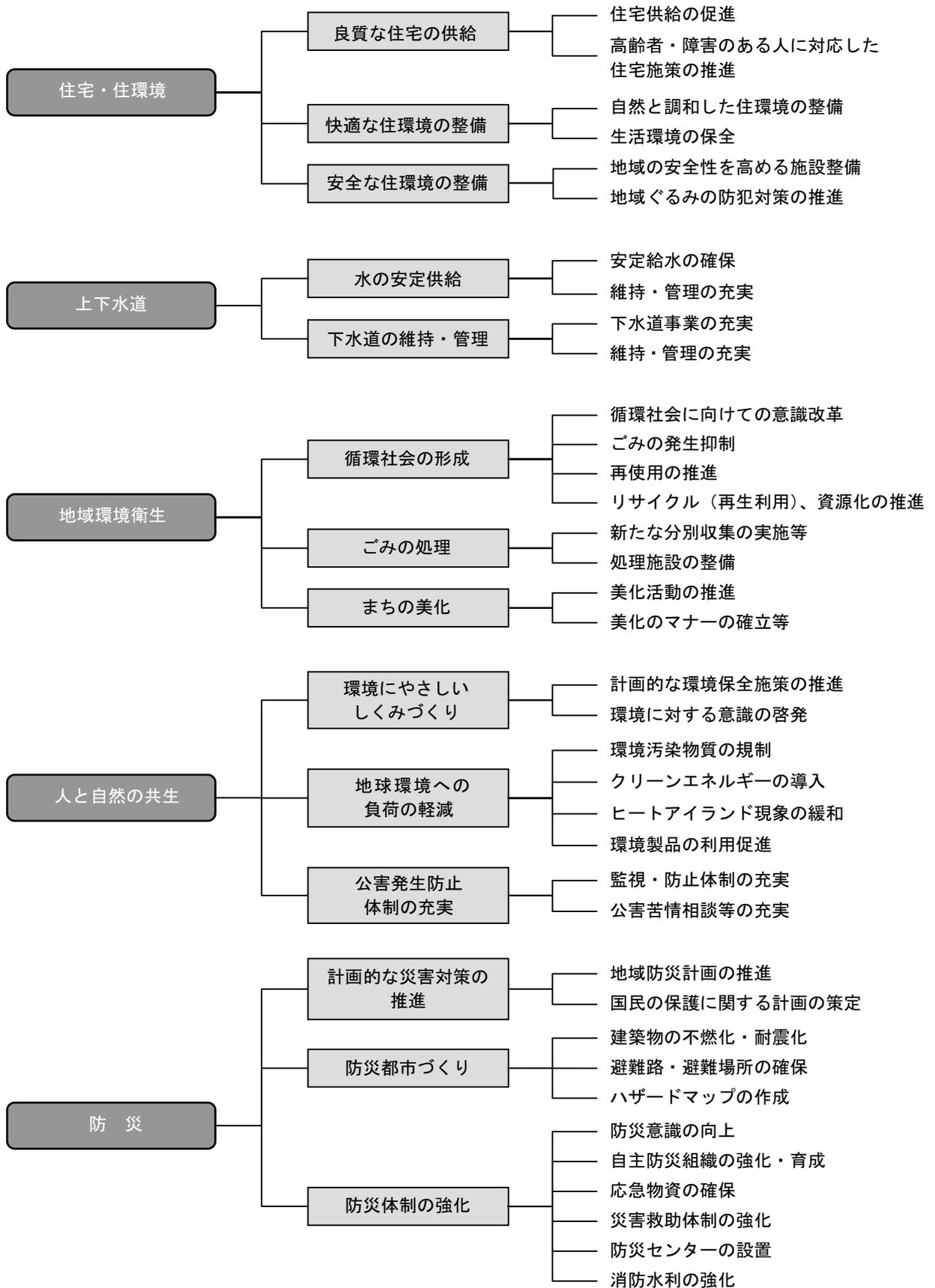
基本構想実現のため、情報公開と市民参加を拡充するとともに、効果的・効率的な行財政運営に努め、計画的な行政を推進します。

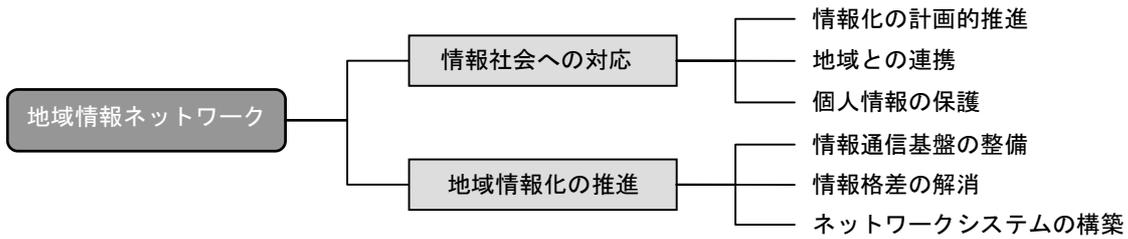
● ● ● 第4 施策の体系 ● ● ●

4つの柱をもとに27の施策を設定するとともに、体系的に事業計画を分類しました。

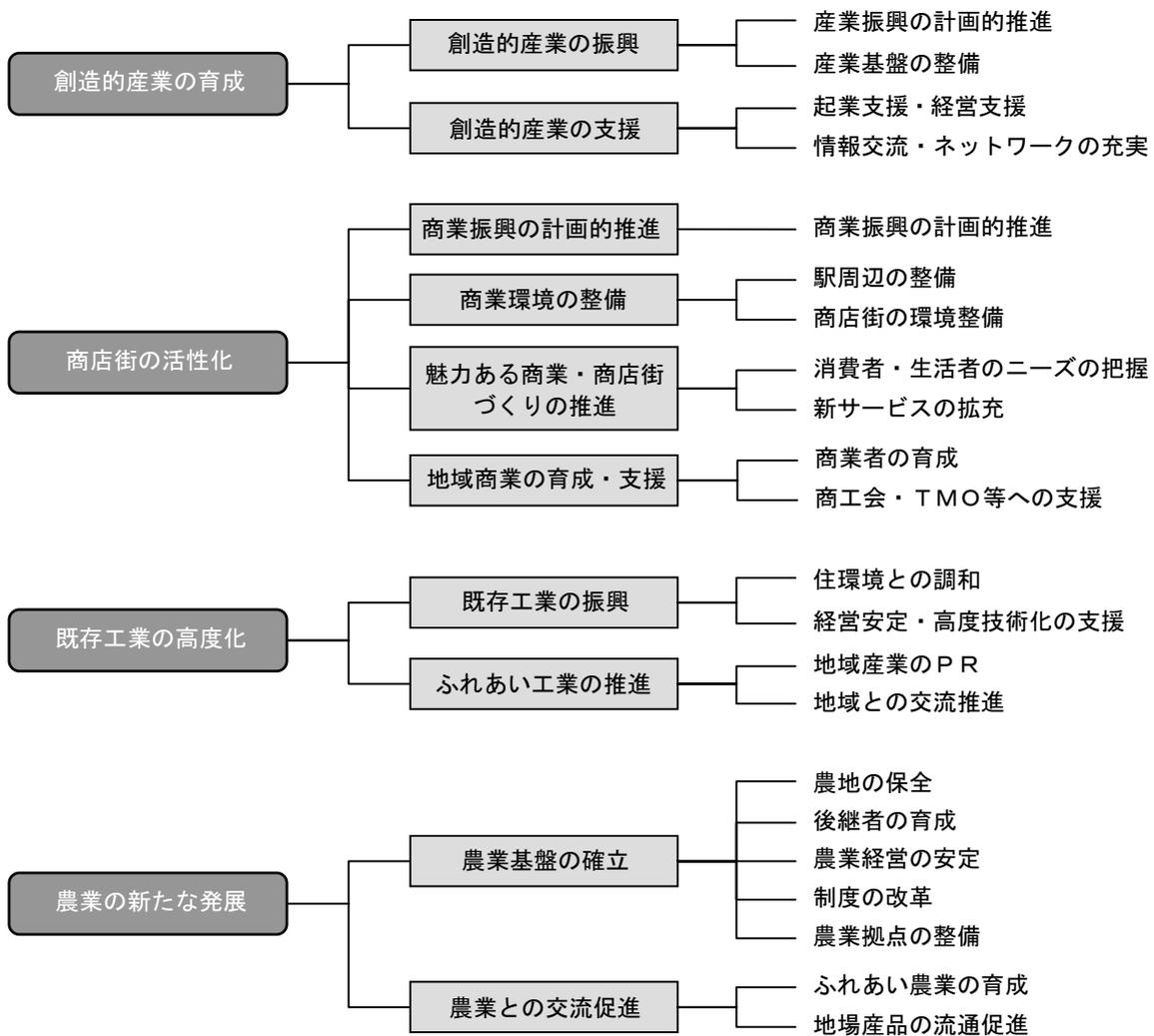
1 みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）

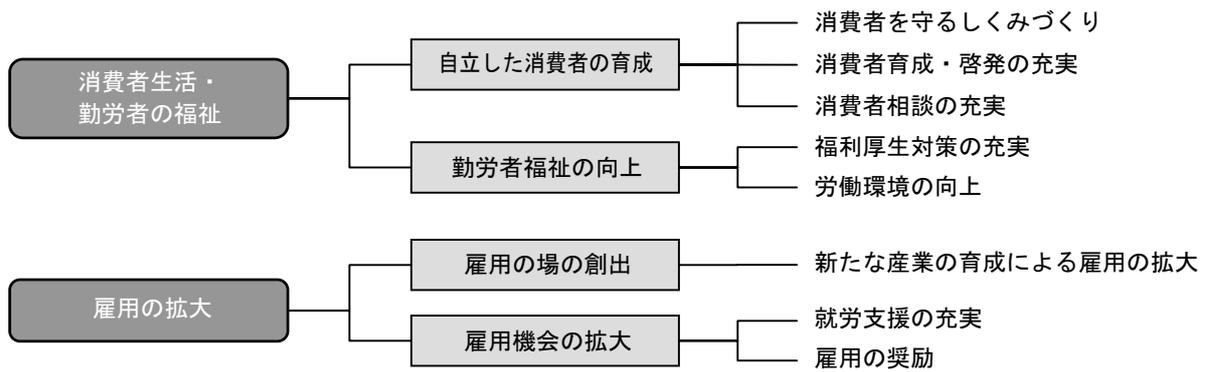




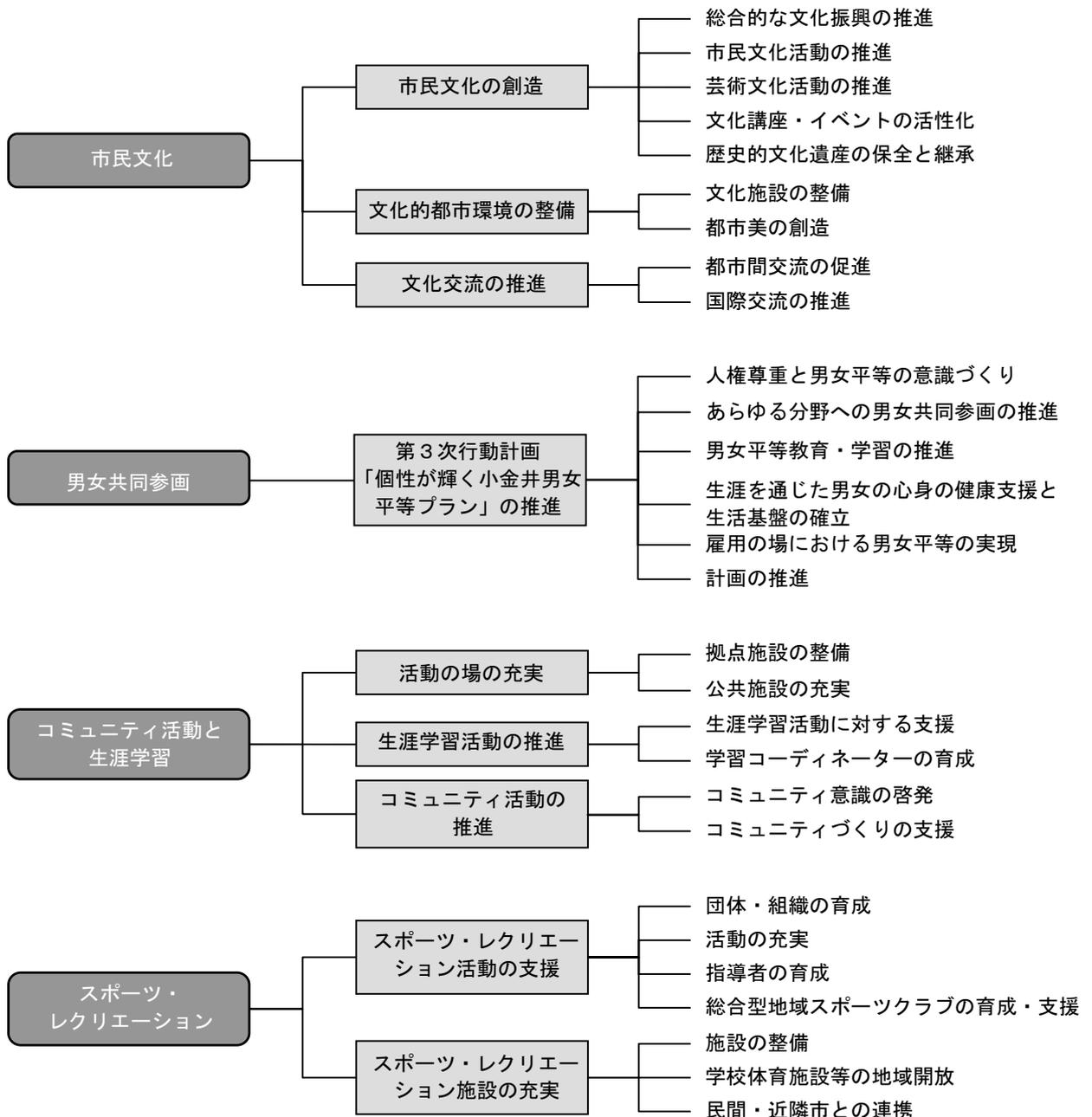


2 いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）

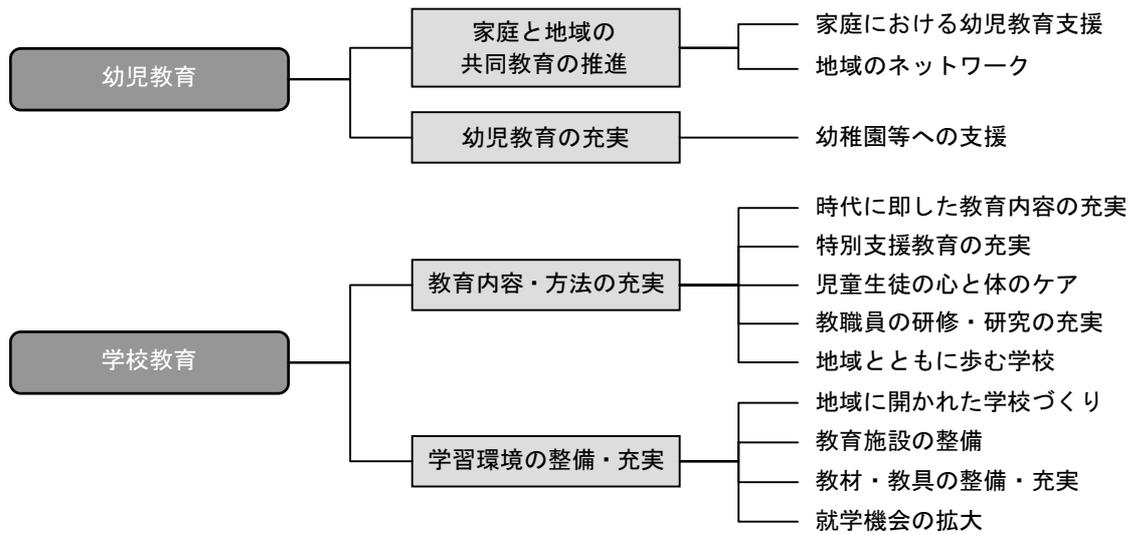




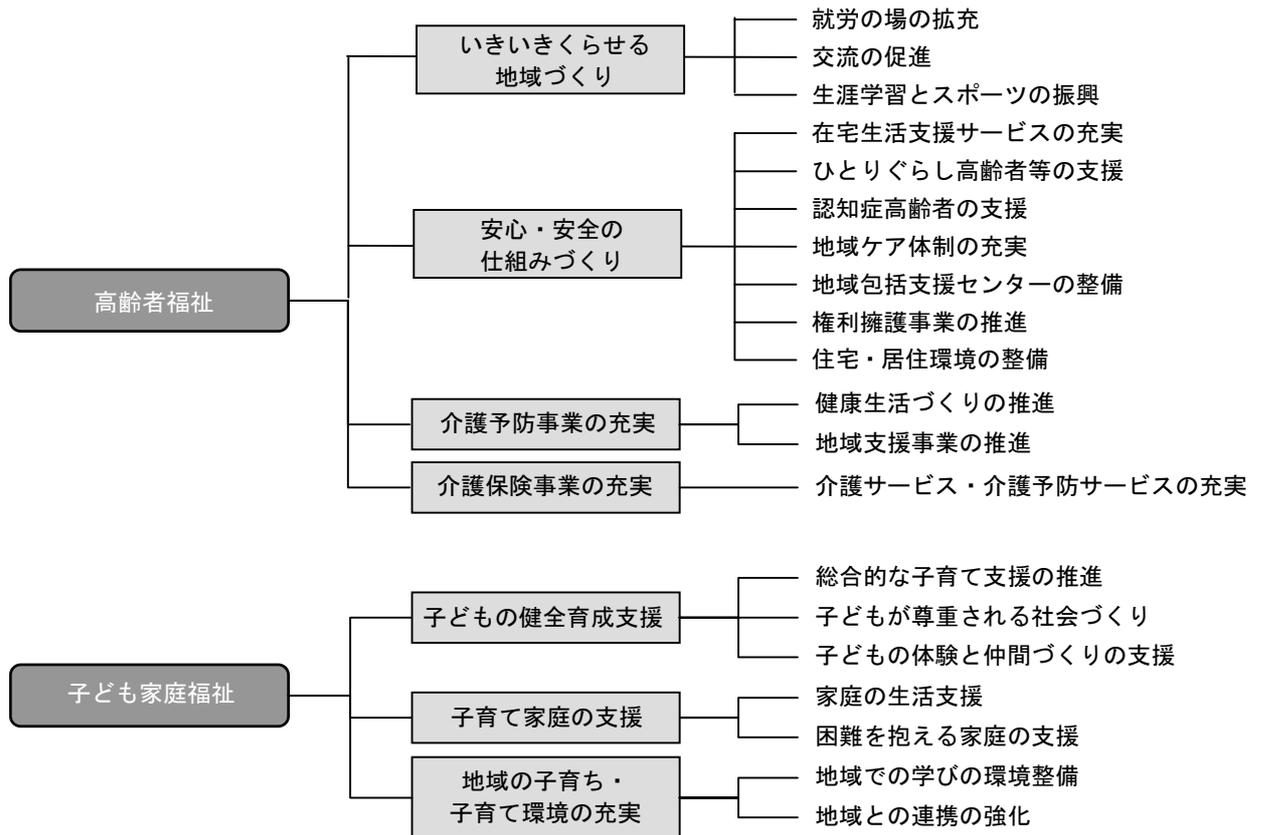
3 豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）

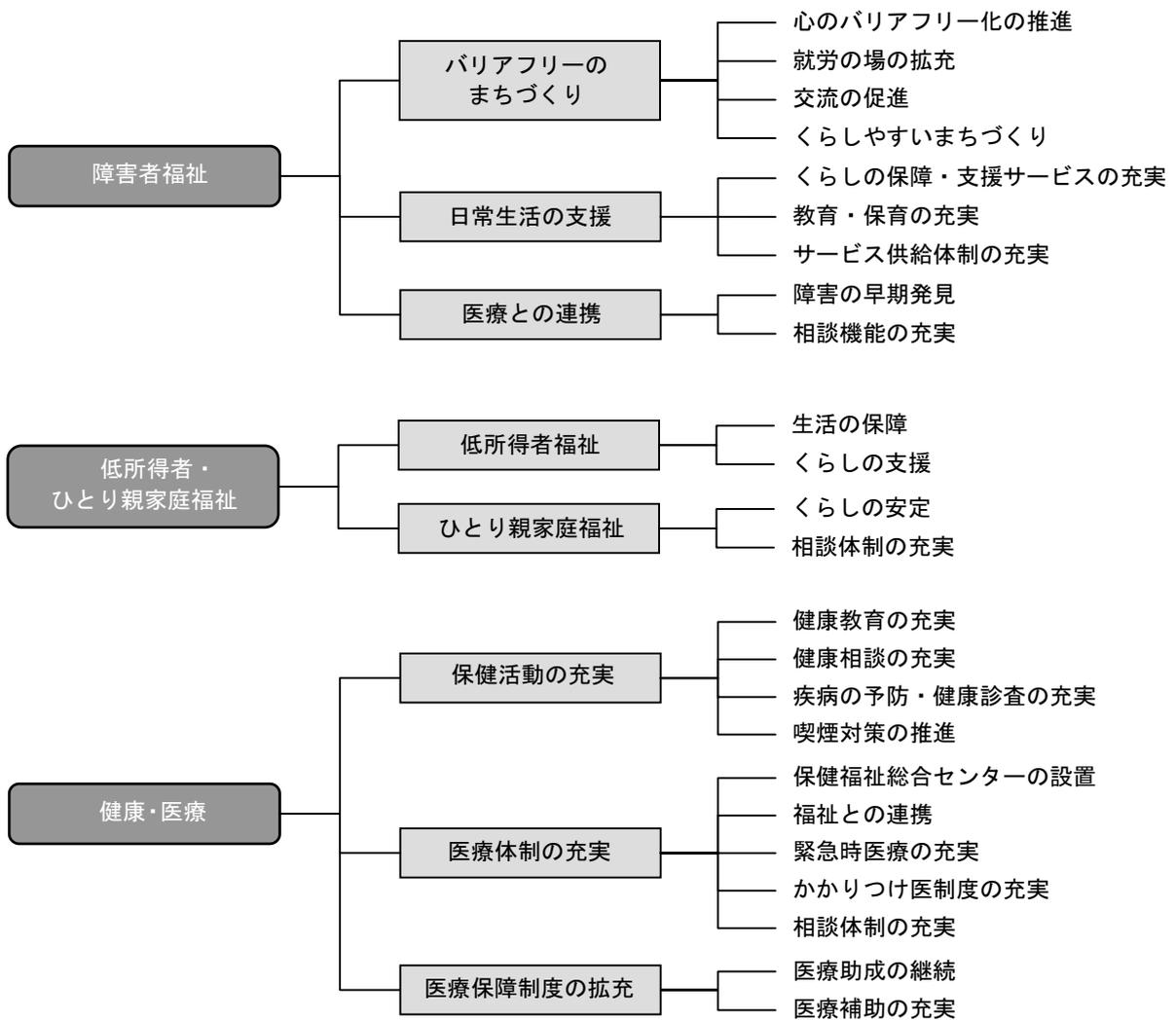


第2章 計画の概要

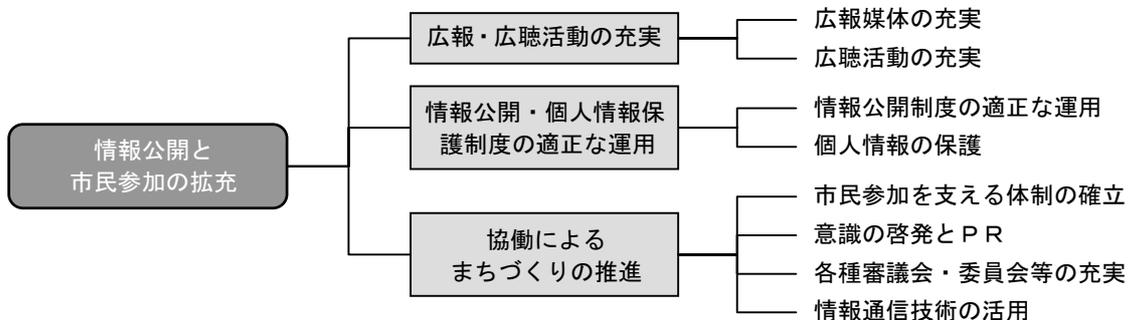


4 安心してくらすせる生きがいのあるまち（福祉と健康）

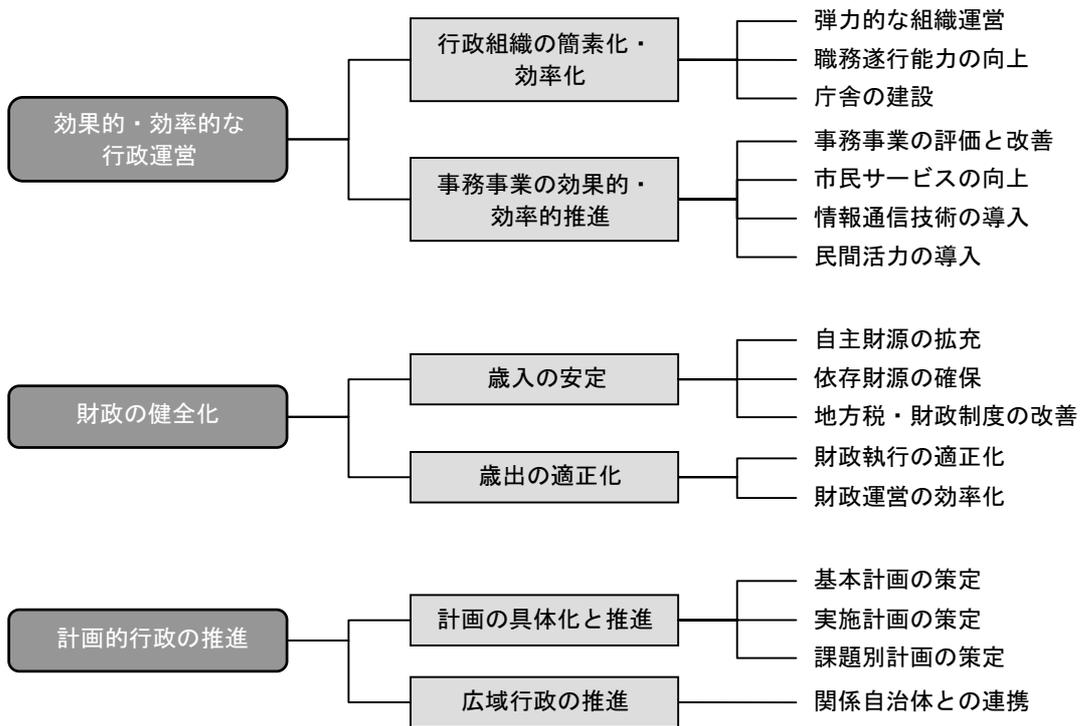




基本構想実現のために（計画の推進）



第2章 計画の概要



第2部 各論

施策の課題と計画

- 第1章 みどり豊かで快適な
魅力あるまち（環境と都市基盤）
- 第2章 いきいきとした暮らしを
支えるまち（地域と経済）
- 第3章 豊かな人間性をはぐくむ
ふれあいのあるまち（文化と教育）
- 第4章 安心してらせる
生きがいのあるまち（福祉と健康）

第1章

みどり豊かで快適な魅力あるまち

【環境と都市基盤】

- 1 みどりと水
- 2 市街地整備
- 3 道 路
- 4 河 川
- 5 住宅・住環境
- 6 上下水道
- 7 地域環境衛生
- 8 人と自然の共生
- 9 防 災
- 10 地域情報ネットワーク

1 みどりと水

現況と課題

都市における良好なみどりと水の環境づくりは、市民生活のやすらぎやうるおいの創出、子どもの健全育成、地球環境の保全や防災などの観点から不可欠であり、今後、さらに保全と創出を ていく があります。市の の は、豊かなみどりと水に まれたうるおいのある都市環境です の まれた を活かしたまちづくりが られています

本市は、都心への利便性に優れていることから、年々宅地化が進むとともにみどりが失われ、緑被率*は、都市に望ましいとされる 30%の水 準を下回っています。

みどりを保全し、育成していくためには、市民、事業者、行政の連携と協力が不可欠です。このため、みどりを守り育てる担い手として、市民や事業者などが緑化推進活動や公園の計画・維持管理にかかわることができる組織づくりが重要です。

本市の緑地の特徴として、小金井公園や武蔵野公園、東京学芸大学や東京農工大学など、まとまったみどりが多いことがあげられます。しかし、これらのほとんどが市の外周部にあり、中心部では、みどりの減少が目立っています。そのため、都市公園の整備、道路の緑化などを推進し、みどりをつなぐネットワークの形成を図る必要があります。

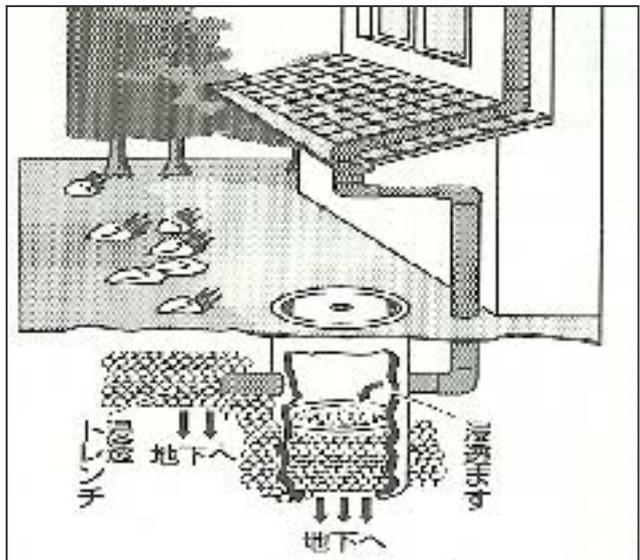
本市には、武蔵野の面影を残す国分寺崖線(はけ) や屋敷林など、優れたみどりの景観を形づくっている緑地があります。また、市街地に点在する農地は、都市の緑地空間として重要な役割を担っています。今後も、貴重な景観を形づくる緑地や農地を積極的に保全していく必要があります。

保全緑地等指定状況 平成 17 年9月現在

区分		件数	規模
環境保全緑地	環境緑地	13	53,488.13㎡
	公共緑地	5	6,693.72㎡
保存樹木		105	876本
保存生け垣		224	5,568m
生産緑地		249	79,442㎡

資料:環境政策課

雨水浸透ます(雨水の流れ)



また、本市では、国分寺崖線から湧き出る湧水、野川や玉川上水などうるおいとやすらぎを感じることができる水辺に多くの市民が親しみを持っています。しかし、都市化の影響等により市内でも地下水及び湧水に深刻な影響を与えていると考えられています。

このような中で、市民共有の貴重な財産である地下水及び湧水を保全するため、本市では雨水の地下浸透対策に取り組み、世界的にも有数な雨水浸透ます*の設置率(平成17年10月現在47.2%)を誇っていますが、それでも湧水量は年々減少しています。こうした状況に対応するため、平成17年7月に施行した「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」等を通じて、今後もより一層の取組の推進が求められています。

また、これらの水辺と市民がもっと身近に接することができるよう清流の復活や用水路などの遊歩道化を進め、公園や公共施設とを結んだ水辺のネットワークの形成を図ることが必要です。

雨水浸透ます設置数の推移



注:平成17年は、8月現在

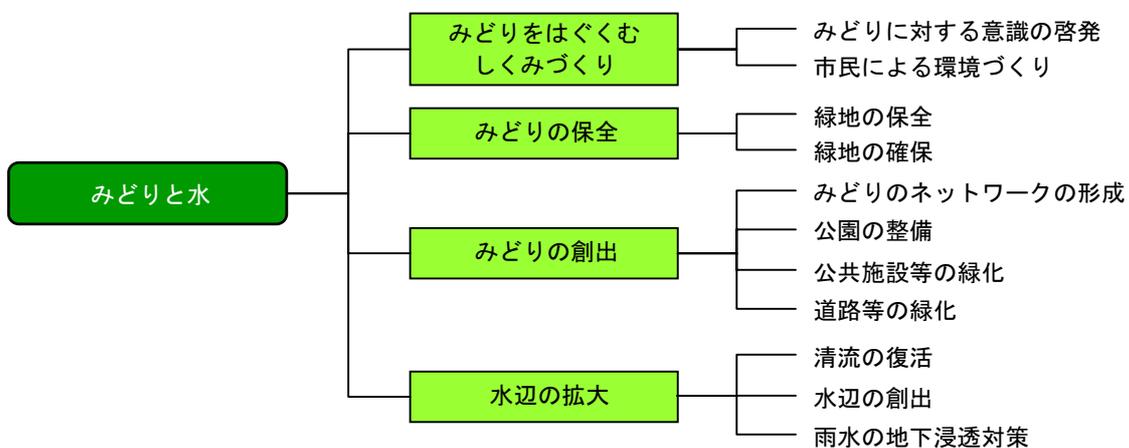
資料:下水道課

浸透施設設置状況 平成17年8月現在

浸透可能家屋軒数		23,577軒
浸透ます設置軒数		11,007軒
設置率		46.70%
内訳	浸透ます	49,870個
	浸透管	38,364m
	浸透人孔	188個

資料:下水道課

施策の体系



施策の方向

市民、事業者、市が連携して健全な水循環を取り戻し、良好なみどりの環境をはぐくむための意識の啓発、しくみづくりを進めます。

みどりの保全や創出、水辺の拡大を計画的に推進し、市民が身近にうるおいとやすらぎを感じることができるようなみどりと水のネットワークの形成をめざします。

計 画

1 みどりははぐくむしくみづくり

(1) みどりに対する意識の啓発

- ・ 市民、事業者、市が連携してみどりを守り、育てるしくみづくりをめざします。
- ・ 市民や事業者などに、みどりを大切にす意識の啓発を図るため、環境教育や環境学習を推進します。
- ・ みどりや生態系について調査・研究し、野鳥や昆虫、水生生物とともに豊かな自然の中で生活できるまちづくりを推進します。

(2) 市民による環境づくり

- ・ 市民との協働による公園づくりや緑地づくりを推進します。
- ・ 樹木や公園緑地のアダプト制度の導入、市民による緑化活動への助成など、市民自らが責任をもって、みどりの維持・管理に努めるしくみづくりを進めるとともに、そのための支援や指導を行います。
- ・ 入学記念樹の配布などを通じ、各家庭での自然保護思想の育成とみどりの創出を

図り、豊かな生活環境づくりを推進します。

2 みどりの保全

(1) 緑地の保全

- ・ 本市の地域特性である国分寺崖線について、残存する斜面緑地などを積極的に保存します。

(2) 緑地の確保

- ・ 市内に残る樹林地などを公共緑地や環境緑地に指定し、保全します。
- ・ 緑地の公有地化を推進するため、特別緑地保全地区*などの拡大を行うとともに、緑化基金等を有効に活用します。
- ・ 生産緑地*に指定されていない農地を市民農園などに活用し、保全します。

3 みどりの創出

(1) みどりのネットワークの形成

- ・ 緑地、公園、緑道などを計画的に整備し、市の東西方向だけでなく、南北方向にも連続性のあるみどりのネットワークを形成します。

(2) 公園の整備

- ・ 都市計画公園の整備、既存の公園の充実、児童遊園等の個性化など、緑被の増加に向けた整備を進めます。
- ・ 歴史的にも貴重な玉川上水の桜をはじめ、市内の桜の保全と育成を図ります。

(3) 公共施設等の緑化

- ・ 学校や公共施設は、樹木の植栽を推進するとともに、周囲の生け垣化や屋上の緑化等を促進します。
- ・ 住宅地では、ブロック塀等に代え生け垣

化するなどの緑化を推進します。

- ・ 宅地開発等に対しては、緑化協定*や条例に基づき緑化の指導を行います。

(4) 道路等の緑化

- ・ 駅前広場の緑化やポケットパーク*の設置などにより、まちの美観に配慮した緑化を推進します。
- ・ 街路樹や緑道、遊歩道などの整備を進めます。
- ・ 道路や公園などの身近なみどりを守り、はぐくむため、市民、事業者等と協力し、緑化を推進します。
- ・ みどりのリサイクルを推進するため、落ち葉や剪定した枝のチップ化・堆肥化を進めます。

4 水辺の拡大

(1) 清流の復活

- ・ 用水路は、関係する近隣市や関係機関と協力して清流の復活を図ります。

(2) 水辺の創出

- ・ 用水路の親水整備やせせらぎ緑道の整備などを行い、水辺の創出を図ります。
- ・ 水辺の創出により、みどりのネットワークと連携した水辺のネットワークの形成を図ります。

(3) 雨水の地下浸透対策

- ・ 下水道に流入する雨水の量を軽減し、できるだけこれを地下浸透させます。
- ・ 湧水を維持していくため、雨水浸透対策に取り組み、雨水の地下浸透を促します。
- ・ 既存の住宅等に、雨水浸透施設・雨水貯留施設を設置する際の助成を行います。

*：緑被率
市域において、樹木・樹林地、草地、農地などの占める割合。

*：特別緑地保全地区
都市における無秩序な市街化の防止、公害や災害防止のため必要な遮断地域、都市の歴史的文化的価値のある緑地などを保全することを目的に都市計画法に規定される地域地区。

*：生産緑地
市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境の形成を目的とし、30年間農地としての管理を義務付けられた土地。

*：緑化協定
緑地の所有者等が、市街地の良好な環境を維持するため、その全員の合意により、土地の区域における緑化に関する協定を締結したもので、市町村長が認可したもの。

*：ポケットパーク
道路脇などのわずかな土地を利用して作られる小さな公園。

2 市街地整備

現況と課題

現在、日本の都市は、都市基盤の未整備や防災力の不備、欧米に比べ低水準にある居住環境など、さまざまな問題に直面しています。これらは、高度経済成長期における急激な都市開発によることが大きな要因です。

本市には豊かな自然があり、都心への利便性もよいことなどにより、郊外の田園都市から住宅都市へと急激な発展を遂げました。しかし、この間、都市基盤は未整備なままに市街化が進行したため、交通混雑や居住環境の悪化など多くの課題を抱えています。これらの課題を解決し、市民がくらしやすいまちとして発展するためには、市街地の総合的な整備が必要となります。

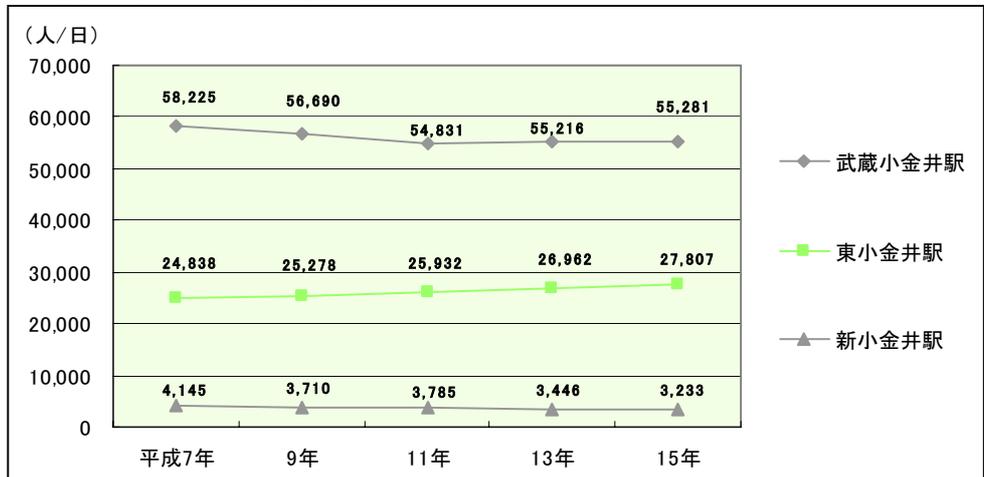
JR中央本線連続立体交差事業*は、平成20年度の完成をめざし、本格的に進められています。これにより長年の懸案であった南北交通の遮断の解消は目前のものとなっていますが、この事業にあわせ、駅前広場や交差道路など交通環境の整備が求められています。

また、駅周辺には住宅と商業等が混在する密集地があり、ゆとりある快適な空間の創造や防災性の向上が大きな課題となっています。そのため、駅周辺では、それぞれの特性を活かした魅力ある調和のとれた整備と開発を進める必要があります。

中高層住宅と一般住宅等との混在が進んだ地区では、日照問題や電波障害等、市民の生活環境の悪化も懸念されています。ゆとりある市街地の形成と良好な生活環境を維持するためには、都市計画マスタープラン（平成14年3月策定）に基づき、土地利用計画の推進や地区計画*等による計画的な市街地の整備が必要です。

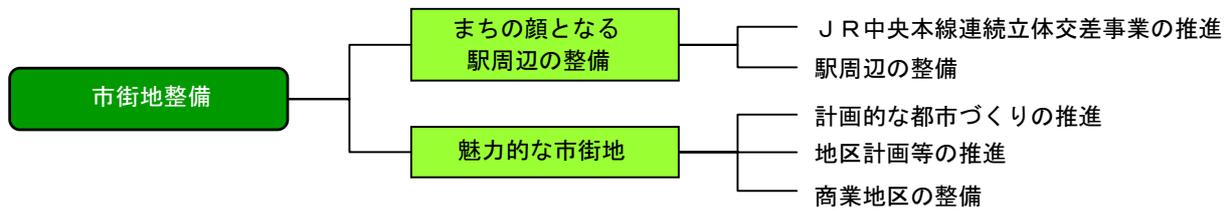
また、市民自らが、自分たちの住むまちを選ぶ時代が到来するなかでは、より魅力的な市街地となるよう整備を進めるとともに、市民自らが自分たちの住む地域のまちづくりに参加し、推進することも重要です。このため、市民が自らまちづくりに参加し、推進することができる環境を整備する必要があります。

小金井市内3駅の1日平均乗降客数の推移



注) 1日平均乗車人員は、乗車券類の販売実績をもとに各年度の年間乗車人員を年間実数で除して算出した。
資料: JR東日本八王子支社総務部企画室、西武鉄道新小金井駅

施策の体系



施策の方向

JR中央本線連続立体交差事業との整合性を図りながら、個性的で魅力的な駅と駅周辺の整備・開発を進めます。

また、豊かな自然やゆとりのある都市空間に、市民一人一人が魅力を感じることができる市街地の形成を図ります。

- 東小金井駅周辺は、東部地区の中心として整備を進め、駅北口の土地区画整理事業*を推進し、駅前広場・都市計画道路等の整備を行い、商業・業務・文化機能の導入を図ります。
- 新小金井駅周辺は、南北の公園を結ぶグリーンベルト形成地区として自然環境を活かした整備を推進します。
- JR中央本線の連続立体交差化に伴う駅周辺の整備では、だれもが安心して快適に利用できるようバリアフリー*化を進めます。

計 画

1 まちの顔となる駅周辺の整備

(1) JR中央本線連続立体交差事業の推進

- 東京都及び沿線6市との連携により、JR中央本線連続立体交差事業の早期完成をめざし、南北交通の円滑化と鉄道や道路の安全性の向上を図ります。
- 連続立体交差事業により創出される高架下空間を、自転車駐車場や市民が利用しやすい施設等を配置して有効に活用します。

(2) 駅周辺の整備

- 武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、駅南口における市街地再開発事業*を推進し、駅前広場等の都市基盤施設の整備にあわせ、商業、業務及び住宅との調和のとれた複合的中心市街地としての整備を図ります。

2 魅力的な市街地

(1) 計画的な都市づくりの推進

- 都市計画マスタープランやその他の関連計画に基づき、適正な土地利用の規制・誘導と市街地形成による計画的な都市づくりを推進します。また、社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを行います。
- 住宅地は、自然環境との共生を基本とし、ゆとりと豊かさを実感できる土地利用を図ります。

(2) 地区計画等の推進

- よりよい環境を住民自ら形成するため、今後制定予定の「小金井市まちづくり条例」に基づき市民参加により、地区計画

制度や建築協定*の活用を図ります。

- ・ 地区特性に配慮した適正な土地利用を誘導し、良好な環境を確保するため、東京都との連携等を図りながら、制定予定の小金井市まちづくり条例の活用を進めます。

(3) 商業地区の整備

- ・ 商業環境の整備・改善を進め、活力とにぎわいのある商店街づくりを図ります。

*: JR中央本線連続立体交差事業

東区間（三鷹～国分寺間）は平成 20 年度完成、西区間（西国分寺～立川間）は平成 22 年度完成をめざして進められている。完成すると、市内 7ヶ所の踏切が解消され、南北交通の円滑とまちの一体化が図られる。

*: 地区計画

地区の特性に応じて、地区内の建築物の敷地、用途等に関するルールを定め、良好な環境の街区を整備し、保全する計画。

*: 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行われる建築物の整備並びに公共施設の整備を行う事業。

*: 土地区画整理事業

土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。

*: バリアフリー

高齢者や障害のある人等が生活や行動するうえで妨げになる障壁を取り去った、高齢者や障害のある人等にやさしい空間。

*: 建築協定

住宅地としての環境等を維持増進するため、土地所有者等の全員の合意により、建築物の敷地、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定めるもの。



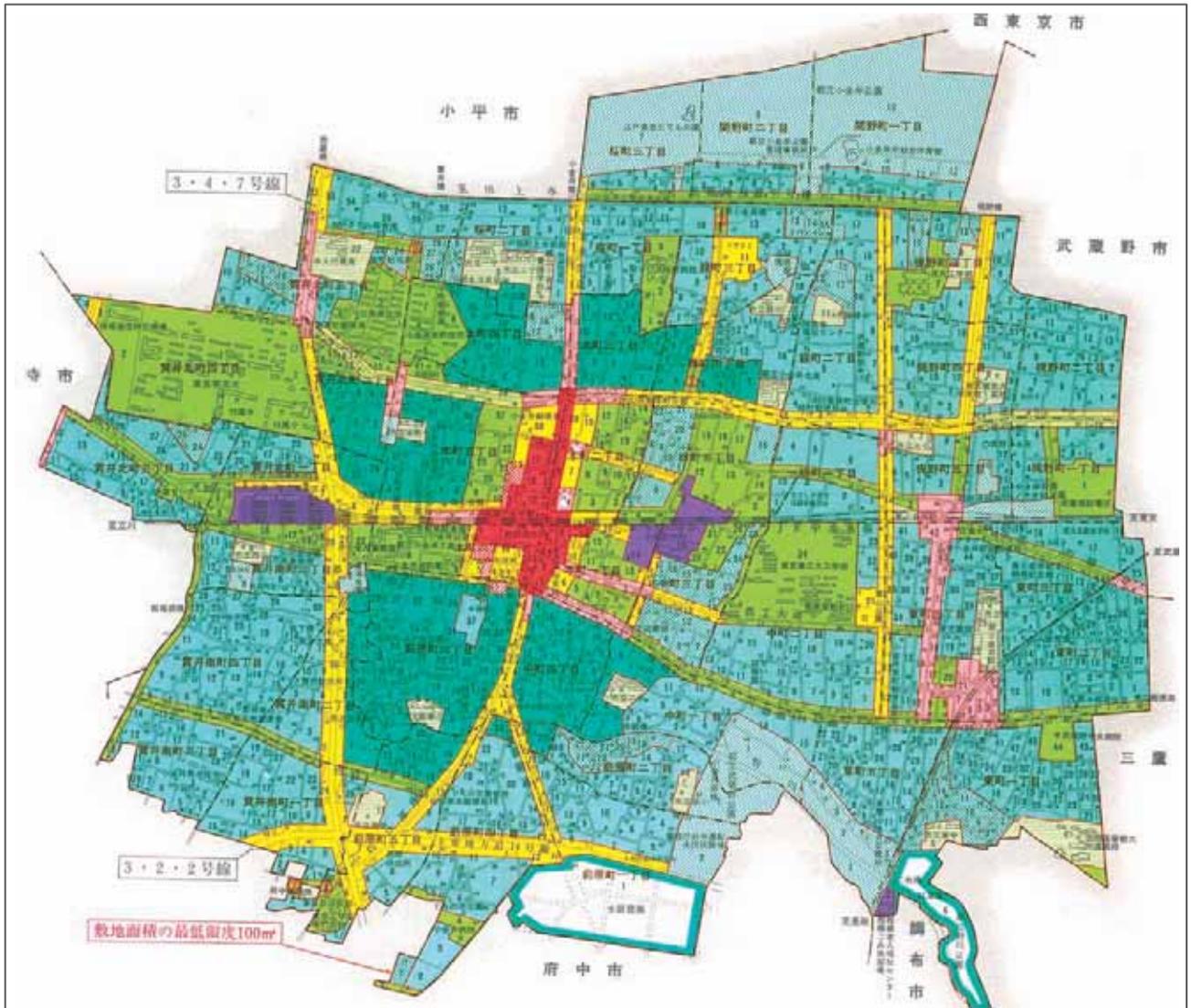
着々と進むJR中央本線連続立体交差事業

武蔵小金井駅南口の市街地再開発事業完成イメージ



資料: 開発課

地域地区図



本図の地区の境界、道路の位置、地域等はその概略を示すものです。

※ 路線式用途の指定は、都市計画道路 3・4・7号線及び3・2・2号線は 30m幅、その他は20m幅で指定

用途地域および日影規制

表小	用途地域	容積率 建ぺい率	高度	建築物 の高さの 制限	防火地域 および 防風地域	規制種 別	規制される日影時間		測定の 立地 水準面 からの 高さ	規制 される 建築物	
							敷地境界からの水平距離 5mをこよ 10mをこよ 10m以上の 範囲	10mをこよ 以上			
住	第一種低層住宅専用地域	50	30	1	10m		a1-f	3時間 以上	2時間 以上	1.5m	高さ が 2m を こ よ る 建 築 物 又 は 3 階 以 上 の 建 築 物
	第二種低層住宅専用地域	60	30	1	10m						
	第三種低層住宅専用地域	80	40	1	10m						
	第四種低層住宅専用地域	80	50	1	10m						
住	第一種低層住宅専用地域	100	50	1	10m	準防火 地域	b1-g	4時間 以上	2.5時間 以上	4m	高さ が 10m を こ よ る 建 築 物
	第二種低層住宅専用地域	100	50	1	10m	準防火 地域					
	第一種中高層住宅専用地域	150	50	1		準防火 地域	d1-h	3時間 以上	2時間 以上		
	第二種中高層住宅専用地域	200	50	1.2		準防火 地域					
住	第一種中高層住宅専用地域	200	60	2		準防火 地域				4m	高さ が 10m を こ よ る 建 築 物
	第二種中高層住宅専用地域	200	60	2		準防火 地域					
	第一種住居地域	200	60	2		準防火 地域	e1-i	4時間 以上	2.5時間 以上		
	準工業地域	200	60	2		準防火 地域					
商	近隣商業地域	200	80	2		準防火 地域	f1-j	3時間 以上	3時間 以上	規制 対 象 外	
	商業地域	300	80	3		準防火 地域					
	近隣商業地域	400	80			防 火 地 域					
	商業地域	300	80			防 火 地 域					
商	商業地域	400	80			防 火 地 域				規制 対 象 外	
	商業地域	500	80			防 火 地 域					

◎は高度を表わす

用途地域の面積と割合

平成16年6月一部変更

種類	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住宅専用地域	744.5	65.7
第二種低層住宅専用地域	0.5	0.0
第一種中高層住宅専用地域	230.9	20.4
第二種中高層住宅専用地域	7.9	0.7
第一種住居地域	92.1	8.1
近隣商業地域	27.9	2.5
商業地域	16.7	1.5
準工業地域	12.5	1.1
合計	1,133.0	100.0

資料:計画課

3 道 路

現況と課題

道路は、通勤・通学、買物、レクリエーションなど地域住民の日常生活に直結した施設であるとともに、運搬・配達・営業等の経済活動など、さまざまな社会活動を支える基礎的な社会資本です。また、電気・ガス・水道等のライフライン施設を収容し、災害時には、火災の延焼防止や避難路となるなど防災機能をあわせ持つオープンスペースです。

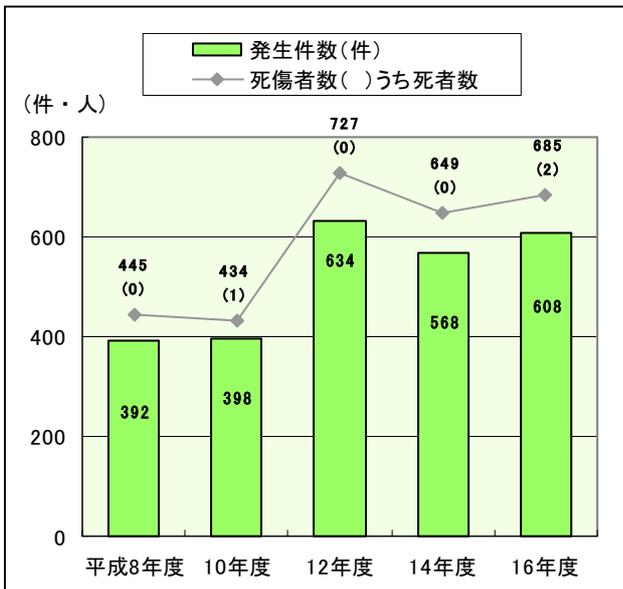
本市では、市民の交通環境の改善にける期待も大きく、安全で機能的な道路整備が求められています。

本市の南北方向の道路は、JR中央本線の平面交差により円滑な交通が阻害され、体系的に機能していないのが現状です。また、都市計画道路の完成率は、約33%と非常に低く、従前か

ら整備の促進が課題となっています。さらに、本市の道路は、幅員4m未満の狭隘道路が多く、円滑な交通に支障をきたし、緊急時や災害時の諸活動の妨げにもなっています。また、主要道路の混雑や渋滞の影響によって、生活道路まで車が進入し、日常生活にも支障をきたしています。安全かつ機能的な交通を確保し、交通需要の分散を基本とした交通体系を整備するため、主要道路の整備や生活道路への通過交通の抑制、駐車場の整備等の対策が必要となっています。

また、交通量の増加に伴い、高齢者の交通事故や自動車乗車中の交通事故死傷者が増加傾向にあるなど、最近の道路交通環境は憂慮すべき状況にあります。尊い生命を守り、すべての人が安心して利用できる道路環境づくりを進めるとともに歩行者にも、交通安全のルール・マナーの遵守を徹底する必要があります。

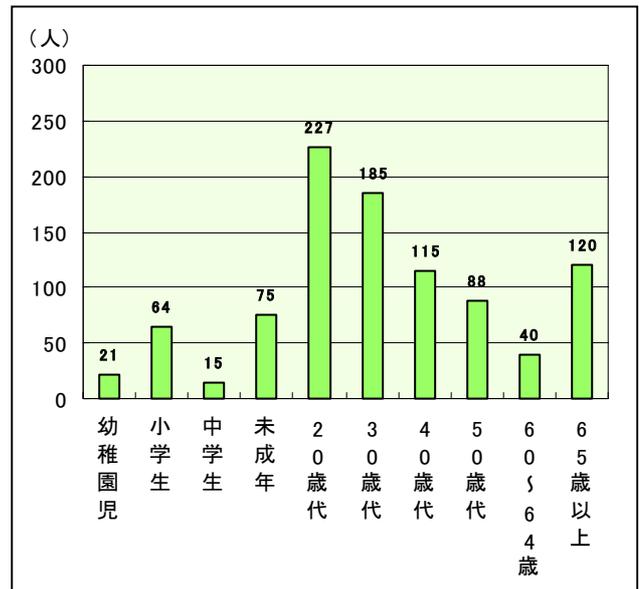
交通事故発生状況の推移



資料:防災交通課

年代別交通事故死傷者数

平成16年



資料:防災交通課

市内の公共交通機関は鉄道とバスです。鉄道は、JR中央本線と西武鉄道多摩川線があり、バス路線は、武蔵小金井駅を中心にその多くが運行されています。

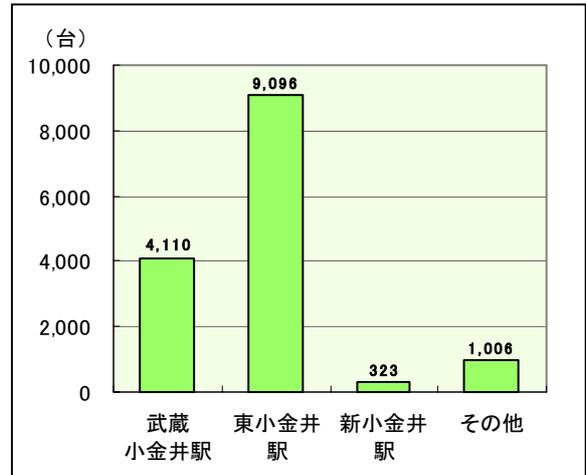
しかし、バスは市域を東西に結ぶ路線や市東部を走る路線が少ないなどの問題点があり、本市では、バス交通不便地域を解消するため、平成15年3月に武蔵小金井駅北口から東小金井駅北口を經由し市北東部の小金井公園、法政大学等を結ぶコミュニティバス*「C○C○バス」*の運行を開始しました。加えて平成17年中には3つのルートで運行を開始し、現在では、市内全域を4ルートでC○C○バスを運行しています。しかし、一部地域が未だバス交通不便地域となっており、福祉施策の検討などを含め、交通不便地域の解消に努める必要があります。

また、公共交通機関の結節点となる駅周辺は、JR中央本線連続立体交差事業等にあわせ、市民が安全かつ快適に利用できるよう公共交通機関の輸送力増強や、駅施設・周辺道路のバリアフリー化等による交通環境の整備を図る必要があります。



開通した都市計画道路

公共自転車駐車場の設置状況 平成17年1月1日現在



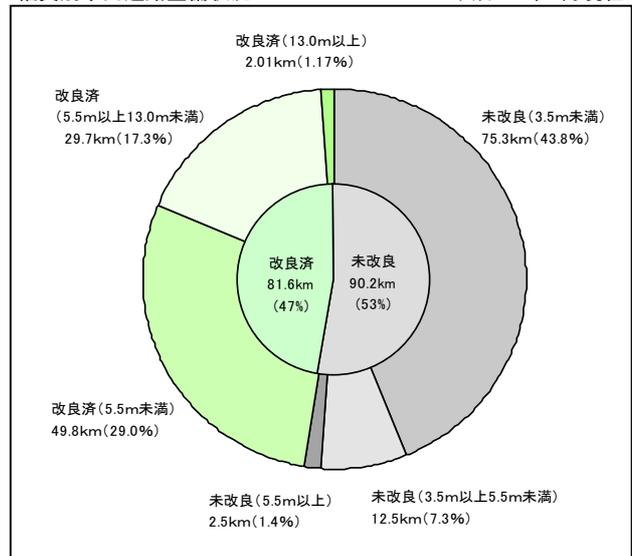
資料: 防災交通課

市道整備状況 平成17年4月1日現在

市道		延長(m)	面積(m ²)	面積比率(%)
		154,886	759,020	100.0
改良内訳	改良済	64,798	428,814	56.5
	未改良	90,088	330,206	43.5
幅員別内訳	(改良済)			
	車道 5.5m以上	15,322	156,121	20.6
	5.5m未満	49,476	272,693	35.9
	(未改良)			
	車道 5.5m以上	2,458	23,497	3.1
	3.5m以上	12,495	55,641	7.3
3.5m未満	75,135	251,068	33.1	
うち車両通行不能	24,324	60,681	8.0	

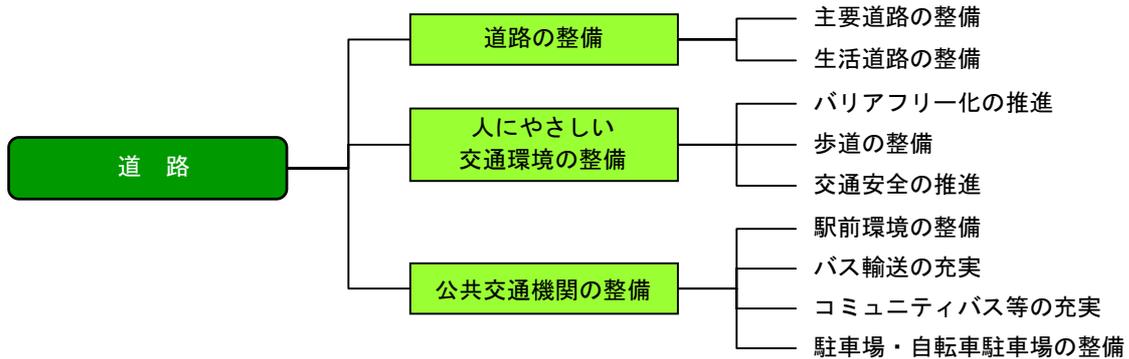
資料: 道路管理課

幅員別市内道路整備状況 平成16年4月現在



資料: 道路管理課

施策の体系



施策の方向

JR中央本線連続立体交差事業にあわせ、主要道路や生活道路の整備を促進し、環境に配慮した安全で機能的な道路網の整備をめざします。

安全で住みよいまちにするために、総合的な交通安全対策を推進し、事故の防止に努めます。また、子どもや高齢者、障害のある人が安心して歩けるバリアフリーの道路整備を図ります。

公共交通機関である鉄道とバスの効率的な接続と円滑な運行を確保し、市民が安全で快適に利用できる公共交通体系の構築をめざします。

- ・ 国や東京都の補助金等を活用して早期の整備を図ります。
- ・ 南北道路や駅周辺の都市計画道路などについては、東京都と協力して計画的な整備を図ります。
- ・ 車道と歩道を分離するよう整備を進め、安全性の向上を図ります。
- ・ 街路樹を可能な限り植栽し、道路環境の向上を図ります。
- ・ 道路の安全性向上と環境面での効果を考慮し、保水性舗装、遮熱性舗装等の活用を図ります。

計 画

1 道路の整備

(1) 主要道路の整備

- ・ 安全で快適な市民生活と円滑な交通を確保するため、交通需要の分散を基本とした道路整備計画を策定し、計画的な整備と改善を進めます。
- ・ 武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにあわせ、都市計画道路の整備を進めます。

(2) 生活道路の整備

- ・ 幅員4m未満の狭隘道路は、地権者等の理解を得ながら拡幅を図ります。
- ・ コミュニティ道路*等の整備を推進し、歩行者が安心して歩ける空間を確保します。
- ・ 老朽化が進んでいる橋梁及び歩道橋について、耐久性、耐震性等に関する調査を行い、適正な維持管理に努めます。
- ・ 道路台帳の補正測量を実施し、台帳を適切に管理・調整します。
- ・ 道路の安全性向上と環境面での効果を考慮し、遮熱性舗装等の活用を図ります。

2 人にやさしい交通環境の整備

(1) バリアフリー化の推進

- ・ 駅施設や駅と公共施設を結ぶ経路上にある歩道・広場のバリアフリー化を進めます。
- ・ 公共施設及び主要民間施設のバリアフリー化に努めます。
- ・ 公共交通機関を利用できない市民の交通手段を確保するため、福祉輸送サービスの充実を図ります。
- ・ 子どもや高齢者、障害のある人等が安心して通行できるよう、歩道の設置、段差・勾配の改善など、歩行空間のバリアフリー化を進めます。

(2) 歩道の整備

- ・ 歩行者や高齢者、障害のある人等にやさしい歩道等の整備を図ります。
- ・ 歩道の雨水浸透舗装を推進します。
- ・ 電線類の地中化を進め、景観の向上と歩行空間の確保を図ります。

(3) 交通安全の推進

- ・ 安全で快適な交通社会を実現するため、交差点改良や歩道整備等の交通安全施設を充実します。

- ・ 関係機関と協力し、生活道路における通過交通を排除するなどの効果的な交通規制を実施します。
- ・ 交通の妨げとなる違法駐車や放置自転車等については、関係機関と協力して、規制・指導に努めます。
- ・ 関係機関や市民の協力により、子どもや高齢者、障害のある人などを対象とした交通安全教育を充実し、交通安全思想の普及・浸透を推進します。
- ・ 交通災害共済制度への加入を促進します。
- ・ 公共交通機関に対し、安全性向上対策の徹底を要請します。

交通安全都市宣言

本市は、交通の要衝として、五日市街道、行政協定道路（志木街道）等の主要幹線道路に多数の小道路が縦横に直結しており、これに二十有余のバス路線網が集中し、交通量は激増しつつある。最近における幼児、青少年の死傷の第一位は、交通事故等不慮の災害によるもので、本市の昨年中における交通事故件数は二二八件、うち死亡は十名にもおよび、今後の交通災害はますます増加の傾向にある。

このような悲惨な交通事故を未然に防ぎ、市民の生命と財産の安全を守り、平和な明るい生活を確立するために、交通事故の絶滅を期し、ここに、交通安全都市の確立を宣言する。

昭和三十七年三月十四日

東京都小金井市

3 公共交通機関の整備

(1) 駅前環境の整備

- ・ 武蔵小金井駅周辺、東小金井駅周辺は、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、駅前広場や駅周辺道路を整備し、鉄道とバスの効率的な接続を確保します。

(2) バス輸送の充実

- ・ 市民の利便性の向上を図るため、バス路線の増設等を関係機関に要望します。
- ・ バスの円滑な運行のためのバスレーンや、バスベイ*の設置、高齢者・障害のある人のためのノンステップバスの導入などを関係機関に要請します。

(3) コミュニティバス等の充実

- ・ 市民のニーズに対応し、より便利で利用しやすくなるよう、コミュニティバス「CoCoバス」の運行等を充実します。

(4) 駐車場・自転車駐車場の整備

- ・ 道路の機能を保持するため、駐車場施設整備基本計画に基づき、駐車場の計画的な整備を促進します。
- ・ JR中央本線連続立体交差事業にあわせて、高架下の空間を利用し、自転車駐車場の整備を図ります。
- ・ 放置自転車対策や公害など環境問題に対応するため、レンタサイクル*の導入を検討します。



市民の新しい足となっているコミュニティバス「CoCoバス」

*：コミュニティバス
通常のバス路線だけではカバーしきれない地域等を運行する利便性を最大限考慮した新乗合バスの総称。

*：CoCoバス
交通不便地域を運行し、補助ステップや電動リフトも備えたコミュニティバス。燃料には環境にやさしい天然ガスを利用。

*：コミュニティ道路
通過交通の進入抑制、歩道の拡幅、植栽やベンチの設置など、歩行者等が安全かつ快適に通行できるよう配慮された道路。

*：バスベイ
バスの停留所において、交通の流れを阻害することなく停車できるよう歩道などに湾状に入りくんだ部分。

*：レンタサイクル
通勤・通学の鉄道端末交通手段、買物や業務目的の地区内交通手段、また、観光やスポーツ用として貸し出す自転車。

4 河川

現況と課題

河川は古くから、地域の共有財産として、人々の生活の中にとけ込み共存してきましたが、急激な都市化に伴う河川の汚れなどにより、人々に遠い存在となっていた時期もありました。しかし、近年は、貴重な水とみどりの空間としての重要性が見直されてきています。

河川は、市民にとって自然を感じることでできる貴重な資源であり、本市においても単に治水の観点からだけでなく、親水の場として整備を進める必要があります。

本市には、野川と仙川が流れています。野川は床掘河川と呼ばれる川で、堤防がなく、水辺の植生や遊歩道など、みどり豊かな親しみやす

い河川です。仙川は、水源部の埋立てや下水道の整備によって水量が減り、通常は干上がった状況にあることから、安定的な水量の確保が重要な課題になっています。

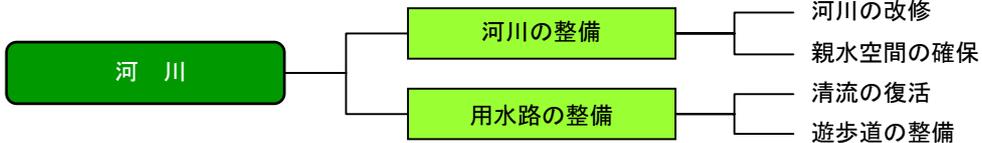
一方、河川の構造については、阪神・淡路大震災の教訓として、高水敷*や緩やかな堤防があるより、自然に近い河川のほうが地震に強いという結果も出ています。そこで、今後の河川の改修にあたっては、治水と親水を兼ね備えた多自然型の川づくりを推進することが重要になっています。

一方、河川以外の水系資源としては、歴史的な土木遺産である玉川上水や砂川用水などの用水路があります。これらの用水路では、清流の復活や遊歩道化により、市民が身近に感じられる親水空間としての整備が課題となっています。



資料: 道路管理課

施策の体系



施策の方向

野川、仙川については、治水の観点とともに、清流の確保、水辺に近づけるような場の整備、豊かな生態系の復活などによる親水の場としての整備を東京都に要望します。

また、先人の貴重な遺産である用水路は、それぞれの地域の状況にあわせて、計画的な清流の復活や遊歩道化を推進します。

計 画

1 河川の整備

(1) 河川の改修

- 野川、仙川の改修にあたっては、災害に強い河川とするよう東京都に要望します。

(2) 親水空間の確保

- 河川の改修にあたっては、清流の確保とともに、親しみやすい河川の整備を東京都に要望します。
- 野川の旧河川敷等を利用して、ビオトープ*など自然に親しめる場のさらなる充実を東京都に要望します。
- 野川調節池は、市民が親しめるオープンスペース*として多様な活用が図られるよう東京都に要望します。

2 用水路の整備

(1) 清流の復活

- 流水のある用水路や、今後通水の可能性がある用水路は、親水緑道としての整備を図ります。

(2) 遊歩道の整備

- 水のない用水路は、地域の状況にあわせて、緑道（遊歩道）整備等の活用を図ります。



市民に愛され親しまれている野川

*：高水敷
複断面形の河川において、常時水が流れている低水路より高い土地で、高水時のみ水が流れる部分。

*：ビオトープ
野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。

*：オープンスペース
公園、広場、河川、農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地。

5 住宅・住環境

現況と課題

住宅は、いきいきとした健康な暮らしを支える基礎であるとともに、豊かな人間性をはぐくむ基盤となっています。豊かさゆとりを実感でき、安心してらせる質の高い居住環境を実現するには、居住水準の確保とともに、地域全体での快適性・安全性の向上が求められます。

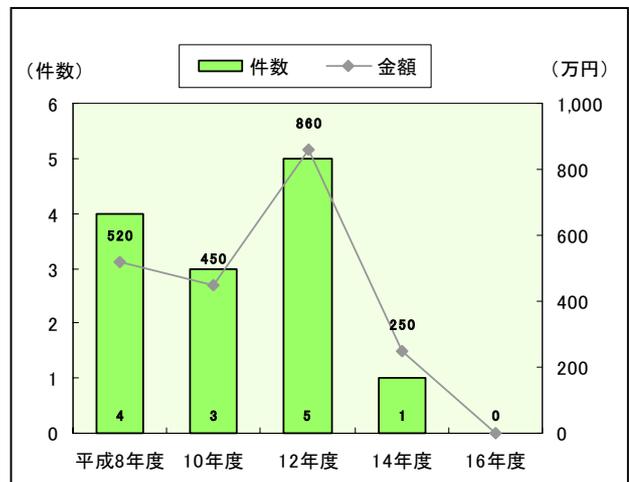
本市を生活の場として魅力ある都市に発展させるためには、市民、事業者、行政の協力のもとに、良質かつ低廉な住宅の供給や高齢社会など、時代の要請に対応できる住宅対策の導入などが必要です。

民間住宅については、基本的には民間の自力建設に依存せざるを得ませんが、今後は、市民の需要に対応した住宅資金融資制度の充実などが課題となっています。

また、高齢社会への対応は、住宅政策においても重要な課題です。在宅で自立した生活が続けられるようバリアフリー化された良質な住宅の供給、地域住民との共用施設の設置など、福祉施策と連携した支援が不可欠となっています。

一方、市街化農地の宅地化にあたっては、恵まれた自然環境を活かした住環境の整備が必要です。

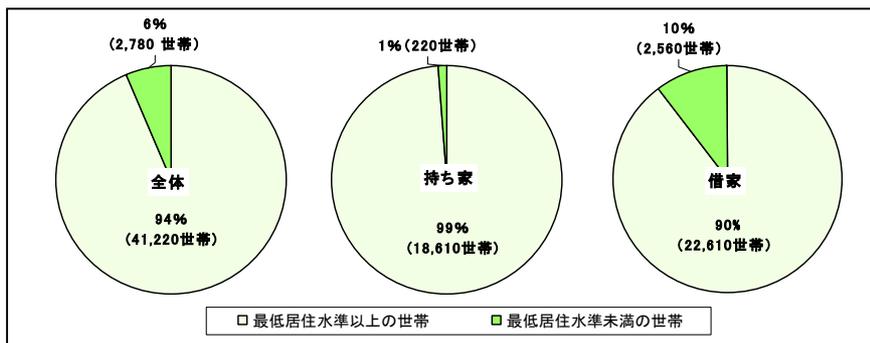
住宅増改築資金融資状況



資料：経済課

本市における公的住宅は、市営住宅1か所、都営住宅15か所、公社住宅9か所、都市再生機構住宅4か所があり、戸数は約3,000戸で、うち35戸が市営住宅、その他は公社、都市再生機構住宅等となっています。公社住宅の一部は昭和30年代の建物で、今後の建替え時には、地域の生活環境の整備と住宅の量と質の向上を図る必要があります。

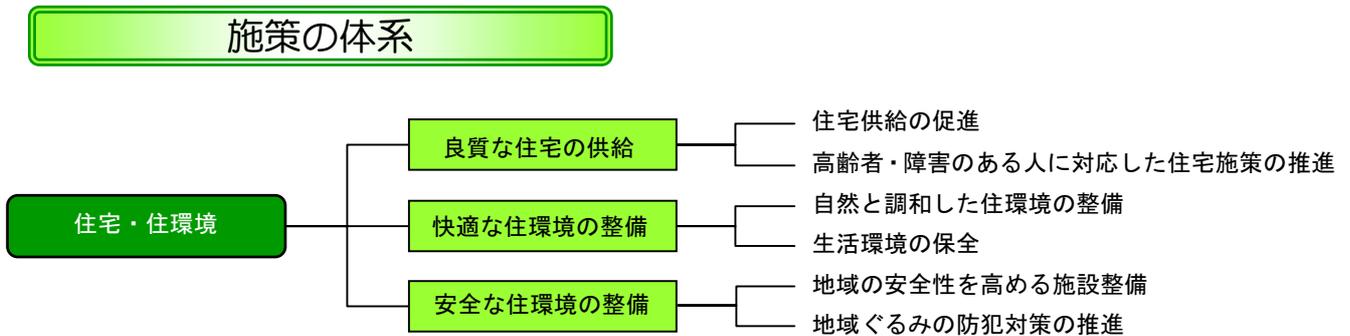
最低居住水準未達の住宅割合



資料：平成15年版東京都統計資料

さらに近年、空き巣や引ったくりなどの被害の増加に伴い、市民の防犯に対する意識は非常に強くなっています。こうした犯罪に対しても安全で、安心して暮らすためには、犯罪を誘発す

るような要因を取り除いた、安全で快適な環境づくりを進めるとともに、市や警察、地域住民が連携して地域の防犯活動に取り組むことが必要です。



施策の方向

公社住宅等の建替えにあたっては、公社等との連携をとりながら、地域の生活環境の整備と住宅の量と質の向上を図っていきます。

市民の住宅の増改築を支援するため、需要に応じた住宅増改築資金融資制度等の充実を図るとともに、高齢社会に対応し、在宅で自立した生活が続けられる住宅施策を推進します。

市街化農地の宅地化にあたっては、地区計画等を導入し、自然と調和した住宅供給を図ります。

また、安心してらせるまちをめざし、安全な環境づくりや地域ぐるみの防犯対策を進めます。

計 画

1 良質な住宅の供給

(1) 住宅供給の促進

- ・ 定期借地権制度等を活用した良質で低廉な民間住宅建設を誘導します。
- ・ 公社・都市再生機構住宅の改築に際しては、住宅マスタープラン*に沿って、公社などに対して地域の環境整備と住宅の量と質の向上を要望していきます。
- ・ 老朽マンション等の建替えの円滑化を図るため、分譲マンション建替えマニュアルの作成を検討します。
- ・ 市民の需要に対応して、住宅増改築資金融資制度等の施策を充実します。
- ・ 住宅に困窮している市民に対して、住宅確保のための施策を充実します。

(2) 高齢者・障害のある人に対応した住宅施策の推進

- ・ 高齢者等がデイサービス*などを受けながら、安心して自立した生活を送れるよ

う公営住宅等と社会福祉施設等との一体的整備を検討します。

- ・ 民間住宅に関しては、事業者に対し、バリアフリー化を誘導します。
- ・ 高齢者・障害のある人が居住する持ち家については、現行の住宅設備改善費給付事業等を適用し、バリアフリー化を支援します。

2 快適な住環境の整備

(1) 自然と調和した住環境の整備

- ・ 市街化農地*の宅地化にあたっては、地区計画制度の導入などにより、宅地の細分化の防止や自然要素の保全に努めます。
- ・ 緑化助成制度を積極的に運用し、自然と調和した住環境の整備を図ります。

(2) 生活環境の保全

- ・ 日照の確保や騒音・振動の排除など、市民が快適にくらせるよう、生活環境の保全に努めます。
- ・ 民間住宅の耐震化支援など、より一層の住宅施策の充実に努めます。

3 安全な住環境の整備

(1) 地域の安全性を高める施設整備

- ・ 犯罪の発生を未然に防止するため、学校や人目につきにくい公園・道路・駐車場・駐輪場などには、街路灯の増設や既設街路灯の照度アップを図ります。
- ・ 街路樹の植栽が見通しを妨げないよう適正な樹種の選定や管理を進めます。
- ・ 地域の安全性を考慮して、交番や駐在所などの整備を検討します。

(2) 地域ぐるみの防犯対策の推進

- ・ 市と警察、地域、各種防犯団体が相互に連携した、円滑で効果的な防犯協力体制づくりを進めます。
- ・ 防犯対策推進のため、町会・自治会等を中心とする地域に根ざした地域安全活動を支援します。
- ・ 防犯キャンペーンやイベント、防犯教室の開催、広報活動などを通じて、犯罪情報の提供と防犯意識の向上に取り組みます。
- ・ 管理されていない空き地や空き家に対して、管理上の改善を要請します。

*：住宅マスタープラン
住宅施策を具体化し、総合的に展開するため地方公共団体が策定する計画。

*：デイサービス（通所介護）
施設に通所する要介護者または要支援者に対して、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種の便宜を提供するサービス。

*：市街化農地
市街化区域内農地の中で、将来にわたって保全される「生産緑地」に対し、計画的に宅地化を図っていくものとして区分された農地。

6 上下水道

現況と課題

市民が健康で快適な生活を営んでいくためには、水の供給処理施設は必要不可欠なものです。

本市では、人口の増加や市街地の拡大にあわせて、施設整備を計画的に進めてきました。今後は、維持管理に努めるとともに、水資源の有効活用や生態系に配慮した循環型の供給・処理体制の整備を進めていくことが求められています。

本市における上水道事業は、都市化の進行や人口の急増に対応して三次の拡張事業を積み重ね、送・配水施設の整備を図ってきました。その後、昭和49年に東京都の水道事業に統合され、現在は受託水道事業として運営していますが、より一層の市民サービスと給水安定性の向上をめざして、受託水道事業の解消を進めています。

今後は、安定した水の供給を行うとともに、限りある水資源を有効に活用するために、配水管網の整備を進め、漏水防止に努める必要があります。また、耐震性の強化と災害時の給水体制の確立を図ることも求められています。さらに、最近では、安全でおいしい水を安定的に供給することも求められており、水質問題への取組を強化する必要があります。

下水道施設については、市内の全域が水洗化可能な処理区域となり、水洗化率も99.9%（平成17年10月末現在）となっています。

しかし、流域下水道*の野川第二幹線(雨水管)は、暫定接続のため大雨の時に床下浸水等の被害が起きており、河川改修の早期完成を東京都に要望していく必要があります。また、汚水の野川への越流について、早期の改善が必要となっています。

水洗化状況 平成17年3月現在

人口	111,306人
総世帯	52,836世帯
水洗化人口	111,159人
水洗化世帯	52,748世帯
未水洗化人口	147人
未水洗化世帯	88世帯
下水道普及率	100%
水洗化率	99.9%

資料：下水道課



耐震性の強化と漏水防止を目的とした配水管の布設替工事

上水道普及状況の推移

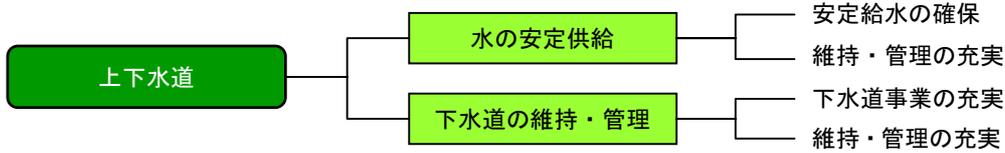
年度	項目	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間配水量 (m³)	地区水※1 (m³)	受水※2 (m³)	1日最大配水量 (m³)	配水管総延長 (m)	量水器設置個数 (個)
平成8年度		108,044	100	12,574,000	8,052,600	4,521,400	40,500	191,815.4	56,473
10年度		107,989	100	13,015,600	8,076,300	4,939,300	42,300	199,460.6	57,694
12年度		109,063	100	12,573,500	8,466,500	4,107,000	39,700	206,278.2	60,033
14年度		110,587	100	12,605,800	8,639,900	3,965,900	38,700	209,823.3	61,499
16年度		111,306	100	12,772,600	8,535,000	4,237,600	39,000	212,694.6	62,963

注 ※1：地区水とは、深井戸から汲み上げた地下水

※2：受水とは、主に多摩川の河水

資料：水道課

施策の体系



施策の方向

上水道は、安定した水の供給を行うとともに、限りある水資源を有効に活用するため、配水管網の整備を進め、漏水防止と耐震性の強化を図ります。

下水道は、既存の下水道施設の更新及び高機能化を図るとともに、河川の水質を保全するため合流式下水道*の改善を進めます。

合栓の解消を行い、耐震性の強化と漏水防止に努めます。

計 画

1 水の安定供給

(1) 安定給水の確保

- 東京都と協力して、将来的にも安定的な水資源の確保を、国及び関係機関に要望していきます。
- 災害時の給水に対応するため、浄水所を給水拠点として活用します。また、緊急用生活水を確保するため、水道施設の維持・管理に努めます。
- 高度浄水処理*にかかる施設整備や水質問題への取組を進め、より安全でおいしい水の供給を図ります。
- 市民や企業に対する節水意識の啓発に努め、節水型都市の実現を図ります。

(2) 維持・管理の充実

- 配水管や浄水施設などの適正管理及び連

2 下水道の維持・管理

(1) 下水道事業の充実

- 水洗化率 100%の達成をめざします。
- 野川第二幹線の流入規制を早期に解除するよう東京都に要望していきます。
- 流域処理場の整備のための建設負担金への対応を図ります。
- 合流式下水道の改善のため、東京都及び関連各市と連携し、本格的な合流改善方策の実施を図ります。
- 公共水域への配慮のため、水質の監視強化を図ります。
- 管渠の耐震化を検討します。

(2) 維持・管理の充実

- 公共下水道の適切な維持・管理を図るため、下水道台帳管理システムを整備します。

*：流域下水道

公共水域の水質保全上、流域内の各市町村が単独で処理場を建設し処理するよりも、行政区域を越え、自然の地形を利用して広域的に集めた汚水を一括処理する方が効果的である場合に整備される下水道。

*：合流式下水道

汚水と雨水を同一の管路で排除する方式。市内の 85%がこの方式。別々の管路で排除する分流式は 15%。

*：高度浄水処理

生活排水等の流入により、湖沼等の富栄養化によるかび臭物質やアンモニア性窒素などの処理を目的として行われる。活性炭吸着処理、オゾン処理、生物処理。

7 地域環境衛生

現況と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄といったこれまでの生産・消費スタイルの結果として、資源とエネルギーが浪費され、身近な生活の場のみならず地球規模での環境問題が深刻化しています。

これらの問題に対応していくためには、市民、事業者、行政が一体となり、社会構造そのものの変革を進めるとともに、施設の整備を含め、さらなるごみ減量や資源化施策を総合的に推進することが必要です。

現在、市内で収集されたごみのうち、燃やすごみは二枚橋焼却場で焼却処理し、燃やさないごみは中間処理場で破碎・選別処理をしています。また、これらの施設で処理した後の焼却灰等は、日の出町にある二ツ塚最終処分場で埋立処分をしています。

市では、市民の協力を得て、資源物分別回収など各種の事業を実施し、ごみの減量・資源化

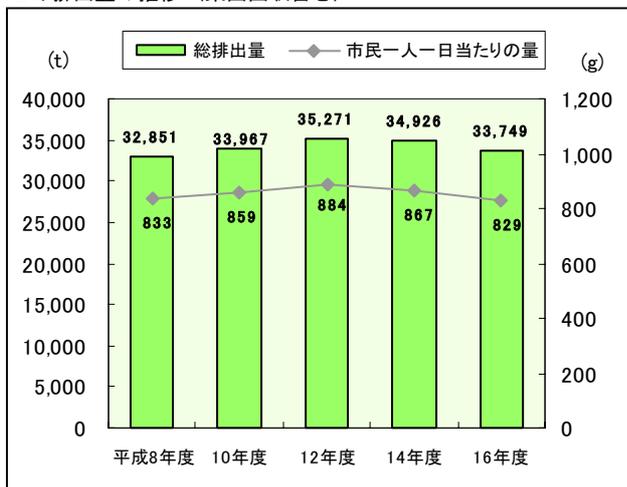
に努めてきました。その結果、資源化量は増加し、総資源化率が多摩地区でトップクラスを維持するなど、一定の効果が出ています。

しかし、燃やすごみは減少したものの、燃やさないごみや資源物は増加し、総ごみ排出量は、横ばい状態です。

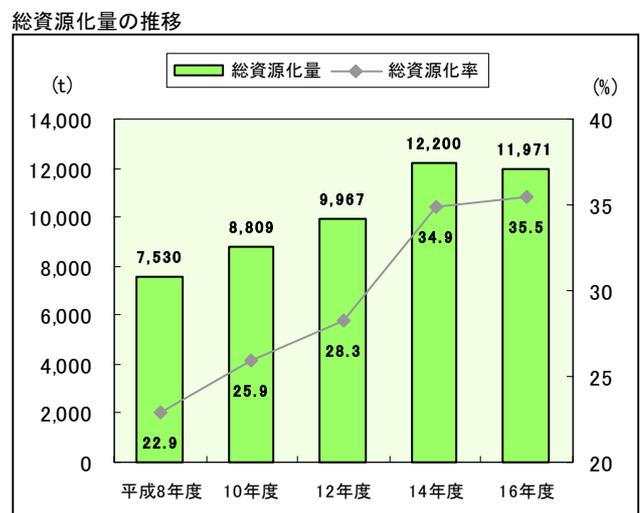
また、平成10年1月から埋立を開始した二ツ塚最終処分場は、平成16年度末で約40%近くが埋め立てられています。さらに二枚橋焼却場や中間処理場も老朽化が進行しており抜本的な対策が必要です。

このような状況を打開し、より一層のごみ減量を推進するため、本市では平成17年4月から家庭系ごみの戸別収集、平成17年8月から家庭系ごみの一部有料化に取り組んできました。

今後も、循環社会への転換に向けて、できるかぎりごみを出さない(発生抑制・再使用)、ごみに出してしまった場合には、できるだけリサイクル(再生利用)するための施策をさらに強力に展開する必要があります。



資料:ごみ対策課



資料:ごみ対策課

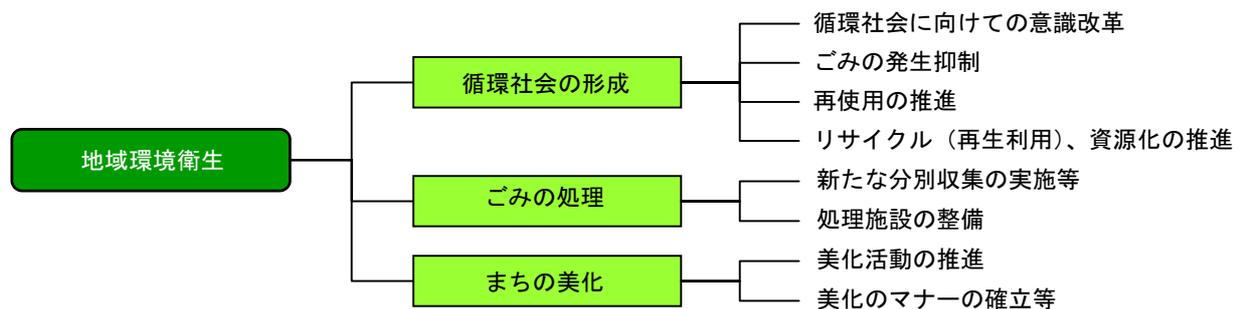
また、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するため、「小金井市まちをきれいにする条例」を制定し、環境美化意識の啓発やまちの美化に向けた指導・助言等に取り組んでいます。「健康増進法」の施行や市民意見等に対応するため、同条例を一部改正し、平成15年12月から市内3駅周辺の一部を路上禁煙地区として指定し、路上喫煙防止・吸い殻等のポイ捨て防止キャンペーンを行っています。一方では、市民自らが自分たちのまちをきれにするため、廃棄物減量等推進員などが活発に活

動しています。今後も、町会・自治会等の協力を得ながら、より多くの市民の参加による活動を促進する必要があります。



家庭系ごみの戸別収集

施策の体系



施策の方向

市民、事業者、市がともに強い当事者意識をもち、それぞれの役割を果たすことによって、環境への負荷を軽減した資源循環社会の形成に努めます。

ごみの減量・資源化をさらに推進するとともに処理方法を改善し、ごみ処理環境の見直しを図ります。

また、市民の協力を得て、清潔で美しいまちづくりを推進します。

計 画

1 循環社会の形成

(1) 循環社会に向けての意識改革

- ・ さまざまな手段と機会をとらえ、市民、事業者にごみ問題等についての情報提供を行い、循環社会に向けて意識改革を図ります。
- ・ 市民一人一人が当事者であることを認識できるように、環境学習等の機会を増やします。

(2) ごみの発生抑制

- ・ 家庭系ごみの減量をめざし、環境に配慮した商品の購入など、ごみを発生させない生活様式の誘導を図ります。
- ・ 事業所に対し、ごみ減量の周知・徹底を図り、排出抑制を促進します。

(3) 再使用の推進

- ・ 粗大ごみで出される家具等の再使用を促進します。
- ・ フリーマーケットなど、ごみ減量に関連するイベント等の支援に努めます。

(4) リサイクル（再生利用）、資源化の推進

- ・ 家庭系ごみ、事業系ごみともに分別の徹底を指導し、ごみの資源化を進めます。
- ・ リサイクル可能な缶、びん、ペットボトル等の回収を推進します。
- ・ プラスチック系ごみ等の資源化をさらに推進します。
- ・ 生ごみ堆肥化容器購入費助成制度の活用や生ごみ堆肥化容器の貸し出しにより、生ごみの肥料化・堆肥化を促進します。

2 ごみの処理

(1) 新たな分別収集の実施等

- ・ 燃やさないごみの3分別収集を実施し、埋立てごみを減少させるとともに、さらなる資源化を推進します。また、未活用資源の有効利用の可能性について、調査・検討を行います。
- ・ 一部地域で、実験的に一般家庭の生ごみの分別収集、資源化を開始します。
- ・ 事業系ごみの自己処理を促進します。
- ・ 収集車両の低公害車への切り替えと事故

防止の徹底を進めます。

(2) 処理施設の整備

- ・ 臭気対策を第一の目的にするとともに、中間処理施設の機械の磨耗と老朽化に対応するため、地域住民の理解を得ながら燃やさないごみの3分別収集に適合する施設を整備します。
- ・ 老朽化した二枚橋焼却場での処理を中止し、新たな地方公共団体と可燃ごみの共同処理体制への移行をめざします。
- ・ 最終処分量の最少化を図るなど、二ツ塚最終処分場の延命策等について、関係各市、関係機関との連携を進めます。

3 まちの美化

(1) 美化活動の推進

- ・ 廃棄物減量等推進員などの協力を得て、まちの美化活動を推進します。
- ・ 市民の協力を得て、地域ぐるみでの清掃活動など、まちの美化に対するイベントの開催を推進します。

(2) 美化のマナーの確立等

- ・ 路上禁煙地区の周知を徹底し、ごみのポイ捨て防止、美化マナーの確立をめざします。
- ・ 不法投棄の防止、空き地の適正管理など、美化のための啓発と指導を行います。



路上禁煙地区の標識

8 人と自然の共生

現況と課題

地球温暖化*、酸性雨*、森林の減少などにより、私たちの生命と生活の基盤である地球環境が脅威にさらされています。地球規模で広がる環境問題は、国ばかりでなく、自治体においても積極的に取り組むべき重要な課題の一つとなっています。

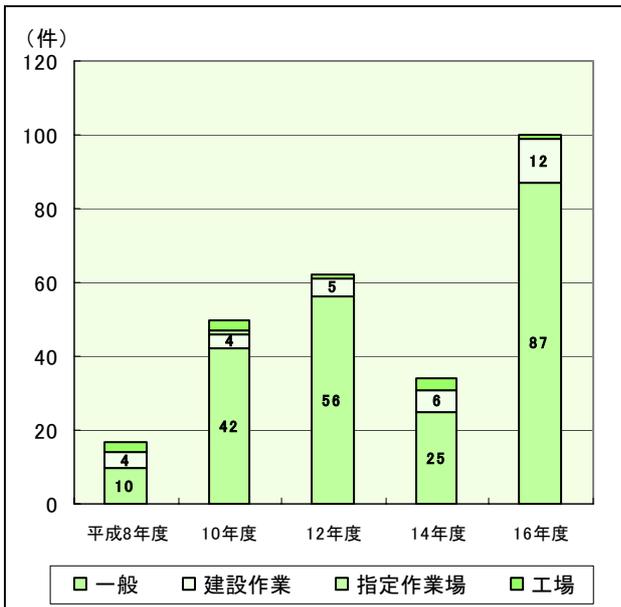
一方、工場が汚染源となったかつての産業型公害は、規制や技術革新によって大幅に改善されたものの、社会の変化に伴い、市民生活や事業活動から生じる都市型・生活型公害が、さまざまな形で市民の健康を脅かしています。

本市においても、人と自然が共生できる地域づくりを推進するため、市民、事業者、市が一体となって、対策を講じるとともに、監視体制の充実を図っていく必要があります。

近年の環境問題は、地球的な規模に拡大し、その影響は次世代にもおよぶ深刻な状況となっています。平成9年（1997）に京都市で開催された「国際連合気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において、地球全体で温室効果ガスを1990年レベルに安定化させることを合意した京都議定書が平成17年2月に発効され、わが国でも、削減目標の達成に向けて新たな法律の制定や推進大綱が示されています。今後は、社会経済活動や生活様式のあり方を含め、環境への負荷を軽減し、持続的発展が可能な社会を実現するための取組が求められています。

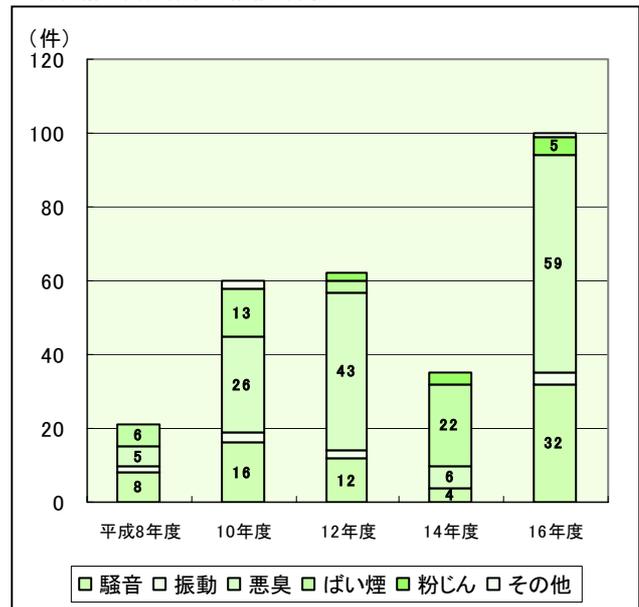
また、今日の環境問題には、市民一人一人の生活様式等が密接にかかわっており、環境への負荷の少ない社会を構築するための正しい認識と環境に配慮した主体的な行動が要求されています。

公害苦情の受付件数の推移(苦情発生源別)



資料：環境政策課

公害苦情の受付件数の推移(現象別)



資料：環境政策課

一方、自動車交通による大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市型・生活型の環境問題も依然として厳しい状況にあります。さらに、化学物質の利用拡大は、環境ホルモン*など新たな汚染の危険性を生み出しています。

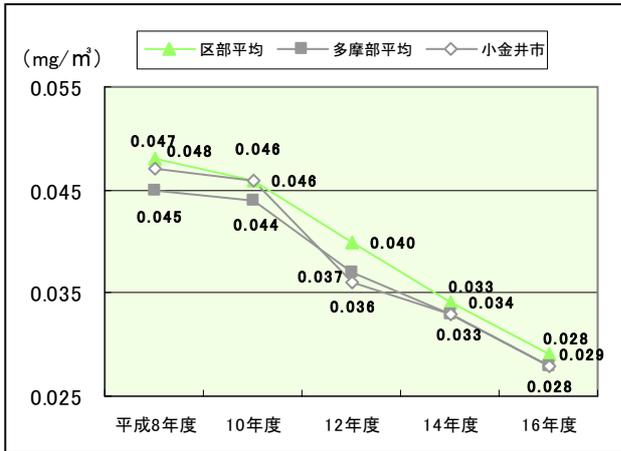
本市では、環境基本条例に基づく環境基本計画を平成17年10月に策定し、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めています。今後は、市民が健康に、安全かつ快適に生活できる環境の確保に向けて、国や東京都との連携を図りながら、発生源対策の強化、監視・指導体制の強

化など適切な対応を図っていくことが求められています。



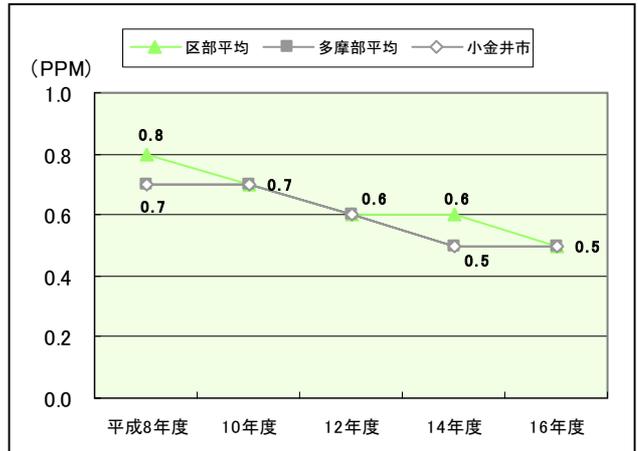
きれいなせせらぎを見守る水質調査

浮遊粒子状物質(SPM)



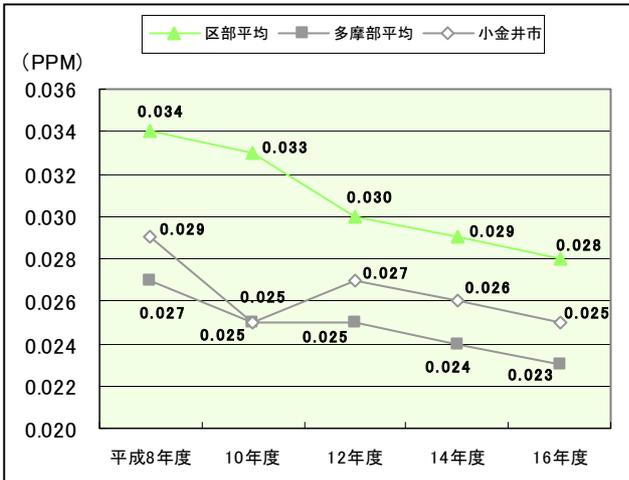
資料：環境政策課

一酸化炭素(CO)



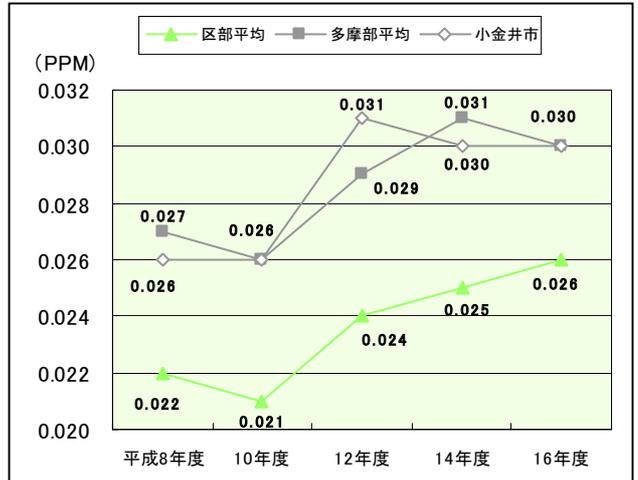
資料：環境政策課

二酸化窒素(NO₂)



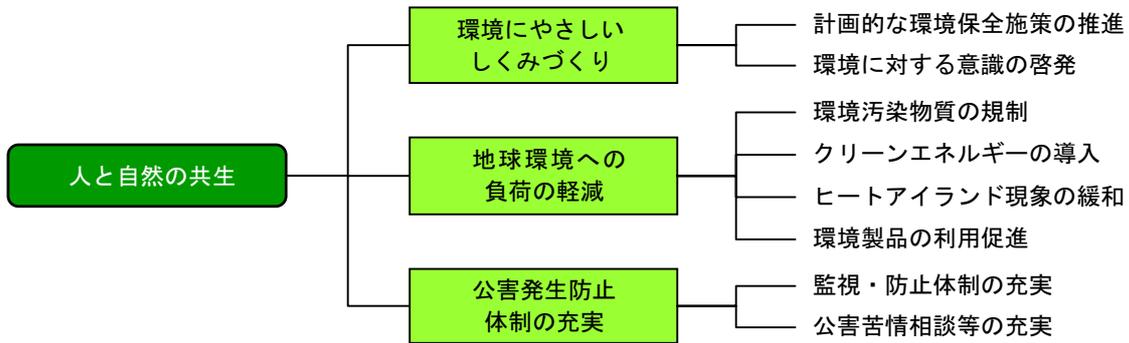
資料：環境政策課

オキシダント(OX:5時~20時)



資料：環境政策課

施策の体系



施策の方向

環境への負荷を軽減し、自然にやさしい社会を実現するため、社会経済活動や生活様式を見直し、市民、事業者、市が協力しながら、人と自然が共生できる地域づくりを進めます。

また、騒音、振動、悪臭など都市型・生活型の環境問題については、市民、事業者、市が一体となって対策を講じるとともに、監視体制の強化を図り、市民が安心して快適にすごせるまちづくりに努めます。

が環境にやさしい事業所となるため、環境マネジメントシステム*導入を検討するとともに、グリーン購入等をさらに推進します。

- ・ さまざまな手段と機会をとらえ、市民や事業者の環境に対する意識の啓発を図ります。
- ・ 環境基本条例や環境基本計画に基づく、目標、施策、各主体別の行動計画等の実現に向けて、市民や事業者を対象にした環境学習の機会を創出します。
- ・ 市民や企業の環境問題に対する主体的な取組を支援します。

計 画

1 環境にやさしいしくみづくり

(1) 計画的な環境保全施策の推進

- ・ 環境基本条例に基づき、市民参加により策定した環境基本計画を総合的かつ計画的に推進します。また、計画の進行管理を適切に行います。
- ・ 国や東京都、近隣各市等と連携し、環境管理に取り組みます。

(2) 環境に対する意識の啓発

- ・ 環境改善への取組を強化し、市役所自ら

2 地球環境への負荷の軽減

(1) 環境汚染物質の規制

- ・ 特定フロン、除草剤、合成洗剤など環境に悪い影響をもたらす物質の削減をめざします。

(2) クリーンエネルギー*の導入

- ・ 地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を削減するため、クリーンエネルギーへの転換について検討を進めます。

(3) ヒートアイランド*現象の緩和

- ・ 緑地の保全・創出、地下水の保全、屋上緑化の推進、風の通る連続的な空間の確保(風の道)、都市活動に伴う排熱の抑制、雨水浸透施設の拡充などの取組を進めます。

(4) 環境製品の利用促進

- ・ 事業所での環境に配慮した部品や材料の優先的調達及び市民の環境を意識した生活スタイルの確立を支援します。



市民と行政の協働による環境保全の取組

3 公害発生防止体制の充実

(1) 監視・防止体制の充実

- ・ 道路交通の騒音・振動、ダイオキシン*濃度の測定や水質・大気汚染の調査などを行い、公害発生の防止を図ります。
- ・ 公害発生源に対しては的確な規制・指導を行い、その抑制を図ります。
- ・ 大規模開発等による環境への影響については、地域住民の生活環境に配慮し、情報開示など環境影響評価制度を適切に運用します。
- ・ 東京都と連携し、積極的に公害防止対策を進めます。

(2) 公害苦情相談等の充実

- ・ 騒音、振動、悪臭、水質汚染などの都市型・生活型の公害に対処するため、関係機関と連携して、公害苦情相談や健康への影響に関する相談を充実します。

*: 地球温暖化
二酸化炭素などの大気中濃度が増加することによって、地球が宇宙に放出する熱が大気中に吸収され、地表面がより高い温度となること。

*: 酸性雨
化石燃料の燃焼によって生ずる硫酸酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、降雨のなかに取り込まれてできた酸性の強い雨。

*: 環境ホルモン
正確には内分泌かく乱物質。健全な生物の体内に影響し、健康を害する可能性のある化学物質。

*: 環境マネジメントシステム
組織(企業等)の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取り組みを継続して改善していくための組織的な仕組みのこと。

*: クリーンエネルギー
環境への負荷が少ない、太陽エネルギー、風力エネルギーなどの自然エネルギーや天然ガスなどを使った新型エネルギー。

*: ヒートアイランド
経済活動等ともなう熱エネルギーの放出や日射熱の蓄熱等により、郊外に比べ都市部ほど気温が高く、等温線が島のような形になる現象。

*: ダイオキシン
ごみなどの焼却や農業などの製造中に不純物として副生される猛毒化学物質。

9 防 災

現況と課題

阪神・淡路大震災や三宅島火山活動による甚大な被害は、自然災害の脅威と大都市の災害に対する弱さを再認識させられるもので

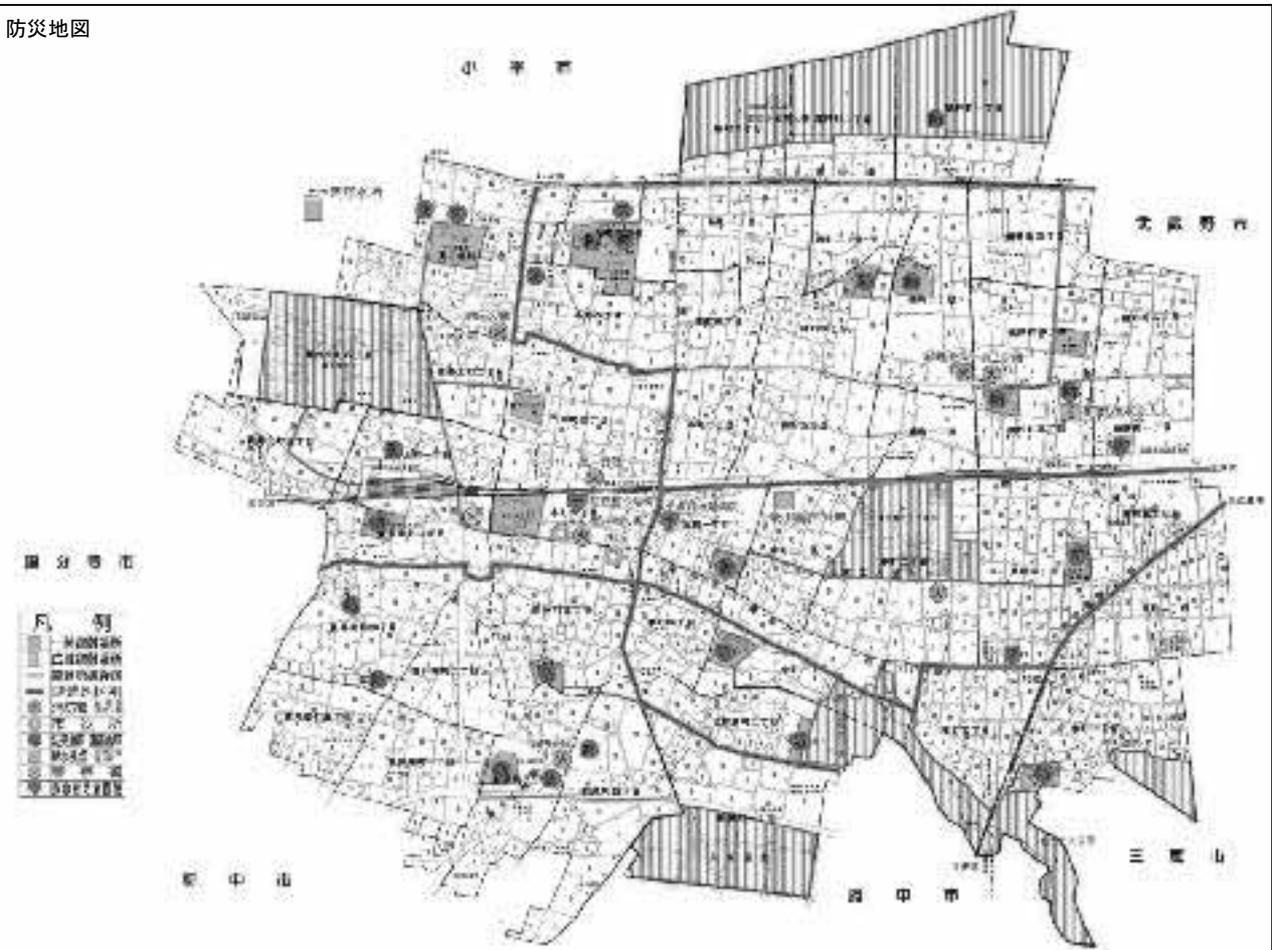
災害から市をとりなす、被害を減らすには、都市の防災力を高める必要があります。市を災害に強いまちとするには、防災意識を高めるとともに、市と市、市民と市民の防災活動を連携させることが重要です。

南関東地方では、南関東直下型地震や東海地震等の大規模地震の発生が懸念されています。

本市を災害に強いまちとするためには、今後とも、老朽化した建築物の建替えの促進や市街地再開発事業などにより、都市の安全性を高める必要があります。また、延焼防止や避難路を確保するための道路整備、避難場所としての公園等の整備が必要です。

一方、阪神・淡路大震災の教訓として、市民の防災意識や他の市区町村及びボランティア等の多様な主体と連携した災害救助体制の重要性が指摘されています。現在、本市においては、年1回の総合防災訓練のほか、自主防災組織や

防災地図



資料：防災交通課

町会・自治会等でも防災訓練を実施していますが、必ずしも十分とはいえません。

災害救助体制としては、消防署や医師会、歯科医師会、薬剤師会及び接骨師会と連携した動員体制が確立されていますが、市職員や消防団員のほかに民間ボランティアを育成し、災害医療救護体制及び救急体制を拡充することが必要です。また、他道府県自治体や隣接市などとの間に広域的な災害協定などの連携を検討することも重要です。

さらに、高齢者、障害のある人、外国人など、いわゆる災害弱者に対する緊急時の正確な情報伝達や避難時の安全確保などについて適切な対応をとる必要があります。

また、世界情勢の流動化に伴い、我が国においても国内における武力攻撃や大規模テロ等の発生に対応する必要性が指摘され、平成16年9月に国民保護法(「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)が施行されています。

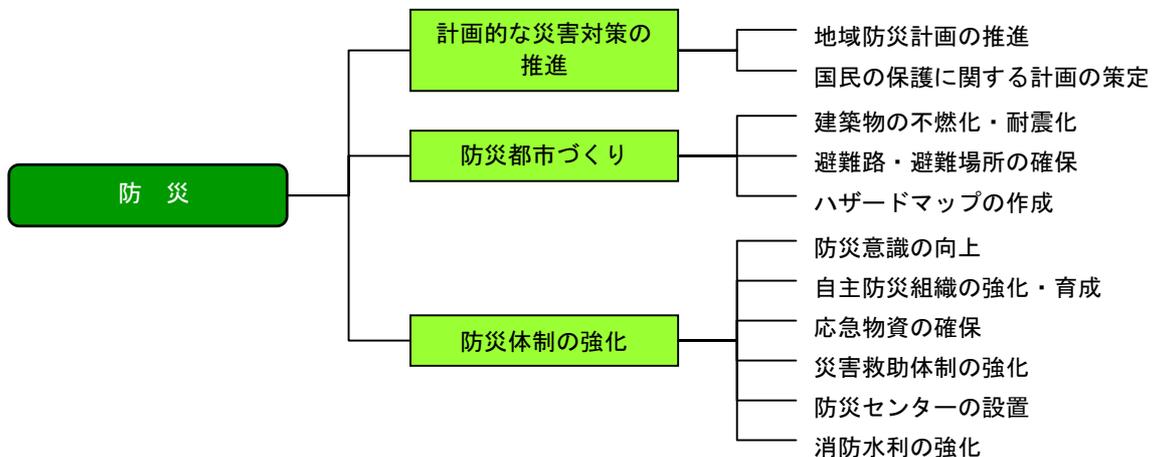
今後、都の国民保護計画に基づき、本市においても国民保護計画を策定し、武力攻撃事態等における、住民の避難や救援、武力攻撃災害へ対応する必要があります。

自主防災組織の設置状況 平成17年5月現在

No.	組織名	世帯数
1	前原町二丁目町会防災会	760
2	中町親愛会防災会	779
3	東町二丁目防災会	690
4	本町四丁目町会防災会	530
5	前原町三丁目町会防災会	767
6	新木町会防災会	597
7	松風防災会	650
8	関野町自主防災会	500
9	緑四防災会	530
10	桜友会自主防災会	400
11	前原町一丁目防災会	530
12	本町二丁目町会防災会	650
13	貫井南町東自主防災会	455
14	貫井南町中自主防災会	1,052
15	貫井南町西自主防災会	690
16	貫井北一防災会	389
17	前原町四丁目町会自主防災会	825
18	貫井北五防災会	607
19	緑町第一町会防災会	510
20	前原町五丁目防災会	537
21	グリーンタウン小金井防災会	320
合計		12,768

資料:防災交通課

施策の体系



施策の方向

都市基盤整備による建物の不燃化や公共空間の確保により、市民が安心して生活できる災害に強い都市づくりを推進します。

また、災害時にも慌てることなく、冷静かつ迅速に対応することができるよう防災意識の向上、自主防災組織の強化、救護体制の充実等を図ります。

防災対策の拠点となる防災センターの設置に努めます。

計 画

1 計画的な災害対策の推進

(1) 地域防災計画の推進

- ・ 地域防災計画の適切な見直しを行い、防災対策の再構築に取り組みます。

(2) 国民の保護に関する計画の策定

- ・ 国民保護法に関する国の基本方針及び都の国民保護計画に基づき、国民保護計画を策定し、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、住民の避難や救援、武力攻撃災害への取組を進めます。

2 防災都市づくり

(1) 建築物の不燃化・耐震化

- ・ 災害時における建築物の倒壊や延焼防止のため、建築物の不燃化・耐震化の促進、また危険物等の適正管理、指導の強化を図ります。

(2) 避難路・避難場所の確保

- ・ 災害時における市民の避難路や避難場所とするため、道路の整備、公園や市街地



いざというときに備えた防災訓練

整備にあわせ、防災上のオープンスペースを確保します。

- ・ 災害時に一時避難場所となる小中学校等の公共施設について耐震補強を実施し、避難場所の確保に努めます。

(3) ハザードマップ*の作成

- ・ 木造老朽建築物の密集地区や危険物の貯蔵施設、水害危険区域などを表すハザードマップを作成し、災害に強いまちづくりに活用します。

3 防災体制の強化

(1) 防災意識の向上

- ・ 防災に対する市民意識の高揚を図るため、広報活動を強化するとともに、防災教育・防災講習会を充実します。
- ・ 高齢者や障害のある人、子ども、外国人なども含めた初期消火訓練や避難訓練を推進します。
- ・ 災害発生時に、市民が自主的かつ安全に避難し災害活動が行えるよう、避難経路や災害時の情報連絡体制を周知するとともに、住民自身による防災備蓄等の意識を高めます。

(2) 自主防災組織の強化・育成

- ・ 地域ぐるみによる防災活動体制の確立をめざし、引き続き自主防災組織を強化・育成に努めます。

(3) 応急物資の確保

- ・ 災害時における給水を充実するため、震災対策用井戸の拡充に努めます。
- ・ 災害に備え、非常食糧、生活必需品、救急医薬品、応急資材の備蓄を充実します。

(4) 災害救助体制の強化

- ・ 医療機関や東京都など、関係機関との協力体制を強化し、被災者の救助・救護体制の整備を図ります。
- ・ 大規模災害時に、確実な災害応急対策が行われるよう、他道府県自治体や民間企業等と災害協定を締結するなど、広域的な防災体制を充実します。
- ・ 大規模災害発生時に、円滑な災害ボランティア等の受け入れが図れるよう、関係団体と連携して、受け入れ体制の構築を進めます。
- ・ 高齢者や障害のある人、傷病者等の救助・救護体制を整備します。

(5) 防災センターの設置

- ・ 市民が防災に関する学習や体験ができ、災害時には、防災活動の拠点となる防災センターの設置に努めます。

(6) 消防水利の強化

- ・ 火災・震災に対処するため耐震性貯水槽を計画的に増設します。

*: ハザードマップ

洪水等の自然災害による被害を最小限にとどめるため、浸水実績図、急傾斜地崩壊危険箇所などの地図をもとに、避難場所や避難路の位置等を示したものを。

10 地域情報ネットワーク

現況と課題

インターネットや多機能携帯電話が市民生活や経済活動に欠くことができないものとなりつつあるなど、情報通信技術（IT*）のめざましい発展と普及は、社会経済構造を大きく変化させようとしています。こうしたなか、国においては、平成13年1月に「わが国が5年以内に世界最先端のIT国家*となる」という目標を掲げ、すべての国民がそのメリットを享受できる社会の構築を図ることに なっています。

今後、本市においても、市民だれもが気軽に情報通信技術を活用し、さまざまな情報を受け、また発信できるよう総合的な施策の展開が重要になってきます。

本市では、行政及び地域の情報化の基盤として平成14年度に市役所をはじめとした施設（市立の保育園、小中学校、図書館、公民館等を含む）に市内LAN*を整備し、財務会計システム、文書管理システム及びグループウェアが稼働しました。

地域の情報化として、平成12年には市域の幹線光ケーブル化が完了し、高速・大容量の情報通信基盤が形成されました。市内のケーブルテレビ（CATV*）の加入世帯率も周辺地域での加入率の平均値より高く、約30%となっています。また、その他の情報通信基盤も、本市全域

にFTTH*、ADSL*などによるブロードバンド*環境が整備されており、既に多くの市民がブロードバンド環境でインターネットに接続しています。

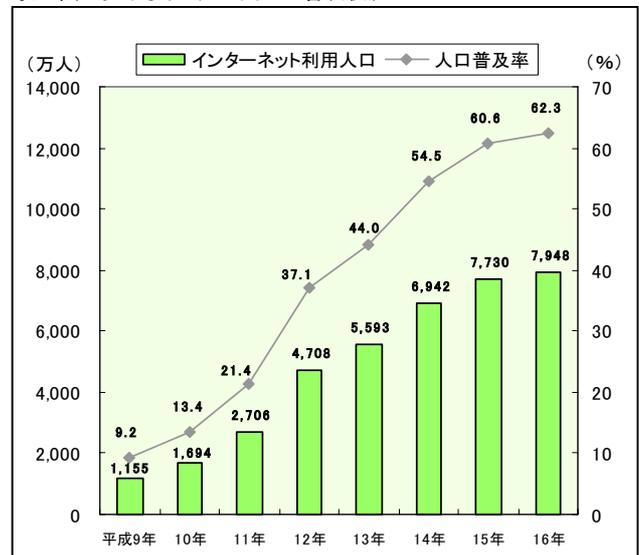
また、地域での生活に関して、市民レベルでの情報交換やコミュニケーションを支援するための自主的なWEBサイトの運営も行われています。

本市では、こうした状況を踏まえ、地域の情報化を推進し、市民の利便性の向上と地域の振興をめざすため、平成14年3月に小金井市IT戦略構想を策定しました。

同構想では、戦略目標を「いきいきITタウンこがねいの創造」と定め、この構想を具体化することを目的として、平成15年3月に小金井市前期IT基本計画を策定し、取組を進めています。

今後は、情報通信基盤を活用して、多様な主体の連携・協働により、市民、企業、大学等、

我が国におけるインターネットの普及状況

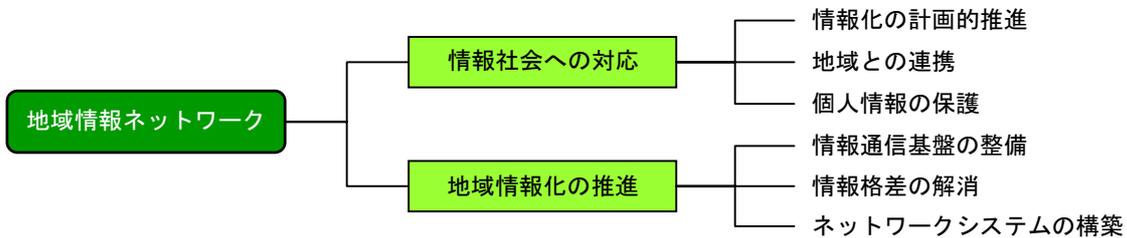


資料:平成17年版情報通信白書

行政が積極的に協働する中で、ITを活用した活気あふれるまちづくりをめざすことが重要となっています。また、市政情報の電子化、インターネットを利用した行政手続やサービスの提供など、多様な市民ニーズへの情報化対応が求められるなかで、ネットワーク端末の設置などを図っていく必要があります。

情報化が進む一方で、情報格差（デジタルデバイド）*の発生や個人情報の流出による被害の増加なども問題となっており、こうした問題の解決に向けた取組も並行して行う必要があります。

施策の体系



施策の方向

小金井市IT戦略構想及び前期IT基本計画に基づき、ITを活用したウェブコミュニティ*の創造等による活気あふれるまちづくりをめざします。

また、行政における情報化を推進し、市民生活、福祉、文化・教育、防災など多方面に寄与する双方向の情報伝達機能の充実を図るとともに、情報教育、学習活動を推進します。

(2) 地域との連携

- ウェブコミュニティの創造に向けて、企業や大学、NPO*等と連携して、本市全体の情報にアクセスするための入口となるコミュニティポータルサイト*の運営を支援します。

(3) 個人情報の保護

- 個人情報の保護など、情報化に伴う諸問題の解決を積極的に図ります。

計 画

1 情報社会への対応

(1) 情報化の計画的推進

- 小金井市IT戦略構想及び前期IT基本計画に基づき、地域における情報化施策を推進します。

2 地域情報化の推進

(1) 情報通信基盤の整備

- 市民が等しく、身近に情報を利用できるよう公共施設などに、その施設に応じた情報機器を設置します。
- 最新技術による情報通信網の整備促進を図ります。

(2) 情報格差の解消

- ・ 機器やシステム等の取扱いに関する学習の機会を増やし、市民の情報格差対策を充実します。

(3) ネットワークシステムの構築

- ・ 防災、福祉、文化・教育などさまざまな分野における情報のスムーズな伝達を可能にするネットワークシステムの構築を検討します。
- ・ 行政の情報化を推進し、行政手続等を手軽に行えるネットワークシステムを構築し、市民サービスの向上を図ります。

*：IT
コンピューターやコンピューターネットワーク等を活用した情報通信技術。

*：IT国家
高度情報通信ネットワーク社会のこと。すべての国民がITのメリットを享受できる社会等を指す。

*：LAN（ラン）
分散して置かれているパソコンなどの情報機器を接続し、一定地域内での情報通信の高速化・システム化を図るもの。

*：ケーブルテレビ
同軸ケーブルや光ファイバーケーブルなどを利用して、テレビ番組や地域情報等を加入者に分配する有線テレビ。

*：FTTH・ADSL
様々な回線を利用した高速インターネット通信サービスの例。FTTHは光ファイバー、ADSLは電話回線（銅線）を利用したサービス。

*：ブロードバンド
インターネットなどのネットワーク回線の高速化。

*：デジタルデバイド（情報格差）
情報技術を使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる格差。

*：ウェブコミュニティ
インターネットにおいて、地域の情報を共有するためのシステム等の総称。

*：NPO
Non Profit Organizationの略。福祉・教育・環境などの分野で、自主的・自発的な活動を行う民間非営利組織の総称。

*：ポータルサイト
インターネットにおいて、情報の検索・閲覧を行うためのホームページ。

第2章

いきいきとした暮らしを支えるまち

【地域と経済】

- 1 創造的産業の育成
- 2 商店街の活性化
- 3 既存工業の高度化
- 4 農業の新たな発展
- 5 消費者生活・勤労者の福祉
- 6 雇用の拡大

1 創造的産業の育成

現況と課題

新しい産業の育成は、経済全体の活性化や雇用機会の拡大を図るうえで重要な要素となります。近年の長引く不況により、わが国の産業は引き続き厳しい状況にあります。これを打開するためには、既存の産業の振興とともに、都市の特性を活かした付加価値をもつ新たな産業の創出を図る必要があります。

本市においても、都心に近い立地条件や交通の利便性を活かした環境にやさしい研究開発型産業や成長産業の誘致・育成が期待されています。

現在では、情報通信技術の広範な活用などにより、従来の第一次・第二次・第三次産業という区分さえも明確でなくなってきました。また、企業形態も、これまでは資本力と規模の経済による大企業中心の体制でしたが、インターネットによる産業のネットワーク化*、ボーダーレス化*が進行し、企業規模が産業支配力を持つとはいがいにいえなくなってきました。

「東京の有望事業分野 21」（東京都商工指導所）によると、21世紀における高成長・高競争型有望分野として、「環境・リサイクル分野」、「医療・福祉・介護分野」、「健康・メンタルヘルス*分野」等があげられています。また、近年、コミュニティビジネスと呼ばれる公益性とビジネス性を持った地域貢献・地域密着型の業態が

各地で展開されるようになっていきます。

幸い、本市は都心に近く、交通の利便性に優れ、市内に大学などの高等教育機関、世界レベルの研究機関が立地しており、これら成長産業の受け皿としても有利な立地条件を有しています。

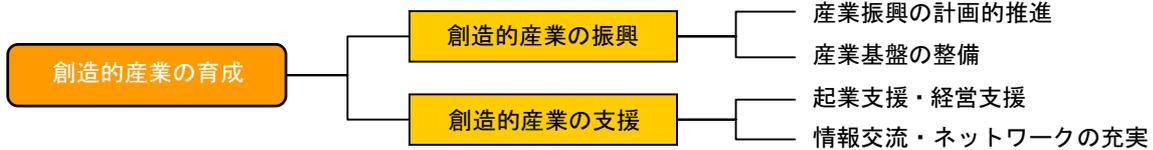
今後は、小金井市産業振興プラン（平成14年3月策定）や中心市街地商業等活性化基本計画（平成16年12月策定）に基づき、地域の企業・大学・市民・市が連携して、創造的産業の育成を推進することが求められています。

製造品出荷額の推移

産業	区分			
	総数(人)	割合(%)	男(人)	女(人)
総数	54,741	100	33,647	21,094
第一次産業	423	0.8	273	150
農業	421	0.8	272	149
林業・狩猟業	1	0.0	1	0
漁業・水産養殖業	1	0.0	0	1
第二次産業	9,150	16.7	7,235	1,915
鉱業	20	0.0	18	2
建設業	3,390	6.2	2,861	529
製造業	5,740	10.5	4,356	1,384
第三次産業	43,768	80.0	25,332	18,436
卸売・小売業	13,542	24.7	7,600	5,942
金融・保険業	2,770	5.1	1,555	1,215
不動産業	1,424	2.6	890	534
運輸・通信業	2,430	4.4	1,960	470
電気・ガス・水道	161	0.3	128	33
サービス業	21,267	38.9	11,696	9,571
公務	2,174	4.0	1,503	671
分類不能産業	1,400	2.6	807	593

平成12年 国勢調査

施策の体系



施策の方向

都心に近く、交通の利便性に優れている本市の特性を活かして、研究開発型の産業や情報、環境、福祉、健康などの成長産業を積極的に誘致し、産業活性化の核として育成を図ります。

武蔵小金井駅・東小金井駅周辺を文化施設や研究機関、ITなどを含む先端産業の業務地域とし、魅力的な創造的産業の拠点として整備を進めます。

H O *事業者への総合的な支援サービスのシステムづくりを検討します。

計 画

1 創造的産業の振興

(1) 産業振興の計画的推進

- ・ 小金井市の総合的な産業の振興を明らかにした産業振興プランと中心市街地商業等活性化基本計画に基づき、産業振興を計画的に推進します。

(2) 産業基盤の整備

- ・ JR中央本線連続立体交差事業を推進し、武蔵小金井駅・東小金井駅周辺を文化施設や研究機関、ITなどを含む先端産業の集積する魅力的な創造的産業の拠点として整備を図るとともに、インキュベーターについては関係機関との連携に努めます。
- ・ 小規模ながら、IT等を活用し高い付加価値を生み出すベンチャー企業*やSO

2 創造的産業の支援

(1) 起業支援・経営支援

- ・ 起業時の資金調達を支援するため、融資あっせん制度の拡充を図ります。
- ・ 新たな企業誘致のため、税制面の優遇措置等を関係機関に働きかけます。
- ・ 商工会や起業支援などの中間支援組織と連携し、起業や経営に関する相談の充実を図ります。

(2) 情報交流・ネットワークの充実

- ・ 市内大学や企業との交流の場を創出し、技術動向やマーケットニーズの情報交換、共同開発等を促進するとともに、産学公について広域的に推進していく団体と連携を図ります。

*：ネットワーク化
業種、企業規模等を超えて、国、企業間、部門間、個人の間で構築されるゆるやかな提携関係。

*：ボーダーレス化
境目がなくなる。境界線があいまいになるという意味。ここでは、国際化、情報化等により経済活動等が地球的規模で展開されるようになること。

*：メンタルヘルス
こころの健康。自分のこころが安定し、適応しており、他人に危害などを加えることもない状態を保つこと。

*：ベンチャー企業
専門的技術や知識を持ち、大企業が手がけていない事業や技術開発・情報処理などを行う革新的な企業。

*：SOHO
Small Office Home Officeの略。パソコンやインターネット等を活用し、小さな事務所や家庭で仕事をする勤務形態。

2 商店街の活性化

現況と課題

社会環境や生活様式の変化、市民ニーズの多様化・個性化などにより、商業をとりまく環境は大きく変化しています。また、近年は商業の都市間競争・地域間競争が激化し、既存の商店街の衰退が問題となっています。

本市でも、購買力が市外に流出している傾向があり、まちづくりの取組と一体となった商業環境の整備や市民ニーズをとらえたサービスの提供、イベントの開催等により、地域商業の活性化を図る必要があります。

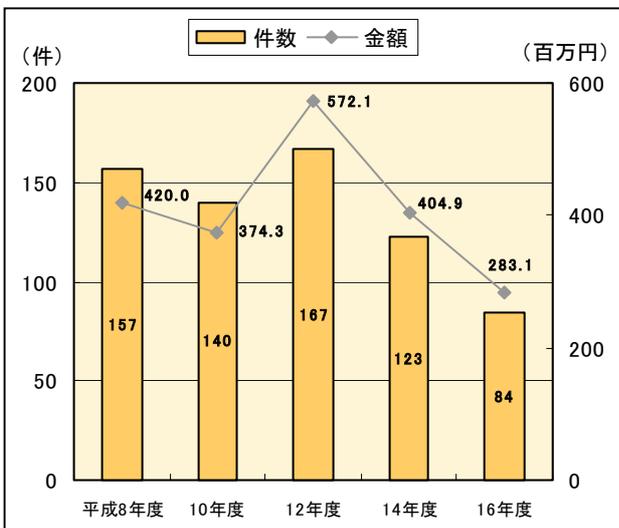
本市の商業は、小売業、卸売業とも小規模な事業者が多く、食料品や日用品などを除き、購買力が市外へ流出する傾向が見られます。また、昭和50年代に約1,500店あった商店も、現在は819店に減少しています。こうしたことから、

多様化する市民ニーズに対応したきめ細かいサービスの提供や魅力ある商店街づくりにより、商圈を維持・拡大し、集客力を高めることが、商業の重要な課題となっています。

市内の商店街は、武蔵小金井駅、東小金井駅、新小金井駅及び団地の周辺にありますが、道路も狭く、駐車場などの確保も難しい状態となっています。今後は、JR中央本線連続立体交差事業にあわせた駅周辺のまちづくりにより、個性的でにぎわいのある商業空間として再整備を図る必要があります。

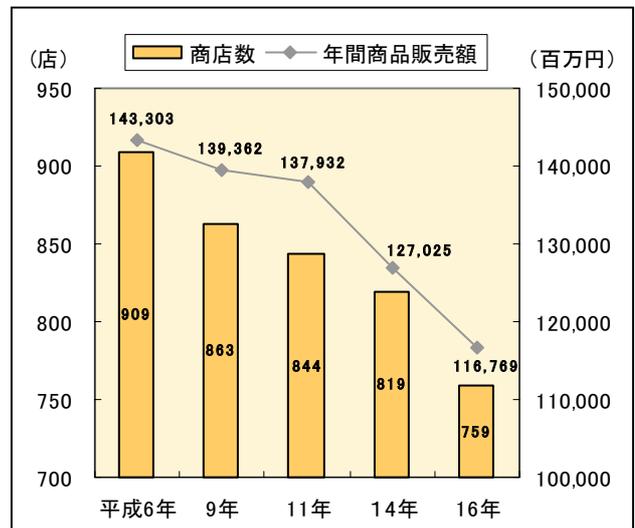
一方、本市ではこれらの課題に対応するため、平成14年3月に産業振興プラン、平成16年12月に中心市街地商業等活性化基本計画を策定し、アーケードの整備や舗装のカラー化などのハード面での整備とともに、商店街でのイベントの開催やポイントカード事業、新規開業支援などソフト面でも各種の取組を行ってきました。

小口事業資金融資あっせん状況の推移



資料：経済課

商店数・年間販売額の推移(卸売業・小売業)

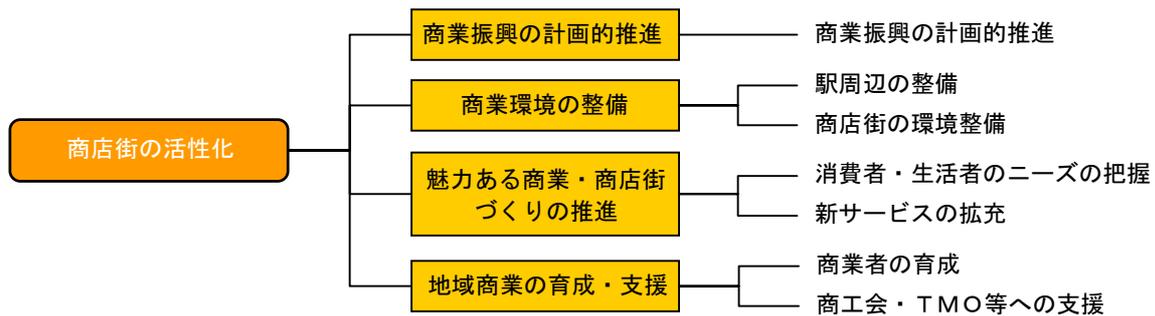


資料：商業統計調査報告(東京都)

今後は、さらに魅力的な商店街づくりを進めるため、商店街が行う共同施設の整備やイベントなどへの補助制度の充実、商業者の育成、商工会・TMO*等への支援が必要です。また、高

齢者世帯への宅配サービスやインターネットを利用した情報提供など、ライフスタイルの変化や情報通信技術に対応した新しい商業サービスを提供していく必要があります。

施策の体系



施策の方向

地域に根ざした特色ある商店街づくりのため、商工会・TMO等と連携し、個々の店舗の魅力向上や商店街のバリアフリー化など、快適な商業空間の整備を支援します。また、駅周辺では、市街地再開発事業や区画整理事業等により環境の整備を行うことで、商店街の活性化をめざします。

商業の高度化・情報化に向けて、インターネットを活用した商店街マップや買物情報の提供、高齢者等を対象とした宅配事業の導入を支援します。

さらに、市民のニーズに対応し、地域コミュニティの核となる商店街づくりをめざします。

計 画

1 商業振興の計画的推進

(1) 商業振興の計画的推進

- 商業の発展方向と商店街の整備方針をまとめた産業振興プランと中心市街地商業等活性化基本計画、「小金井市商店街の活性化に関する条例」に基づき、商業振興を計画的に推進します。

2 商業環境の整備

(1) 駅周辺の整備

- 駅周辺では、市街地再開発事業や区画整理事業等により環境の整備を行い、核となる店舗の立地を推進し、商店街の活性化をめざします。

(2) 商店街の環境整備

- 市民が快適に買物できるにぎわい空間として、商店街のバリアフリー化、街かど広場や自転車駐車場の整備、美化や清掃

に努めます。

- ・ 商店街の駐車場不足を解消するため、共同駐車場の整備や駐車場案内システム*の導入を検討します。
- ・ TMO、大学、地域住民等と連携して、市民同士の交流の場、地域活動の場となるコミュニティ拠点の整備を検討します。

3 魅力ある商業・商店街づくりの推進

(1) 消費者・生活者のニーズの把握

- ・ 魅力ある商店街づくりのため、商工会との連携のもと、事業者と市民が情報交換を行い、顧客のニーズを把握する商店街サポーター制度等による事業者と市民との協働の取組を支援し、地域商店街の活性化を推進します。

(2) 新サービスの拡充

- ・ インターネットを使った商店街マップや買物情報の提供を支援します。
- ・ 買物額に応じたサービスが受けられるポイントカード制度の充実を支援し、地域商業の振興を図ります。
- ・ 高齢者や障害のある人などの買物の便宜を図るため、宅配事業の導入を支援します。
- ・ 顧客のニーズに対応した、新たな業態や施設の導入を支援します。

4 地域商業の育成・支援

(1) 事業者の育成

- ・ 小規模商店向けの経営相談や情報提供の拡充を図ります。
- ・ 小口事業資金融資あっせん制度の充実を図り、事業者の支援に努めます。

- ・ 若手事業者の育成を図るため、商工会・TMOなどと連携して、空き店舗等を利用した支援制度の導入を検討します。

(2) 商工会・TMO等への支援

- ・ 地域商業の経営安定とサービス向上等の活性化を図るため、商工会や商店街の会員による自主的な活動に対する支援を行います。
- ・ 商工会・TMOなどと連携して、商店街の活性化に向けた総合的な施策展開や、商業振興に向けた組織整備を支援します。
- ・ 商店街等が行うイベントや小金井ブランドなどの新商品の開発、販売促進のための各種事業への支援制度の充実を検討します。



地域に根ざした魅力ある商店街を(黄金井名物市)

*: TMO
タウンマネジメント機関。中心市街地の商業地全体を、総合的な計画によって推進し、中心市街地の運営・管理(タウンマネジメント)を行う。

*: 駐車場案内システム
コンピューターを活用した表示板によって、周辺の駐車場の位置や経路、空き状況等を知らせるシステム。

3 既存工業の高度化

現況と課題

工業は、市民に就業機会を提供し、地域経済を活性化するなど、都市に活気と活力を生み出す重要な都市機能の一つです。しかし、地価の高騰とその後の景気低迷、外国製品との価格競争、後継者問題、住・工混在による立地条件の圧迫などから、特に都市部では、工場の移転や操業の中止を余儀なくされる状況がみられます。

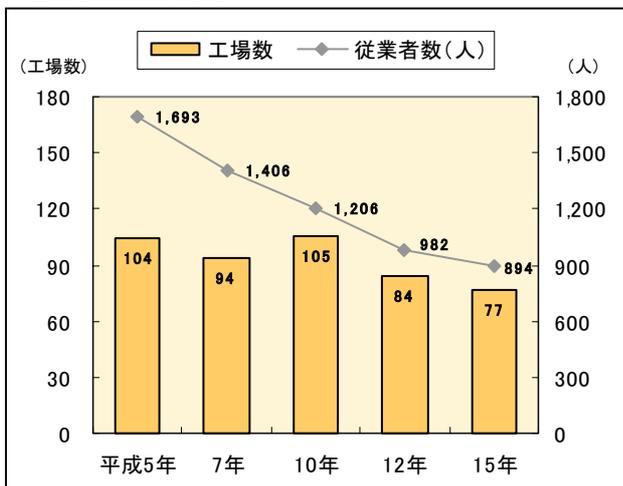
本市における工業の状況も例外ではなく、今後は、操業環境の整備、経営の安定化、高度技術化の支援等により、活力ある工業の実現を図る必要があります。

本市の工業は、ほとんどが住宅地の中にあり、近年は、コスト削減や大規模な土地を求めて、製造部門が市外に転出するなどの、いわゆる空洞化が見られます。今後は、住環境と調和した住・工共存のまちづくりが必要です。

平成 15 年の工業統計調査における本市の工場数は、77 事業所と東京都の中でも少なく、従業者数の総数も約 900 人です。また、小規模な工場が大半を占め、精密・電気・輸送機械の部品などを製造している業種が中心となっています。小規模な工場は経済基盤が比較的弱く、社会環境の変化によって経営が大きく左右されがちです。経営の安定化のためには、経営技術の相談・指導など多様な支援が必要となります。さらに、時代のニーズに即した新たな製品の開発など、高度技術化に向けた技術支援も行う必要があります。

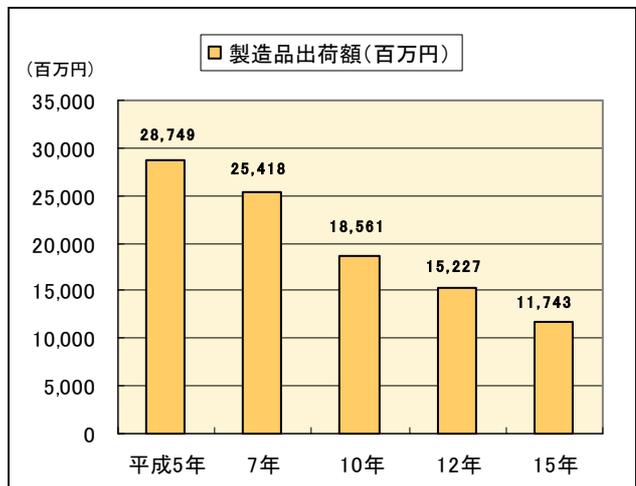
また、本市の工業は、工場数、従業者数とも少なく、扱っている製品も産業用の部品などが多いため、市民には、それほどなじみがないのが実情です。今後は、小金井市の工業を広く市民に認知してもらうため、市民向け情報の積極的な発信や工場見学会、市民まつりなどのイベント等を通じた地域との交流を図っていく必要があります。

工場数・従業者数の推移



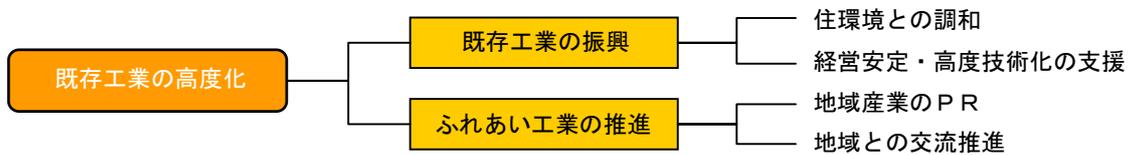
資料:「工業統計調査報告」(東京都)

製造品出荷額の推移



資料:「工業統計調査報告」(東京都)

施策の体系



施策の方向

既存工業の振興を図るため、周囲の環境と調和した住・工共存のまちづくりを進めるとともに、経営の安定化・高度技術化への転換育成に努めます。

また、地域産業の情報提供や市民まつりなどのイベントを通じ、地域産業の認知・PRや地域との交流を促進します。

- ・ 国や東京都等の指導機関との密接な連携により、経営診断指導事業の推進を図ります。
- ・ 近隣市と連携し、まちづくりと調和した工業振興、中小企業の活性化、産・学・官の相互交流を推進します。
- ・ 多様な情報発信手段を利用して、市内産業情報を広く周知することにより、新たな需要や販路の拡大を支援します。

計 画

1 既存工業の振興

(1) 住環境との調和

- ・ 住環境と調和した住・工共存のまちづくりに努めます。

(2) 経営安定・高度技術化の支援

- ・ 商工会の活動に対する補助の充実を図ります。
- ・ 既存工業の経営安定や高度化を推進するため、商工会などによる指導と、相談、研修、小口事業資金融資あっせん制度の充実に努めます。
- ・ 情報通信技術に関する技術アドバイザーの設置を検討し、既存工業の情報化を支援します。

2 ふれあい工業の推進

(1) 地域産業のPR

- ・ 小・中学校での地域産業を学ぶ機会の増大や体験活動の充実、市民向けの産業情報の提供など、教育広報活動を積極的に進め、地域産業の認知及びPRに努めます。

(2) 地域との交流推進

- ・ 工場見学会や生製品の直売会、市民まつりなどを通じ、地域との交流を促進します。

4 農業の新たな発展

現況と課題

都市の農業は、農産物生産という本来的機能を持ちながら、市民に土とみどりのうるおいを与え、子どもにとっては教育の場となり、また、災害時には、安全確保の役目を果たすなど極めて重要な役割を担っています。

本市でも、生産緑地の保全など農業基盤の確立を図り、都市農業の育成を支援することが必要です。また、地場農産物の販売や農業体験などを通じ、農業への理解や市民との交流を促進することが重要です。

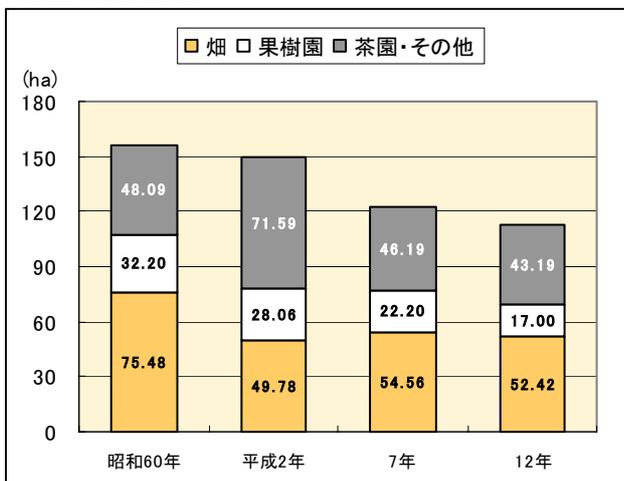
本市の農業は、植木や草花、野菜などが中心で、ほとんどが兼業農家です。一農家あたりの耕作面積も小さく、農家数も減少傾向にあります。本市の農業には、生産者の顔が見える、新鮮で安全な農産物の供給基地としての期待があります。

幸い、近年は農業組織の強化が図られ、若い後継者も育ってきました。また、庭先販売などによる生鮮野菜などの地場流通も定着しつつあります。今後は、農業経営の安定を図るため、租税制度の改正や農業団体の活動支援、流通ルート拡大、多様な担い手の育成等により、都市農業を継続しやすい環境を整備することが必要です。

一方、都市の農業には、農産物の生産という本来的機能に加えて、環境保全、防災、緑の景観形成など重要な役割があり、本市の農地は市全体の緑の約3分の1を占めていますが、農地面積は、都市化とともに年々減少を続けています。

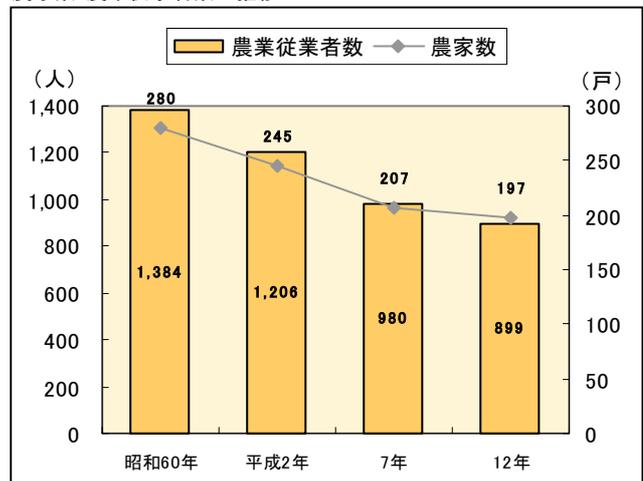
近年は、趣味として野菜づくりや花づくりを楽しむ市民も増えています。現在、市内には、市民農園4か所と高齢者農園が5か所ありますが、平成12年度に実施した市民意識調査でも多くの市民が今後も利用したいと答えています。

経営耕地面積の推移



資料：経済課

農家数・農業従事者数の推移



資料：「農林業センサス東京都結果報告」

また、農業は、教育の場としての期待も高く、子どもが農業にふれあえる農業体験の取組をさらに充実する必要があります。

今後、都市農業の振興及び農地の保全を進めるためには、農家のみならず市民も含めた多様な主体が連携して取り組むことが重要であり、市内で生産された新鮮で安全な農産物を市内で

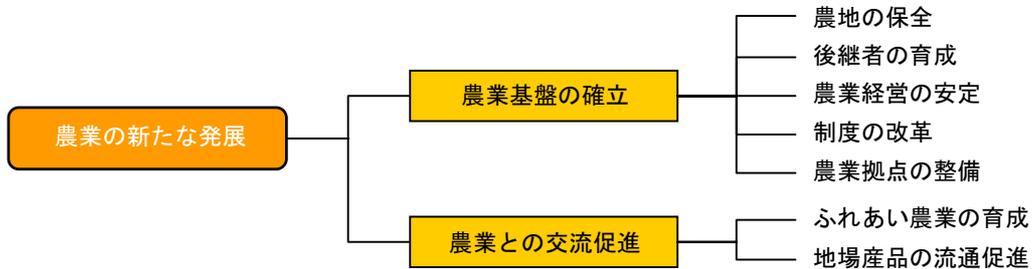
消費することによる循環社会の形成、生産緑地や市民農園の活用などによる農地の保全、市民とのふれあいを重視した交流型農業の育成を進めることが必要です。

農作物(野菜)の作付け面積上位品目

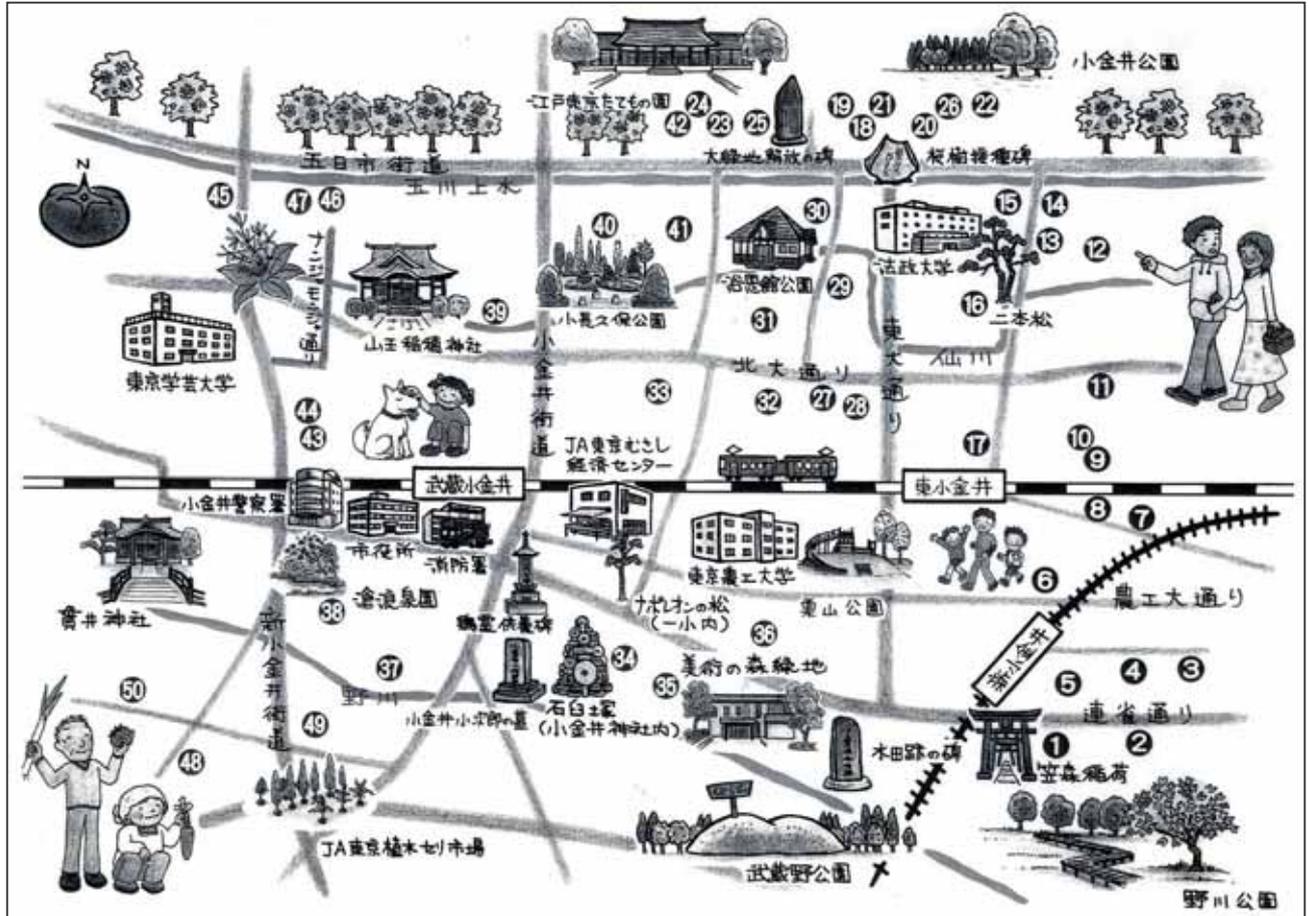
順位	品目名	面積 (ha)	収穫量 (t)
1位	ほうれんそう	4	44
2位	こまつな	3	54
3位	さといも	3	35
4位	だいこん	2	119
5位	はくさい	2	79

資料：経済課

施策の体系



農産物庭先販売マップ



資料：経済課

施策の方向

都市農地を保全するため、農業振興計画を基本に、生産緑地の保全や市民農園などの公共的な活用を推進します。また、租税制度の改正要望や農業団体の活動支援、認定農業者制度*の導入、流通販売ルートの拡大等を通じ、農業経営の安定化を促進します。

農業への市民の理解を深めるため、地場生産・地場流通システムの確立及び営農者、農業団体、市民が一体となった有機栽培の取組などを進めるとともに、植木、草花、生鮮野菜の販売、農業祭などにより、農業者と市民との交流拡大を図ります。

計 画

1 農業基盤の確立

(1) 農地の保全

- 農業振興計画を柱に、みどりの基本計画等、各種計画との連携による農地の保全を図ります。

(2) 後継者の育成

- 国や東京都の各種支援事業の活用等を通して、農業団体による農業後継者育成のため取組を支援します。
- 市民が積極的に農業を支援できるしくみとして、農業サポート制度*の確立を図ります。

(3) 農業経営の安定

- 認定農業者を育成します。
- 農業経営診断などによる経営の健全化を支援します。
- 農作業の効率化のための機械の導入、生

産・出荷の安定を図るための施設の設置等を支援します。

- 有機・減農薬農業の取組を推進し、生産拡大のための支援を行います。
- 新技術の導入や経営者の育成に関する勉強会や研修を促進します。

(4) 制度の改革

- 農地にかかる相続税など税に関する問題について、柔軟な対応を国に対して要請します。
- 国有地を農園等として地域で利用することについて国に要請します。

(5) 農業拠点の整備

- JR中央本線連続立体交差事業にあわせ、地元農産物等の販売や市内直売所の案内施設等の整備を図ります。
- 市内の自然や農業とふれあい、直売所や体験農園、自然資源を結ぶ散策路、地域拠点施設の整備を進めます。

2 農業との交流促進

(1) ふれあい農業の育成

- 多くの市民が農業にふれられるよう市民農園等を充実・増設します。
- 果樹や野菜の栽培・収穫体験や食品加工体験など、子どもをはじめ多くの市民が気軽に農業を体験できる体験型農園の開設を支援します。
- 農業祭や園芸教室の開催などを通じ、農業者と市民が交流できる機会の拡大を図ります。
- 農業や特産物、直売所、各種農業体験、イベント等に関する情報を市内外に積極

的にPRし、交流型農業振興を支援します。

(2) 地場産品の流通促進

- ・ 庭先販売マップの作成や宣伝のぼりの支給等を行い、植木、草花、生鮮野菜などの庭先販売を支援します。
- ・ 有機・減農農産物等地場産品の販売ルート拡大やブランド化を支援します。



学童収穫体験事業によるサツマイモの収穫

*：認定農業者制度

市の農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、将来の農業の担い手として市が認定した農業者の経営を支援する制度。

*：農業サポート制度

援農ボランティア、農業パートなどの形で一般市民が労働力を農家に提供し、農業生産を応援するしくみ。後継者不足等に悩む都市農業の新たな担い手として期待されている。

5 消費者生活・勤労者の福祉

現況と課題

商品開発競争の激化や、インターネット等による流通販売ルートが多様化などに伴い、食品の安全性の問題や不正取引など、消費者がトラブルに巻き込まれる可能性が増加しています。

本市でも、消費者相談件数は年々増加しており、消費生活上の不利益や危険から市民を守る必要性が増大しています。

また、勤労者をとりまく環境は、長引く不況や年功序列や終身雇用の見直しなどにより、ますます厳しくなっています。特に、中小企業は大企業に比べ福利厚生、労働環境などの面で低い水準におかれています。

こうした社会経済情勢のもと、本市においても、勤労者の福祉の向上に向けた取組が求められています。

輸入食品の増加や遺伝子組み換え食品の開発などに伴い、食品の安全性にかかわる問題はきわめて複雑化しています。また、通信販売や、インターネットによる取引、カード決済が日常化したことなどにより、個人情報流出、消費者が不正な取引に巻き込まれるなどの被害が増加しています。また、振り込め詐欺やリフォーム詐欺など、高齢者や若者を狙った詐欺行為による被害も増加しています。

本市においても、市民から寄せられる消費生活相談が増加傾向にあり、その内容も複雑化・

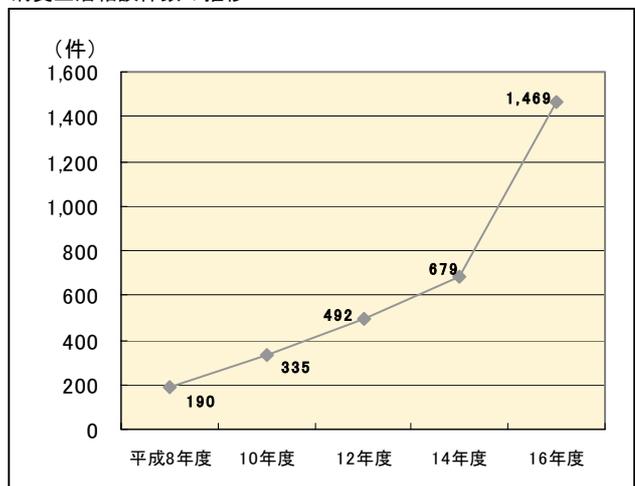
多様化してきています。

このような消費生活環境に対応するため、我が国では、消費者の権利の尊重と自立の支援を柱とした消費者基本法（旧消費者保護基本法）が平成16年に改正され、消費者教育や消費者への情報提供の充実が求められています。

市では消費生活審議会やパイオネット（国民生活センター相談情報システム）の活用、消費者講座等の啓発事業を通じ、消費生活の安定と向上に取り組んでいます。

今後も、これらの事業を活用するとともに、消費生活意識の啓発や消費者の自主活動の拠点となる消費生活センターの設置が望まれています。また、環境に対する意識をもった、環境にやさしい消費者の育成・拡大を図ることも重要です。

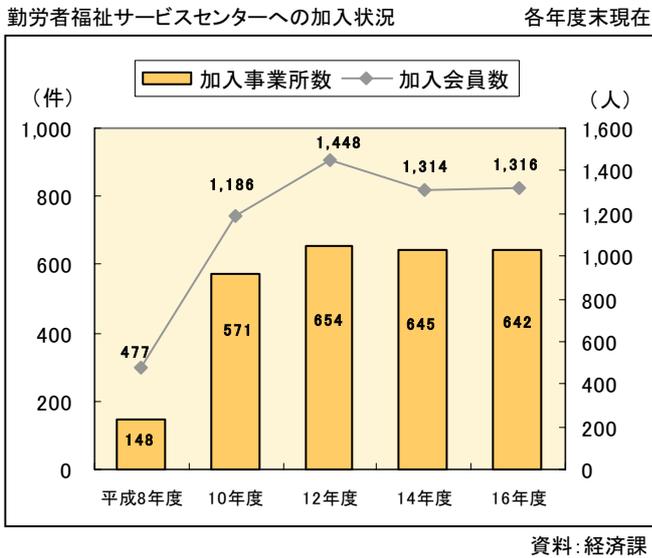
消費生活相談件数の推移



資料:経済課

一方、長引く不況や年功序列・終身雇用の見直しなどにより、勤労者を取りまく環境は、大きく変化しようとしています。特に、中小企業

では、大企業に比べ、労働環境や福利厚生面で厳しい環境におかれていることから、本市においても、勤労者の福祉の向上に向けた総合的な取組が必要となっています。

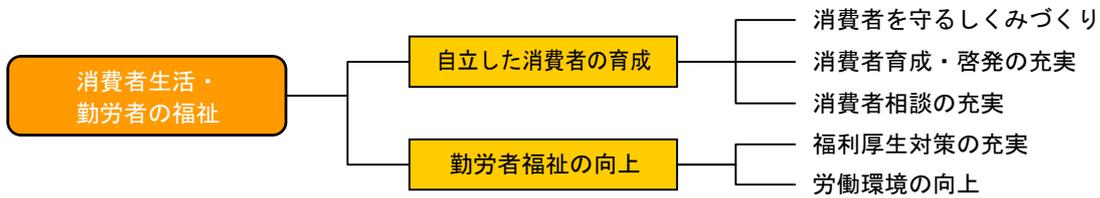


消費生活相談内容別件数 平成16年度

内容	件数
運輸・通信サービス	720
教養娯楽品	94
レンタル・リース・賃借	91
商品一般	84
金融・保険サービス	75
土地・建物・設備	45
工事・建築・加工	44
教養・娯楽サービス	41
住居品	36
保健・福祉サービス	34
保健衛生品	26
内職・副業・相場	24
その他	155
合計	1,469

資料: 経済課

施策の体系



施策の方向

自立した消費者の育成を図るため、市民の消費生活に関する学習・情報提供・交流活動の拠点となる消費生活センターを整備します。また、国や東京都、消費者団体連絡協議会等との連携により、市民の消費生活に関する意見の収集や消費生活相談の充実に努めます。

中小企業に働く勤労者の労働環境、福利厚生などの向上を図るため、勤労者福祉サービスセンター事業を充実します。

計 画

1 自立した消費者の育成

(1) 消費者を守るしくみづくり

- 消費生活意識の啓発と正しい知識の普及、消費生活に関する学習・情報提供・交流活動の拠点となる消費生活センターの整備を推進します。
- 今後も増加が予想される消費生活相談への対応を強化するため、消費者団体連絡協議会に対する支援を行い、団体間の連携を促進します。

- ・ 食品の安全性や物価の安定、流通機構の改善などを国や東京都に要望していきます。

(2) 消費者育成・啓発の充実

- ・ 消費生活トラブルの予防と環境にやさしい消費生活の実践に向けて、必要な知識、能力を養い、消費者自ら行動できるよう、不用品交換会やリサイクル活動の支援、消費者講座等による消費者教育・啓発を進めて、環境にやさしい消費者を育成します。

(3) 消費者相談の充実

- ・ 消費者団体連絡協議会等との連携により、市民の消費生活に関する情報及び意見を収集します。
- ・ 消費生活相談情報の迅速な把握と提供のため、パイオネット（国民生活センター相談情報システム）を活用し、消費生活相談業務を充実します。

2 勤労者福祉の向上

(1) 福利厚生対策の充実

- ・ 勤労者福祉サービスセンターへの助成を行い、事業内容の充実を図るとともに、安定化のため、組織の法人化について検討します。
- ・ 勤労者福祉サービスセンターを通じて、各種保険や共済などの諸制度についての理解を深め、加入を促進するための研修等を充実します。

(2) 労働環境の向上

- ・ 勤労者福祉サービスセンターを通じて、中小企業勤労者の労働環境の向上を図り

ます。

- ・ 女性、高齢者、障害のある人などに労働相談を行うとともに、パート労働などに従事する市民の労働条件の向上を図ります。

6 雇用の拡大

現況と課題

バブル経済の崩壊以降、景気は長期にわたり低迷を続けており、求人数の減少など雇用不安が深刻化しています。特に、中高年や障害のある人の就労については厳しいものがあります。

本市においても、若年層の市外への流出や就業意欲のある高齢者・障害のある人の雇用促進などの課題を抱えています。今後は、新たな産業の育成や関係機関との連携等により、就業機会の拡大と雇用の安定を図る必要があります。

また、女性の社会参加の高まりや、少子高齢社会の進展、障害のある人の就業を促進するノーマライゼーション*の浸透などを背景として、就業意欲のある女性、高齢者、障害のある人が増加しています。このため、関係機関と連携し、雇用促進に向けた環境整備を推進していくことが重要です。

さらに、本市には東京農工大学、東京学芸大学、法政大学があり、多くの学生が市内で就学しています。今後は、市内にある教育機関と企業の交流を推進し、有能な若年層の就業を支援していく必要があります。

長引く景気の低迷や終身雇用の見直し等により、わが国における完全失業率は引き続き高い水準にあり、失業期間も長期化しています。こうした状況のもと、安定した雇用の確保が重要な課題となっており、本市においても既存産業の振興とともに、研究開発型産業や情報、環境、福祉、健康などの成長産業の誘致・育成を図り、雇用の拡大を推進する必要があります。

施策の体系



施策の方向

既存産業とともに、研究開発型産業や情報、環境、福祉、健康などの新たな産業の育成を図り、雇用の拡大に努めます。また、高齢者や障害のある人、女性の雇用を促進し、社会参加と自立を支援していきます。

計 画

1 雇用の場の創出

(1) 新たな産業の育成による雇用の拡大

- 研究開発型産業や情報、環境、福祉、健康などの成長産業の誘致・育成を図り、雇用の場の拡大を図ります。

2 雇用機会の拡大

(1) 就労支援の充実

- 就労を希望する人に対する技術や知識、資格の習得を目的とした講習会の開催などを支援します。
- 労働相談情報センターとの連携により、労働条件や労務管理等に関する問題を解決できるよう相談体制を充実します。
- 就業機会の拡大を図るため、労働相談情報センターなどと連携し、就職講座を開催します。
- 高齢者の就業の場の拡大を図るため、シルバー人材センターの取組を支援します。
- 若年層の市内での就業の拡大を図るため、学校と企業の連携、交流を促進するとともに、インターネットを活用した求人情報の提供等により、就業機会の拡大を図ります。

(2) 雇用の奨励

- セミナー等を通じ、女性、高齢者、障害のある人等の雇用慣行の是正に向けた企業啓発を図ります。

*：ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人等を特別視することなく、高齢者や障害のある人等がいる社会が普通だという考え方。社会福祉の基本理念として国際的に定着している。

第3章

豊かな人間性をはぐくむ

ふれあいのあるまち

【文化と教育】

- 1 市民文化
- 2 男女共同参画
- 3 コミュニティ活動と生涯学習
- 4 スポーツ・レクリエーション
- 5 幼児教育
- 6 学校教育

1 市民文化

現況と課題

物が豊かになった現在、人々の心の豊かさを求める傾向は一層強まっています。そして、この傾向を反映して、市民レベルの文化活動や国内外の文化交流が活発に行われています。

本市においても、市民の一人一人が身近に文化に接し、参加できる環境を整備するとともに、伝統文化の継承や国内外との地域間交流等を通じて、個性豊かな市民文化が育っていくような環境づくりが重要です。

本市で行われている文化活動としては、市民まつりでの各種文化的な行事のほか、生涯学習活動の一環として行われている各種講座などがあります。また、市民自らの手による市民芸術祭や音楽活動、古典芸能への取組なども、ますます活発になってきています。

しかし、市民自ら文化活動に参加したり、美術や音楽などの芸術にふれたりするには、まだその環境が十分に整備されていないのが現状です。このため、市民の主体的な文化活動や市民文化団体に対する幅広い支援施策とともに、歴史的遺産や郷土芸能などの伝統文化を保存・継承していくことが必要であり、そうした優れた芸術や文化にふれられ、市民文化の発表の場となる拠点整備が必要となっています。

また、平成16年6月には景観法が制定され、市民の景観や美しい街並みへの意識も高まって

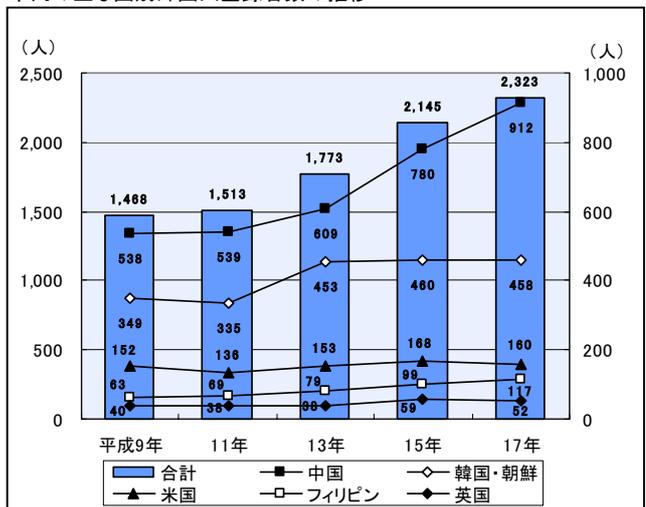
おり、景観の保全・形成をはじめとした、文化的な都市環境の整備も重要です。

一方、国内外を問わず、他地域との交流を通じた人々とのふれあいも、豊かな市民文化を形成していく上で重要です。本市は、友好都市盟約を結んでいる三宅村をはじめ、旧千代田町（現在は佐賀県神崎市）との民間交流や行政の相互訪問、あるいは上田市（長野県）との民間交流等を行ってきました。三宅村民の帰島に際しては、市民と協働のうえ義援金募金活動を実施し、三宅村復興支援のために庁用車の贈呈等を行うなど、友好都市としての支援を実施しました。

今後も、中・長期的な支援策を市民との連携をもとに検討し、あらゆる分野での交流の拡大を図ることが重要です。

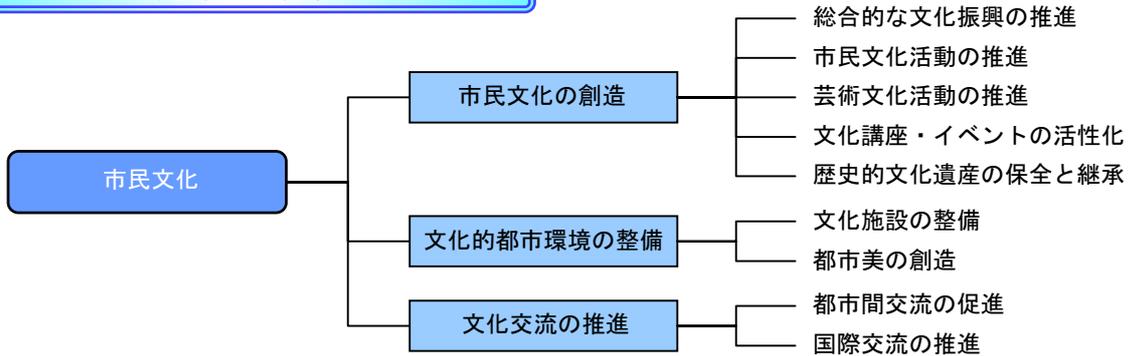
また、市内で生活する外国籍の市民の増加に伴い、地域での交流も徐々に広がってきています。今後は国籍を問わず、共に生活する者同士がお互いの文化を認め合いながら、交流の輪を広げていくことが求められています。

市内の主な国別外国人登録者数の推移



資料：東京都統計資料

施策の体系



施策の方向

市民の多様な文化活動を支援するとともに、市民が気軽に文化にふれられる環境を整備します。武蔵小金井駅南口地区に文化活動や交流の拠点となる「(仮称) 市民交流センター」を整備するとともに、美しい街並みづくりを進め、文化的都市環境の整備を図ります。また、水とみどりの豊かな自然環境をいかし、小金井市立はけの森美術館を中心とした芸術・文化圏の創造を図ります。

友好都市である三宅村の復興支援を継続的に行い、民間交流をさらに充実・発展させます。また、国際化時代に対応した市民レベルの国際交流や友好都市づくりを検討します。

計 画

1 市民文化の創造

(1) 総合的な文化振興の推進

- ・ 小金井らしい市民文化を醸成するため、市の総合的な文化振興ビジョンを策定し、あらゆる施策へ文化的な視点を導入した横断的な文化施策を展開します。
- ・ 市内の大学、社会福祉協議会、NPO法人、江戸東京たてもの園、民間の文化企業やスタジオなど多様な主体との連携による小金井独自の文化振興を推進します。
- ・ 文化・芸術に関する情報について、インターネットや広報などを通じて、幅広く市民に情報を発信します。

(2) 市民文化活動の推進

- ・ 様々な団体の芸術文化活動に関する情報発信とそれを求める市民との情報交換の場の提供による活動支援を行います。
- ・ 自主的に活動する団体同士の情報交換の場を提供し、団体間の連携を支援します。

(3) 芸術文化活動の推進

- ・ 小金井市立はけの森美術館を中心に企画展の実施、市内に在住・在勤するアーテ

小金井市と三宅村との友好都市盟約

昭和五十三年十月一日

小金井市長 永利 友喜
三宅村長 大沼 良三

緑豊かな文化都市をめざす多摩の小金井市と自然美あふれる豊かな島づくりをめざす伊豆七島の三宅村は、人と自然の調和あるまちづくりと歴史的ゆかりを共通のきずなとして、相互的交流を盛んにし、理解と親善を深め、両自治体住民の福祉向上のため、友好自治体になることを盟約します。

リストへの支援を通じ、新しい芸術文化の創造を図ります。

(4) 文化講座・イベントの活性化

- ・ だれもが気軽に参加できる文化講座を充実します。
- ・ 市民まつり、桜まつりなどの行事の援助を行うとともに、市民自らが企画・運営するイベントを支援します。
- ・ 市民が気軽に音楽、美術、演劇などの芸術にふれることができるようコンサートや展覧会等の開催を支援します。

(5) 歴史的文化遺産の保全と継承

- ・ 先人が残した文化遺産等を守り、多くの市民に展示・公開できるよう文化財センターの充実を図ります。
- ・ 市制施行 50 周年（平成 20 年）を契機に、歴史的資料等の調査・収集・研究を体系的に推進し、歴史認識を深める市史の編さんを行います。
- ・ 市内に残る貴重な郷土芸能の保存を行い、後継者の育成を支援します。
- ・ 市内を活動の拠点とする伝統芸能の継承を支援します。



多くの市民でにぎわう市民まつり

2 文化的都市環境の整備

(1) 文化施設の整備

- ・ 武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業のなかで、公会堂にかわる市の文化活動や交流の拠点となる「(仮称)市民交流センター」を整備します。
- ・ はけの道沿いに、文化芸術の発信地となる「小金井市立はけの森美術館」を整備します。
- ・ 各文化施設の管理・運営にあたっては、市民ニーズを満たすための方法を検討し、適切な管理運営を推進します。
- ・ 近隣市と連携し、公共施設の相互利用を推進します。

(2) 都市美の創造

- ・ 公共施設のデザインの配慮、街並みのルールづくり、緑化の推進など、都市の景観の向上を図ります。



文化芸術の発信地となる「小金井市立はけの森美術館」

3 文化交流の推進

(1) 都市間交流の促進

- ・ 友好都市である三宅村等との交流をさらに充実・発展させます。
- ・ 文化交流、人的交流を通じて、他の自治体との積極的な都市間交流を推進します。

(2) 国際交流の推進

- ・ 市民による国際交流活動の援助や外国との友好都市づくりを検討します。
- ・ 学校や生涯学習における語学教育の充実などにより、市民の国際的な理解を促します。
- ・ 外国籍市民への生活情報の提供を充実するとともに、生活に密着した各種の講座やイベント等を開催し、外国籍市民との交流の輪を広げます。

小金井市非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかるに、核軍備拡大競争は依然として続けられ、人類が平和のうちに生存する条件を根本からおびやかす段階に至っている。また、通常兵器の軍備拡大競争も一段と激化し、世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続き、限定核戦争の脅威がせまっている。

わが国は、世界の唯一の核被爆国として、また、平和憲法の精神からも、核兵器の全面廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割を果たすべきである。

したがって、わが小金井市は、非核三原則の安全実施をねがい、あらゆる国のあらゆる核兵器に反対し、その全面廃絶と軍備縮小を求め、あわせて国際連帯のもとに、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに非核平和都市となることを宣言する。

昭和五十七年四月一日
小金井市議会

世界連邦
平和都市宣言

戦争放棄を憲法に明記した日本は、武力国家の対立を解消して平和の礎を築き人類の福祉に貢献すべきであるとの認識にたつて、わが小金井市は国際社会を一つの法のもとに力の支配から法の秩序に切り替えて地上に永遠の平和を招来せんとする世界連邦の趣旨に賛同し永久の平和都市たることを宣言し、志を同じくする他の宣言都市と相携え盛り上げる国民の総意により日本国宣言に到達せしめ世界連邦の実現を希求する。

右宣言する。

昭和三十五年十月三日
東京都小金井市議会

1月 (睦月)

- ・小金井元旦ロードレース (1日・市営競技場)
- ・消防団出初式 (第2日曜日・上水公園グラウンド)
- ・新春たこあげ大会 (上旬・小金井公園)
- ・成人の日記念行事 (第2日曜日)

月 (月)

- ・節分 (3日)
- ・初午 (はつうま) (上旬)
- ・梅の開花 (下旬・小金井公園など)

月 ()

- ・桃の節句 (3日)

月 (月)

- ・桜まつり (上旬・小金井公園)



- ・ツツジの見ごろ (下旬・浴恩館公園・玉川上水など)

月 (月)

- ・子ども週間 (1~7日)
- ・端午の節句 (5日)
- ・ナンジャモンジャ開花 (上旬)

月 (月)

- ・ガクアジサイ開花 (三宅村との友好の花、中旬・玉川上水沿い、滄浪泉園)

月 (月)

- ・七夕 (7日)
- ・大賀ハスの見ごろ (中旬・真蔵院)
- ・阿波踊り大会 (下旬)



月 (月)

- ・お盆 (1・2・3日)
- ・小金井薪能 (下旬)
- ・わんぱく夏祭り (下旬・武蔵野公園くじら山)
- ・総合防災訓練 (下旬)

月 (月)

- ・市民体育祭 (中旬)
- ・敬老会 (中旬)
- ・十五夜 (中旬)

月 (月)

- ・市制記念日 (1日) (昭和33年10月1日市制施行)
- ・市民スポーツ・レクリエーションのつどい (第2日曜日・総合体育館)
- ・なかよし市民まつり (中旬・小金井公園ほか)
- ・お月見のつどい (中旬・小金井公園)

月 (月)

- ・菊花展 (上旬)
- ・七五三 (15日)
- ・農業祭 (中旬)

月 ()

- ・正月用野菜即売 (下旬)

2 男女共同参画

現況と課題

国際化・情報化の急速な発展や社会的・経済的変革を迎えるなかで、豊かで活力ある社会を築くために、男女があらゆる分野にともに参画できる社会の実現が急がれています。このような状況のなか、わが国においても、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市においても、平成 8 年 12 月に男女平等都市を宣言し、平成 15 年 7 月に男女平等基本条例を施行しました。すべての人々が性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場でさまざまな活動に参画し、利益を享受し、責任を分かちあえる社会の形成に向けて、その取組を一層進めていく必要があります。

本市は、平成 15 年 3 月に第 3 次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」を策定し、同年 7 月には男女平等基本条例を施行するなど、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて関連施策を推進してきました。

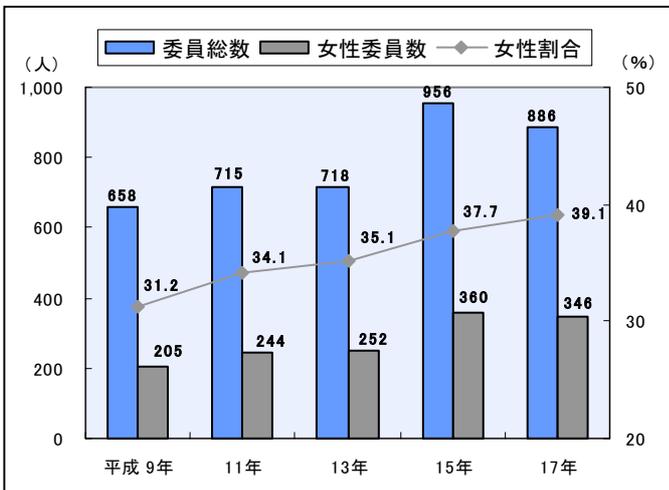
しかし、人々の平等への理解は進んできましたが、現実の生活では、固定的な性別役割分業意識や社会通念、慣習にも多くのかたよりがあるのが現状です。

これらの問題の解決には、まず根本的な意識改革が必要です。女性も男性も一人の人間として、個人の人権が尊重される社会をめざし、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場で男女平等の意識を醸成していくことが求められています。

また、労働の場や政策決定、社会活動などさまざまな分野で男女がともに参画できる社会システムを構築するため、関係機関と連携し、環境を整備していく必要があります。

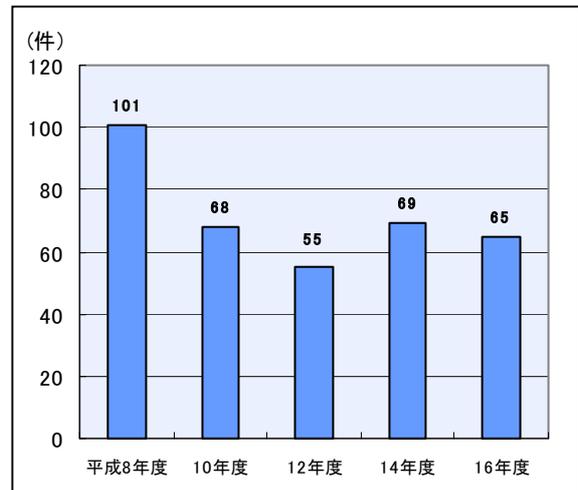
文化と教育

審議会における市民(女性)の参加状況の推移



資料: 広報広聴課

女性総合相談実績件数の推移

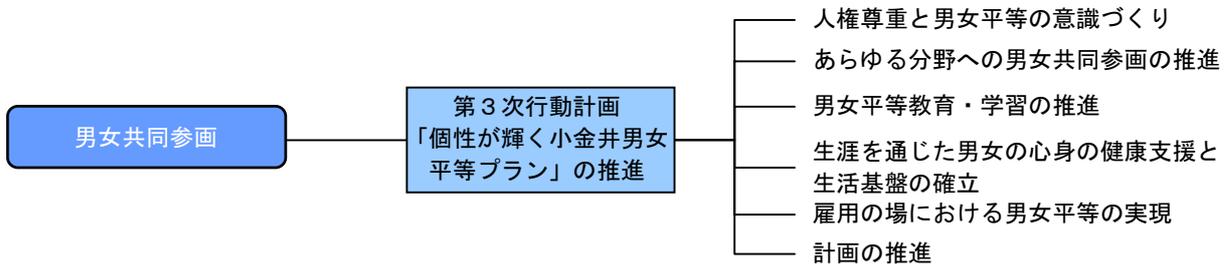


資料: 広報広聴課

意欲と能力を持つ女性が多く分野に社会進出し、経済的自立や自己実現を図り、社会経済の発展に大きな役割を果たしています。しかし、出産や子育て、介護の問題など、女性の社会的自立を阻む問題は多く、男女が等しく家庭や社会の役割を担う必要があります。そのためには、

今後も労働における雇用機会均等、労働時間の短縮、家庭生活の責任の分担などを推進していく必要があります。

施策の体系



施策の方向

男女がともに自立し、尊重しあい、自らの意思によって政治、経済、文化等に参画できる社会の形成に向けて、さまざまな分野での共同参画の取組を推進します。

また、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場での啓発を通じて、人権の尊重と男女平等の意識を醸成していきます。

偶発的な暴力から守るための緊急一時保護施設（シェルター）へ、引き続き運営費の一部補助を行います。

(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進

- ・ 市内の女性団体・グループなどの活動やネットワークづくりを支援するとともに、人材の発掘およびリーダーの育成を推進します。
- ・ 政策決定の場をはじめ、あらゆる領域への男女共同参画を進めるため、女性の登用を積極的に推進します。
- ・ 女性の生活と地位向上を図るための活動拠点として、また、男女が社会・家庭・地域生活を共有していくための拠点として「(仮称) 男女平等推進センター」の設置を検討します。

計 画

1 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の推進

(1) 人権尊重と男女平等の意識づくり

- ・ 人権尊重や男女平等の理念を広めるための広報活動の展開や講座・講演会等を開催します。
- ・ 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶に向けた講座や啓発事業を行うとともに、配

(3) 男女平等教育・学習の推進

- ・ 家庭・地域において、固定的な性別役割

分担意識を是正するための学習の場を提供します。

- ・ 人権意識や男女平等意識、生命の尊重や性に関する基礎的な正しい知識など、学校教育における男女平等意識の啓発を推進します。
- ・ 公共施設や集会所等で実施する講座や学習の場に、男女平等の視点を入れた事業展開を図るとともに、大学等との連携を深め、研修会等を開催します。

(4) 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立

- ・ 子育て中の家庭や、要介護高齢者や障害のある人を抱える家庭における女性の負担を軽減・解消するため、福祉施策との連携による支援体制を強化します。
- ・ 女性の社会的自立を阻む問題解決に向け、気軽に相談できる女性総合相談事業を充実します。
- ・ 心身ともに健康で安定した生活がおくれるよう健康に対する正しい知識の普及、情報提供を推進します。
- ・ 社会的・経済的に配慮を必要とする家庭等への生活安定と自立への援助を充実します。

(5) 雇用の場における男女平等の実現

- ・ 男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、育児休暇制度や介護休暇制度の拡充など、労働環境の整備を事業所等へ働きかけます。
- ・ 女性の就業機会拡大のため、就労形態の多様化を図り、自分にあった働き方が選択できるような環境の整備に努めます。
- ・ 女性が働きやすい環境の整備を支援するとともに、セクシュアル・ハラスメント*防止の徹底、情報提供や労働環境に関する相談窓口を充実します。

(6) 計画の推進

- ・ 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」が、より実効性のあるものとして機能するよう推進体制を充実します。

*: セクシュアル・ハラスメント

性的な言動等により、当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に精神的、経済的その他の不利益を与えること。

男女平等都市宣言

平成八年十二月三日

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあつた生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

— 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生をおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。

— 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参加できる「小金井市」をめざします。

— 私たちは、男女が共にかけがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

3 コミュニティ活動と生涯学習

現況と課題

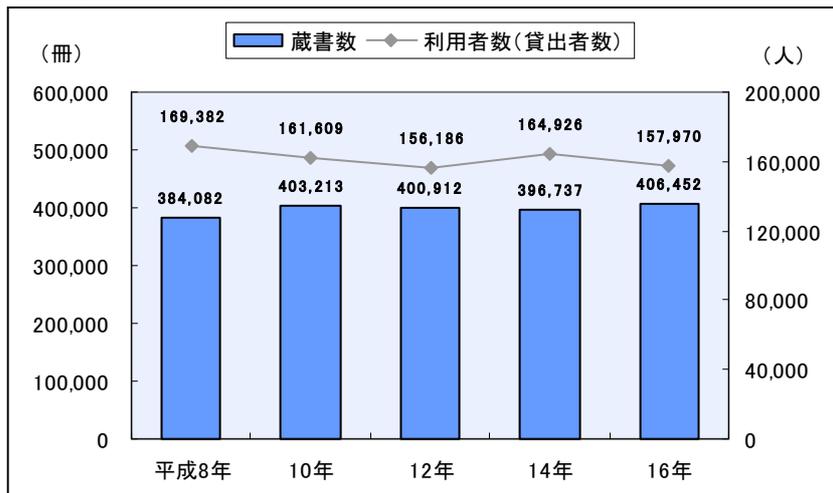
急激な都市部への人口集中は、かつての地縁的な結びつきを弱め、地域の連帯意識を希薄なものにしてしまいました。しかし、少子化や高齢社会の到来とともに、身近な地域社会の重要性が再認識されつつあります。また、趣味や生涯学習を通じて、心身ともに充実した生活をおくりたい、地域とのふれあいや交流を広げたいとする人が増えています。

社会状況の変化に伴い、本市においても、コミュニティ活動や生涯学習の場となる施設の充実、だれもが参加しやすい多様な学習機会の提供、市民の自主的な活動への支援等が重要な課題となっています。

本市では、人口の急増等にあわせ、公民館や図書館などの施設の整備・充実を順次図ってきました。しかし、現状では施設の規模や内容において、市民ニーズを十分満たしているとはいえ、また、一部の施設では老朽化が目立つようになってきています。今後は、生涯学習の拠点となる施設の設置をはじめ、設備の修繕等を進めながら既存施設の有効利用や民間集会施設の活用など、活動の場の充実を図る必要があります。

また、市では、生涯学習支援のための各種講座を開講していますが、今後は一層市民参画のもと講座の充実、夜間や日曜日の講座の拡大、学校週5日制に対応した青少年へのプログラムの提供などにより、若い世代や家族などの参加

市内図書館における蔵書数と利用者数(貸出者数)の推移



資料:図書館

公民館の利用状況

平成16年度

項目	公民館本館		本町分館		貫井南分館		東分館		緑分館		合計	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数								
年間	3,926	57,449	2,476	39,648	3,224	65,625	6,577	86,174	7,658	95,345	23,861	344,241
月平均	327	4,787	206	3,304	269	5,469	548	7,181	638	7,945	1,988	28,687
利用率	78.1%		82.1%		64.2%		89.2%		63.5%		75.4%	

資料:公民館

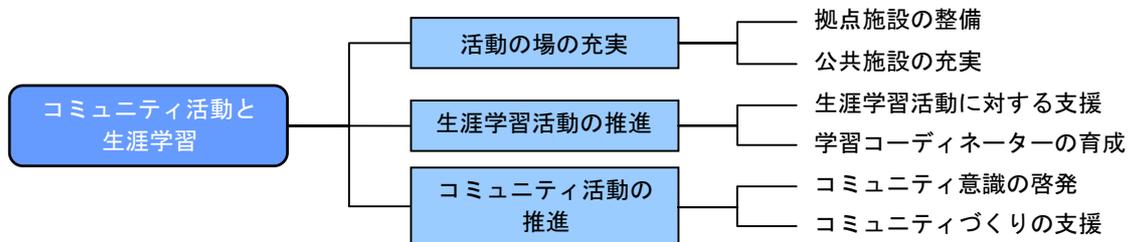
の拡大を図ることが重要です。

さらに、市民の多彩な活動を推進するためには、既存の団体をはじめ、市内の大学やボランティア団体、NPO法人等との連携を深め、積極的に支援・協働していく必要があります。

震災に対する救援や地域での防犯体制、子育てや高齢者に対する福祉活動など近年では地域コミュニティを始めとしたコミュニティ活動に

対する期待が高まっており、これらの市民の自発的な活動は、人と人とのつながりをより強くし、地域の連帯感を深める機会となります。今後は、地域コミュニティの重要性について意識の啓発を図るとともに、コミュニティ活動の支援を通じて、市民参加のまちづくりを推進していく必要があります。

施策の体系



文化と教育

施策の方向

公民館や図書館等の施設の整備を図るなど、市民のコミュニティ活動や生涯学習の活動の場の充実を図ります。

市民が気軽にいつでも参加できる多様な学習機会の充実を図るとともに、これらの活動を通じた市民の交流を促進します。

地域リーダーの育成やボランティア活動の支援を通じて、市民が地域社会づくりに積極的にかかわり、その中で自らの役割が実感できる地域コミュニティの形成をめざします。

計 画

1 活動の場の充実

(1) 拠点施設の整備

- 市民の多様な活動の拠点となる生涯学習支援センターの設置を検討します。
- 地域住民の活動の場の拡大を図るため、「(仮称)貫井北町地域センター」の建設を推進します。

(2) 公共施設の充実

- 地域の身近な施設として公民館、図書館の充実を図ります。
- 生涯学習と学校教育の相互連携を図り、図書館、音楽室などの開放を推進します。

2 生涯学習活動の推進

(1) 生涯学習活動に対する支援

- ・ 生涯学習関連事業や学習の場などの関連情報を収集・整理し、これらの情報を分かりやすく提供します。
- ・ 参加者の拡大が図れるよう各種講座を充実します。
- ・ 平日や昼間働いている人も参加しやすいよう夜間や日曜日の講座をより拡大します。
- ・ 学校週5日制に対応し、青少年グループの活動を支援するとともに、家庭や地域との連携を深めるため、親子参加型講座を開設します。
- ・ 社会教育機関や大学等との連携により、公開講座や特別科目聴講生制度などを実施します。
- ・ ボランティアやNPO法人等と連携した生涯学習活動を支援します。

(2) 学習コーディネーターの育成

- ・ 生涯学習活動を支援するコーディネーターを育成します。

3 コミュニティ活動の推進

(1) コミュニティ意識の啓発

- ・ 市民自らが地域社会づくりに積極的にかわり、その中で自らの役割が実感できる地域コミュニティの意識の啓発を推進します。

(2) コミュニティづくりの支援

- ・ 市民の自主的な活動を活性化するための地域リーダーの育成やボランティア活動等を支援します。
- ・ 様々な活動団体の情報発信や、市民と活動団体の交流の場づくり、団体間の連携支援などを通じて、市民の自主的な活動を支援します。

ゆとり宣言

すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間と
うるおいのある生活をおくるこ
とができるようにすることは、
人間性豊かな社会の建設にとっ
てきわめて重要である。

しかし、わが国の労働時間の
現状は、欧米諸国と比較して年
間200時間から500時間も
長く、そのことが多くの勤労国
民の「家庭の幸せ」づくりの障
害となり、豊かさが実感できな
い大きな要因となっている。

小金井市議会は、ここに「ゆ
とり宣言」を行い、すべての国
民が人権といのちと健康が守ら
れ、日々、団らんのある暮らし
がおくれるよう、労働・生活環
境等の条件整備に全力を尽く
す。

以上、決議する。

平成二年九月二十七日

小金井市議会

4 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

近年、生活水準の向上や長寿社会の到来により、「自分の時間を大切にしたい」、「健康で楽しく長生きしたい」といった生活の質の向上に人々の関心が寄せられるようになってきました。このようななか、スポーツやレクリエーションのもつ効能は、身体面ではもちろん、ストレス解消、リラクゼーション*など精神面でも注目されるようになり、これらを楽しむ人が増えつつあります。こうした活動への取組は、仲間同士のふれあいや交流をとおして、明るい地域社会を形成するためにも大きな役割を果たします。

本市でも、市民がいつでもどこでも気軽に、スポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進していく必要があります。

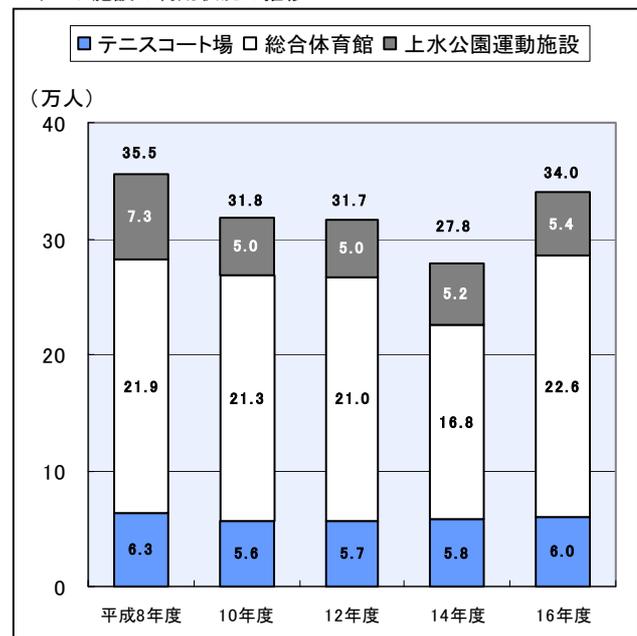
本市では、市民体育祭をはじめ、各種イベントやスポーツ・レクリエーション教室を開催し、市民の相互交流やスポーツ・レクリエーション人口の底辺拡大に努めています。また、学校週5日制にあわせ、小・中学生のスポーツ活動への積極的な参加と交流を促すため、毎週土曜日午前中に小・中学生を対象とした「土曜スポーツクラブ」を実施しています。

今後は、高齢社会に対応した健康づくり、障害のある人が気軽に参加できるニュースポーツ教室、親子が一緒に参加できるイベントなど、

市民の多様なニーズに応えられるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る必要があります。また、体育協会・総合型地域スポーツクラブ*との連携を強化し、体育指導委員協議会の協力のもとに指導者の育成や体育団体の育成・援助など、多面的な振興施策を進めていくことも重要です。

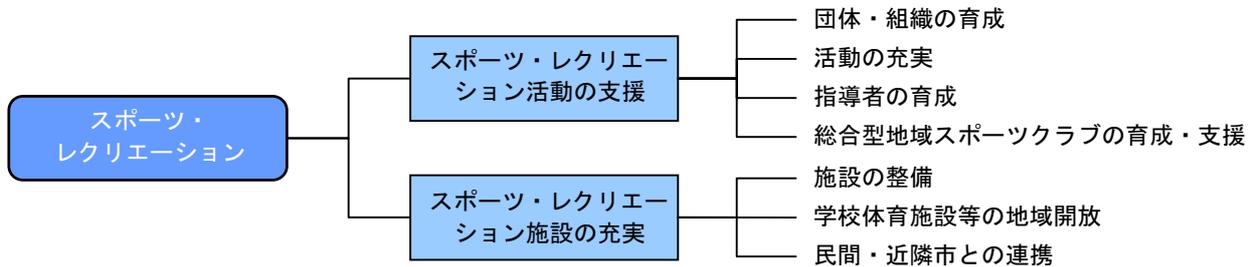
一方、スポーツ・レクリエーション施設についても、市民の利用に応えるため、今後とも整備・充実を図る必要があります。総合体育館の大規模改修について検討します。また、小・中学校の体育施設や民間企業施設の市民への開放などを一層充実させるとともに、より利用しやすくするための方法の検討も重要です。

スポーツ施設の利用状況の推移



資料: 体育課

施策の体系



施策の方向

だれもが気軽に参加できる各種のスポーツ・ニュースポーツ教室やレクリエーションを開催し、市民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの振興・普及を図ります。

また、スポーツ施設の整備や小・中学校等の体育施設の利用拡大等により、市民ニーズに合う身近な活動の場の提供に努めます。

実します。

- ・ スポーツ大会の共同開催など、他市や他組織との共同事業を推進します。
- ・ スポーツ・レクリエーション施設の予約状況などについて、IT等を活用し情報を分かりやすく提供します。
- ・ スポーツ・レクリエーションに関連する事業の情報提供を推進し、市民が気軽に参加できるよう支援します。

計 画

1 スポーツ・レクリエーション活動の支援

(1) 団体・組織の育成

- ・ 市民が主体となる団体・組織がより円滑な活動を行えるよう支援します。
- ・ 団体同士が連携することにより、各団体の活動が活発になるよう、団体のネットワーク化を支援し、連携を促進します。

(2) 活動の充実

- ・ スポーツ人口の底辺拡大と相互交流を推進するため、市民体育祭などのスポーツ大会を充実します。
- ・ 高齢者や障害のある人、親子など、だれもが気軽に参加できるスポーツ・ニュースポーツ教室やレクリエーション等を充

(3) 指導者の育成

- ・ 各種スポーツの指導者を育成するため、研修等を充実します。
- ・ 指導者等を市民の要望に応じて紹介・派遣するためのシステムを充実します。

(4) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- ・ 地域住民が主体的に運営するスポーツクラブを育成・支援し、市民だれもが、それぞれの目的や体力、年齢等に応じて、気軽にスポーツ・ニュースポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

2 スポーツ・レクリエーション施設の充実

(1) 施設の整備

- ・ 総合体育館の大規模改修の検討をはじめ、テニスコート場の改修、上水公園運動施設の整備等、スポーツ施設の充実を図ります。
- ・ 清里少年自然の家「清里山荘」など、自然とふれあうことのできるレクリエーション施設の充実を図ります。

(2) 学校体育施設等の地域開放

- ・ 学校週5日制にあわせ、小・中学校の学校体育施設の利用を拡大します。
- ・ 市内にある高等学校、大学などの施設を利用できるよう積極的に働きかけます。

(3) 民間・近隣市との連携

- ・ 市内にある民間施設についても、市民が利用できるよう関係機関と協議します。
- ・ 近隣市と連携し、スポーツ・レクリエーション施設の相互利用について検討します。



みんなで楽しむ市民体育祭

*：リラクゼーション

休養、くつろぎ、息抜き等の意味。心理療法では、心と体を弛緩・解放させることによって自律神経系の安定・平衡状態をもたらす有効な方法として広く用いられている。

*：総合型地域スポーツクラブ

地域住民の日常的なスポーツ活動を活性化するために構想された市民型のスポーツクラブ。

5 幼児教育

現況と課題

幼児期は、自立心や協調性、基本的な生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎がつかわれる大切な時期です。また、幼児期における教育は、家庭や地域の果たす役割が極めて重要です。

近年、核家族化や女性の社会進出などによって、親と子を取りまく環境は大きく変化していますが、家庭や地域の役割を再認識し、地域社会と一体となった幼児教育を進める必要があります。

幼児期は、家族のみならず地域の人々とのふれあいの機会が増え、人間性の基礎が構築される重要な時期であり、家庭や地域の果たす役割には極めて大きいものがあります。

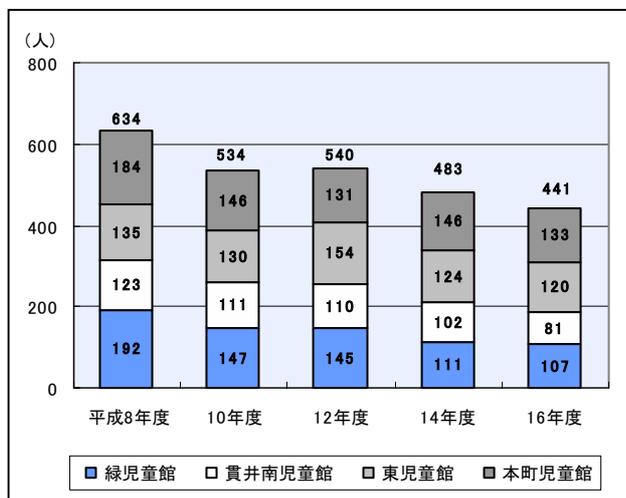
しかし、親と子を取りまく環境の急激な変化は、地域から孤立しがちな親や子育てそのものに不安を持つ親の増加を招いています。

このような状況をふまえ、家庭教育の役割を再認識するとともに、家庭と幼稚園、保育園などとの連携をもとに、地域社会と一体となった幼児教育の推進が必要です。

幼稚園や保育園は健康な体づくり、集団生活での社会性の育成、基本的な生活習慣の確立、豊かな情操の育成など、幼児の健全育成を図るうえで非常に重要な役割を担っており、家庭との連携のもとに幼児の発達や個性に応じた対応が求められています。

また、子育ての不安を解消するための相談体制の充実や親子で遊び学べる機会の確保、遊び場や児童館・図書館等の事業の充実など、子どもと地域の結びつきを強化し、幼児教育の充実を図る必要があります。

児童館幼児グループ参加者数の推移

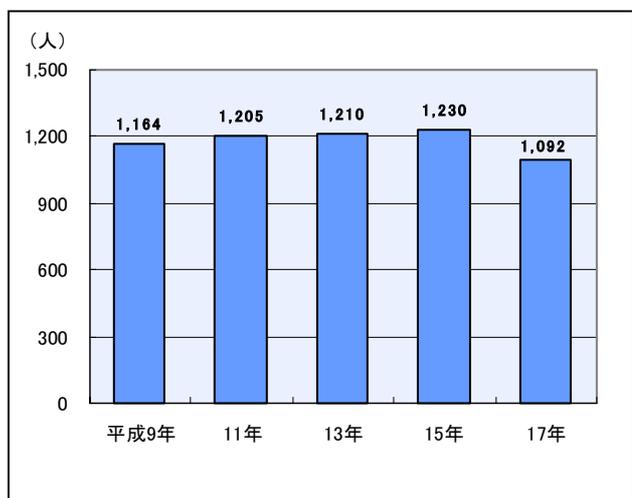


注:参加者は幼児のみの数

資料:児童青少年課

幼稚園(9園)在籍園児数の推移

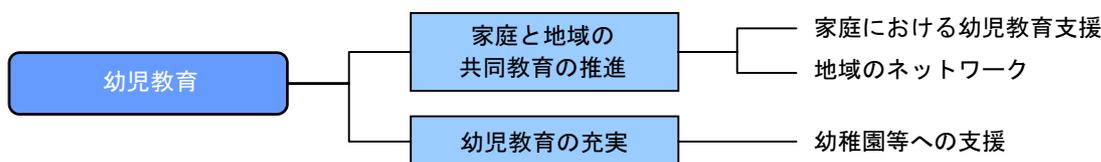
各年5月1日現在



注:園児数には東京学芸大学附属幼稚園を含まず

資料:学務課

施策の体系



施策の方向

家庭教育の役割を再認識するとともに、家庭と幼稚園、保育園、児童館などとの連携のもとに、地域社会と一体となった幼児教育を推進します。

多くの幼児が心身の発達に応じた個性豊かな教育が受けられるよう、地域の教育環境の充実に努めます。

- ・ 地域でのふれあいと連携を強化するため、図書館や児童館における教育支援を充実します。

2 幼児教育の充実

(1) 幼稚園等への支援

- ・ 多くの幼児が心身の発達に応じた個性豊かな教育が受けられるよう環境整備を支援します。
- ・ 幼稚園の安定的存続のため、運営面・管理面での助成を行います。
- ・ 幼稚園児の保護者負担の軽減を図るため、引き続き保護者補助制度による支援を継続するとともに、国や東京都へ現行制度の拡充を要請します。

計 画

1 家庭と地域の共同教育の推進

(1) 家庭における幼児教育支援

- ・ 幼児を持つ親を対象とした各種講座等の充実を図るとともに、親同士の自主的な交流や情報交換、学習活動などを支援し、家庭における幼児教育の向上を図ります。
- ・ 親と子のための講座等を充実し、学習とふれあいの機会を拡充します。
- ・ 子どもの保育や教育に不安を持つ親に対する相談事業を充実します。

(2) 地域のネットワーク

- ・ 幼稚園・保育園の関係者や地域ボランティアなどの協力を得ながら、幼児教育を支援するネットワークづくりを推進します。

6 学校教育

現況と課題

今日、情報化、国際化、科学技術の発展等の社会のさまざまな変化が、児童生徒の教育環境に大きな影響をもたらしています。

そして、いじめ、不登校、凶悪化する青少年非行等教育上の課題が生じ、社会問題として取り上げられています。

これらのことから学校教育に求められる内容も大きく変化してきています。

また、学校の教育内容等を保護者や地域に説明するとともに、校庭等の学校施設の開放など、地域に開かれた学校づくりも求められています。

児童生徒をとりまく環境が大きく変わっていくなかで、学校教育に求められる内容も変化してきています。基礎的・基本的な学力の定着はもちろん、児童生徒の個性や自主性、創造性を伸ばし、自ら学び、考え、行動する、「生きる力」

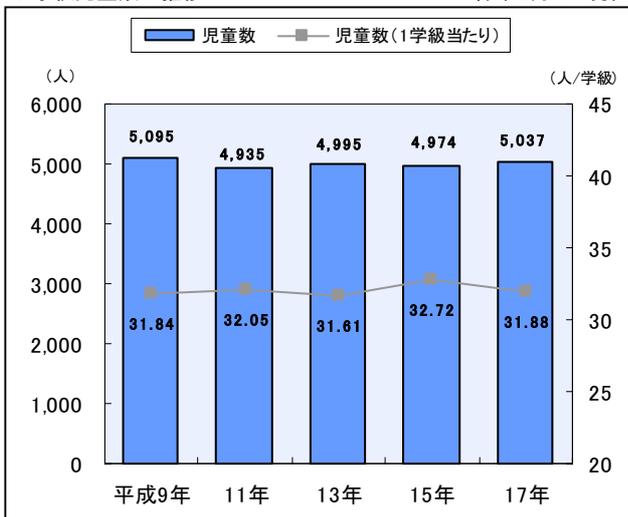
をはぐくむための教育が学校に期待されています。また、児童生徒の体の健康はもとより、心の健康に対するサポートについても、学校の果たす役割が重要になってきています。

平成14年の新学習指導要領に基づいて、学校週5日制や総合的な学習の時間を実施するなど、新たな教育活動が進められており、本市ではこれにあわせて少人数指導の実施や外国人英語指導補助員の中学校での導入を図るなど市独自の取組も進めています。今後は、時代に即した教育内容や環境の充実を図るとともに、多様化する学習内容や児童生徒の心のケアに対応できるよう、教職員の専門的な実践力を高める資質と能力の向上がより一層求められています。

また、地域における学校の果たす役割として、学校の教育方針・内容等を保護者や地域に説明し、理解を得るとともに、地域に開かれた学校づくりが必要であり、本市では、校庭・運動施設の地域開放や各小中学校のホームページの設置などの取組を進めています。しかし、開かれ

小学校児童数の推移

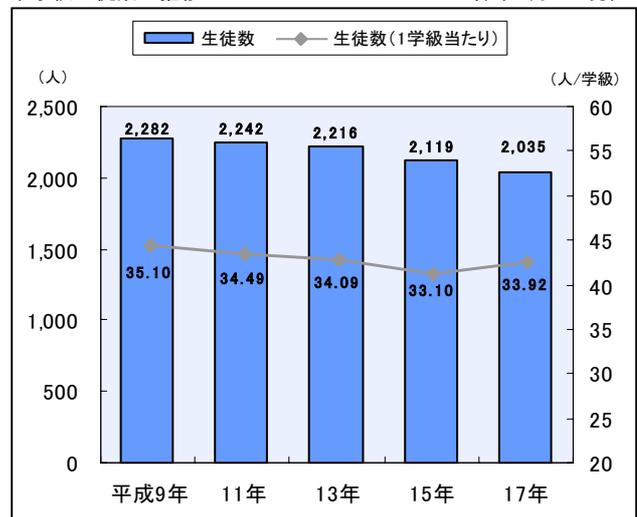
各年5月1日現在



資料:学務課

中学校生徒数の推移

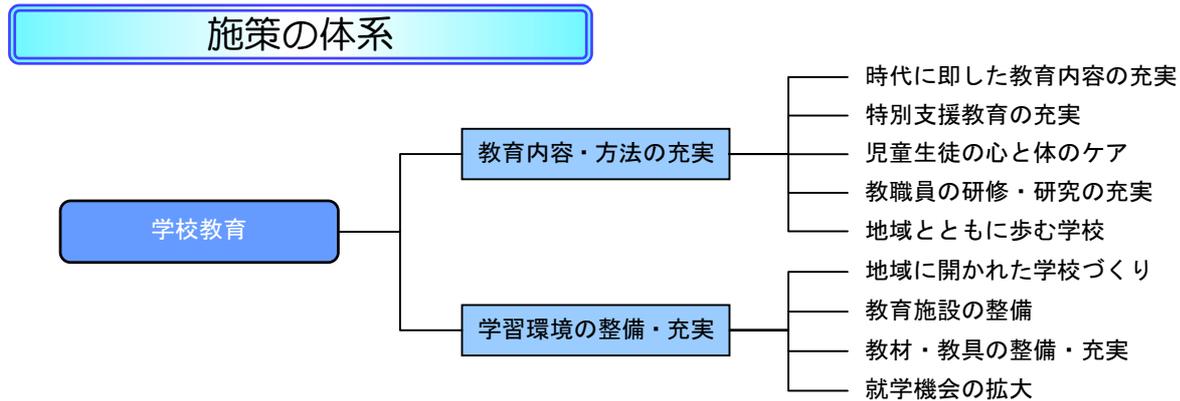
各年5月1日現在



資料:学務課

た学校づくりは、一方で不審者の侵入などの危険性もはらんでいます。このことから、国や東京都の助成措置などを活用しながら、防犯設備や非常通報装置の設置など学校安全対策も十分に行っていくことが重要です。

本市では、小・中学校の鉄筋化は完了していますが、児童生徒により安全な学習環境を提供するため、災害に強い建物への改修を推進する必要があります。今後は、児童・生徒数の推移など地域の実情にあわせた教育施設や学習環境の充実を図る必要があります。



施策の方向

児童生徒一人一人が新しい時代に柔軟に対応する能力を身につけ、心身ともに健全な発達ができるよう学校教育及び学習環境の充実をめざします。

地域社会とともに、児童生徒が安心して充実した学校生活を過ごすことができるよう開かれた安全な学校づくりをめざします。

- ・ 社会性や豊かな人間関係をはぐくみ、一人一人の自己実現を図るため、小学校における宿泊体験学習や中学校における職場体験活動の充実を図ります。
- ・ よりよい学習環境づくりをめざし、少人数による指導など、弾力的な学級運営を推進します。
- ・ 通学区域の弾力的な運用を図るとともに、JR中央本線の高架化にあわせ、抜本的な見直しを図ります。
- ・ 児童生徒一人一人の個性や自主性、創造性を伸ばすための特色ある教育課程の編成と実施を図り、体験的な学習、問題解決的な学習を推進します。
- ・ 各学校が児童生徒や地域の実態等に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育活動の充実を図ります。

計 画

1 教育内容・方法の充実

(1) 時代に即した教育内容の充実

- ・ 小学校と中学校の接続を円滑に進めるとともに、地域の学校としてより一層の教育内容の充実を図るため、小学校と中学校の連携を推進します。

- ・ 人間形成に必要とされる基礎的・基本的な学力の定着を図る教育課程を充実します。
- ・ 学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な指導等を推進します。
- ・ 外国人英語指導補助員等の充実をはじめ、国際社会への対応を図る教育課程の充実を図ります。
- ・ 高度情報化社会への対応を推進するため、コンピュータ機器などを用いた情報教育を推進します。
- ・ 文化、環境、福祉、健康など学校や地域の特色に応じた課題について、総合的な学習の時間等の教育を充実します。
- ・ 学校図書室の充実を図るとともに、図書館や地域との連携を通して、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動を促進します。
- ・ 地域及び地域人材を生かした教育活動の推進を図ります。



外国人英語補助員と一緒に学ぶ英語

(2) 特別支援教育の充実

- ・ 心身に障害のある児童生徒の実態に応じた指導内容、指導方法及び指導体制について検討し、特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 心身障害学級の指導については、教師間の連携に努め、他校間との交流の機会を設けるなどして、相互理解を深める指導を充実します。

(3) 児童生徒の心と体のケア

- ・ 児童生徒の心身の健全な発達を図るため、健康づくりに関する指導を行います。
- ・ いじめや不登校問題をはじめ、児童生徒の心のケアについて、教育相談施設と各校のカウンセラーの連携による相談体制を充実します。
- ・ 児童生徒の健康増進と正しい食生活のために、今後も給食内容の充実と食教育の実施を推進します。

(4) 教職員の研修・研究の充実

- ・ 多様化する役割への対応やさまざまな教育課題の解決を図るため、教職員の経験や資質に応じた研修の体系化を図ります。
- ・ 児童生徒の理解を深め、児童生徒の視点に立った学級経営の実現をめざし、各学校における研修・研究を推進します。

(5) 地域とともに歩む学校

- ・ 公立学校運営連絡会等をとおして、学校運営方針や教育活動等を公開し、保護者や地域の意見を聞きながら、より良い学校づくりを推進します。

2 学習環境の整備・充実

(1) 地域に開かれた学校づくり

- ・ 各学校のホームページ等の充実を図り、地域に学校の情報を積極的に発信します。
- ・ 学校を地域の社会資源と考え、家庭や地域とのつながりを深め、開かれた学校づくりを進めます。
- ・ 生涯学習活動をはじめとする地域でのさまざまな活動に対し、校庭、運動施設などを地域に開放し、児童生徒と地域の人々の交流を推進します。
- ・ 学校施設の開放にあたっては、防犯設備を充実するなど、学校安全対策を進めます。

(2) 教育施設の整備

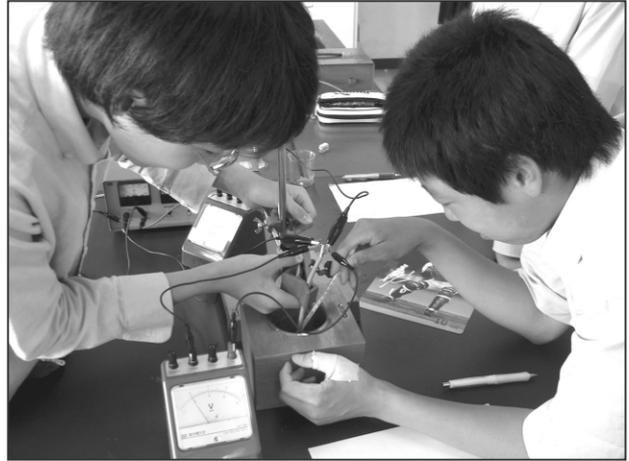
- ・ 学校給食の設備の改善など、施設の有効利用に配慮した校舎の改築・改修を進めるとともに、校庭・屋内運動場の整備や緑化を図ります。
- ・ 児童生徒の安全性の確保はもとより、災害時には、学校が地域住民の避難場所となるため、引き続き耐震補強工事を進めます。

(3) 教材・教具の整備・充実

- ・ 情報教育及びコンピュータを活用した授業改善のため、各学校の校内LANを構築するとともに、教材・教具を充実します。

(4) 就学機会の拡大

- ・ 高等学校や大学などに在学する生徒・学生に対する奨学金制度の充実を図ります。



心身ともに健全な発達を

第4章

安心してくらせる生きがいのあるまち

【福祉と健康】

- 1 高齢者福祉
- 2 子ども家庭福祉
- 3 障害者福祉
- 4 低所得者・ひとり親家庭福祉
- 5 健康・医療

1 高齢者福祉

現況と課題

わが国の全人口に占める 65 歳以上の割合は、平成 14 年には 18.5%、第 1 次ベビーブーム世代が高齢者となる平成 27 年には、26%と予測されています。高齢社会における介護の仕組みは、介護保険制度施行後 6 年が経過し、サービス利用が倍増するなど、国民の高齢期を支える制度として定着してきました。また、保健福祉サービスのあり方も、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるために介護予防を推進するなど、大きな転換期を迎えます。今後ますます増加する高齢者がすこやかに過ごせるしくみや環境づくりが課題となっています。

本市においても、いきいきらせる地域づくりや安心・安全の仕組みづくり、介護予防事業や介護保険事業を中心としたきめ細かな施策を展開する必要があります。

本市の人口に占める 65 歳以上の割合は、平成 5 年には 11.3%であったものが、平成 13 年には 15.4%、平成 18 年には 17.0%と年々増加の一途をたどり、21 世紀半ばには、約 3 人に 1 人が 65 歳以上の超高齢社会を迎えることが予測されています。

また、高齢者夫婦のみの世帯は、平成 7 年（国勢調査）には 2,932 世帯であったものが平成 12 年（同調査）では 3,635 世帯と約 1.3 倍に増加しています。同様にひとりぐらし高齢者世帯も、2,099 世帯から 2,969 世帯と約 1.4 倍に増加しています。

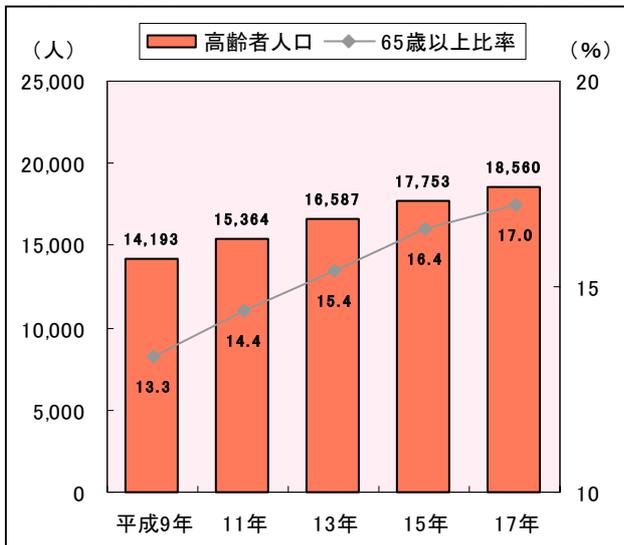
高齢者の増加に伴い、認知症*高齢者等を含め重度の介護サービスが必要となる高齢者も増加していくことが予想されます。

このような状況のなか、医療、保健、福祉の連携を強化し、介護予防サービスや介護サービス等の地域に密着したサービス提供の取組を進めることが必要です。

福祉と健康

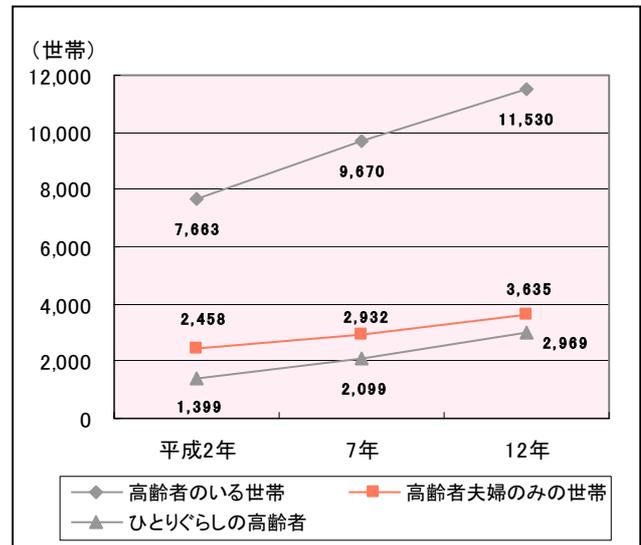
高齢者人口の推移

各年1月現在



資料:市民課

高齢者世帯・ひとりぐらし高齢者等の推移

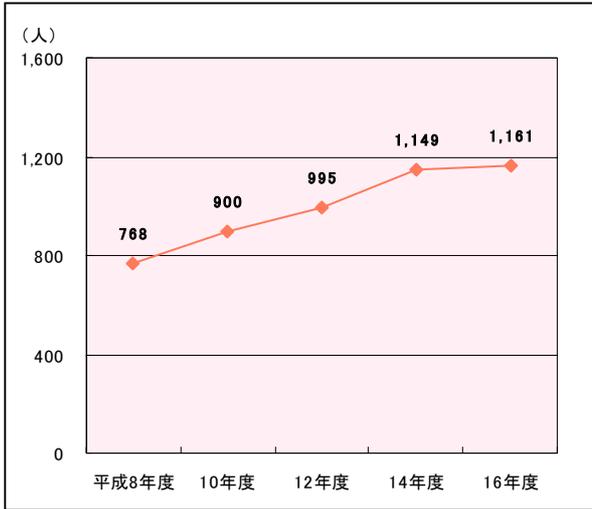


資料:国勢調査

一方で、いきいきと働き、趣味やスポーツ・レクリエーションを楽しみ、地域活動に参加する高齢者も増加しています。こうした元気な高

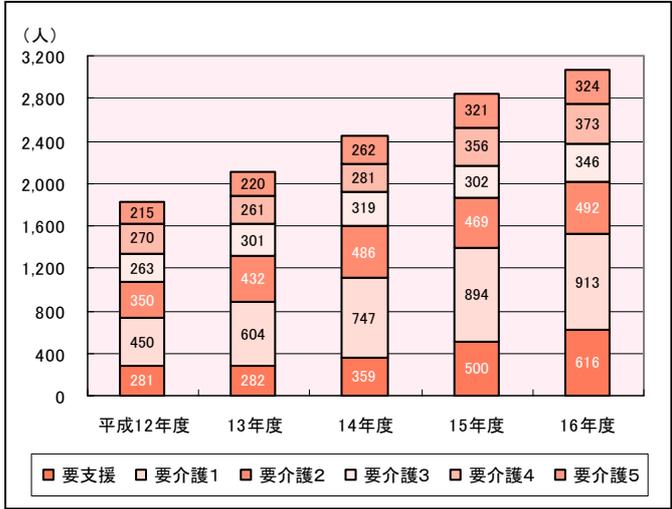
齢者が生きがいをもって豊富な人生経験と知識・技能が発揮できる場の確保が求められています。

シルバー人材センター正会員数の推移



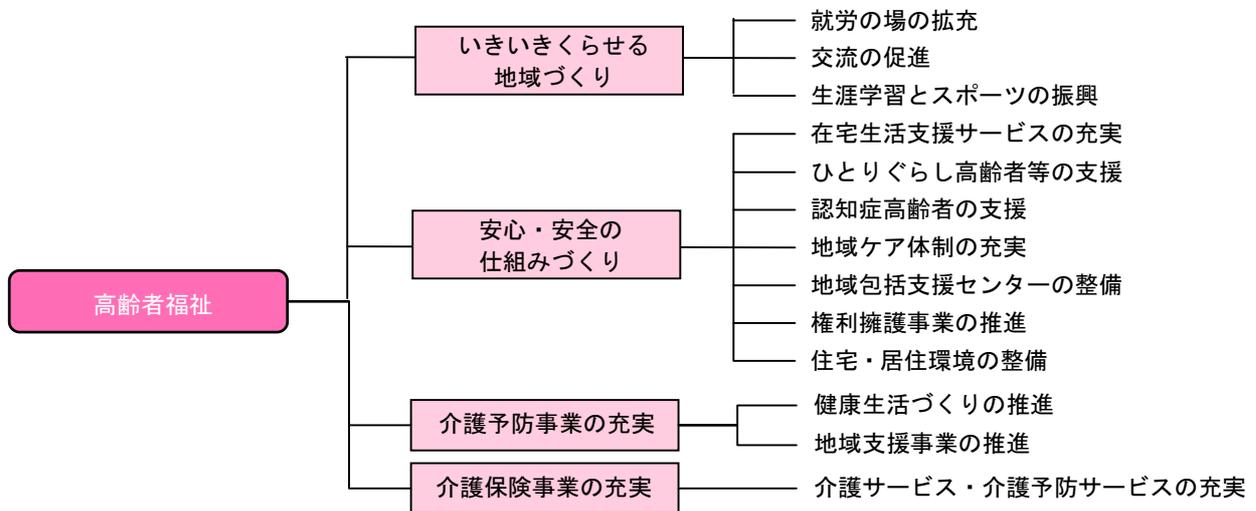
資料:シルバー人材センター

要介護度別 要介護(要支援)認定者数の推移



資料:介護福祉課

施策の体系



施策の方向

高齢者が社会に積極的に参加できるよう生きがい対策や就業対策などの環境整備を進めるとともに、高齢者と他世代とがふれあい、支えあう地域づくりを推進します。

また、高齢者の自立を支援するために、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう介護予防事業の充実を図るとともに、介護が必要となった場合には、適切なサービスが受けられるよう介護サービスの基盤整備に努めます。

計 画

1 いきいきらせる地域づくり

(1) 就労の場の拡充

- ・ 関係機関と連携し、就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労の場の拡充を図ります。
- ・ 高齢者の能力や知識・経験を生かした就労の場として、シルバー人材センター事業の拡充を支援し、仕事の発注を拡大するとともに、活動拠点の整備を図ります。

(2) 交流の促進

- ・ 高齢者が知識や経験を生かし、地域社会の担い手として、他世代とともに活動できる場と機会の充実を図ります。
- ・ 地域社会に根ざした老人クラブ等の活動を支援し、活性化を図ります。
- ・ 地域の集会施設を活動拠点とした高齢者の生きがい活動を充実します。
- ・ 高齢者の健康増進と仲間づくりを進めるため、市民農園との調整を図りながら、高齢者（いきいき）農園事業を推進します。

(3) 生涯学習とスポーツの振興

- ・ 公民館などを活用した高齢者向けの文化学習事業や趣味活動の場を充実します。
- ・ 高齢者を対象としたシニアスポーツフェスティバルやいきいき健康スポーツ教室等のスポーツ・レクリエーション活動の場を充実します。

2 安心・安全の仕組みづくり

(1) 在宅生活支援サービスの充実

- ・ 軽度生活援助事業、食の自立支援事業、

緊急ショートステイ事業など介護保険の対象とならない事業についても介護予防の観点からサービスを見直します。

(2) ひとりぐらし高齢者等の支援

- ・ ひとりぐらし高齢者等の安心・安全を確保するため、地域で活動している民生委員や社会福祉協議会との連携を深め、地域の情報が提供できる仕組みづくりを推進します。

(3) 認知症高齢者の支援

- ・ 早期の診断対応から始まる継続的な地域支援の体制づくりや地域住民全体に認知症に関する正しい知識と理解が浸透するよう情報を提供します。

(4) 地域ケア体制の充実

- ・ 市内を中央線と小金井街道を機軸に北東部、北西部、南東部、南西部の4つの日常生活圏に分け、各種サービスの基盤を整備します。また、日常生活圏域ごとの地域包括支援センター等の公的なサービスと社会福祉協議会を核とする民間団体、ボランティア等が連携をとって、地域で支援する人材の養成、登録体制、サービス提供体制を整備します。



生涯学習を通じた趣味の充実

(5) 地域包括支援センターの整備

- ・ 地域包括支援センターを、地域の高齢者の心身の健康の保持、医療・保健・福祉の向上、介護予防の推進、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、各日常生活圏域に整備します。

(6) 権利擁護事業の推進

- ・ 高齢者の虐待防止、成年後見制度の活用など高齢者の権利擁護を適切に行うため、権利擁護センター等の関係機関との連携協力体制を整備します。

(7) 住宅・居住環境の整備

- ・ 高齢者住宅等、公営住宅の総合的な管理と情報提供、住宅改修相談を充実し、適切な居住環境の整備を図ります。

3 介護予防事業の充実**(1) 健康生活づくりの推進**

- ・ 加齢による身体機能や生活機能の低下を防止し、疾病の予防と早期発見及び健康づくりのため、基本健康診査の活用、かかりつけ医との連携の強化及び各種健康相談事業の充実を図ります。

(2) 地域支援事業の推進

- ・ 保健・医療・福祉が連携し、機能訓練等の老人保健事業、虚弱高齢者を対象とした転倒予防、認知症予防などの介護予防事業を統合して行う地域支援事業を推進します。

4 介護保険事業の充実**(1) 介護サービス・介護予防サービスの充実**

- ・ 高齢者のニーズにあった介護サービスの基盤整備や第三者評価制度を活用したサービス情報の提供に努めます。
- ・ 身近な日常生活圏域に、グループホーム等の地域に密着したサービスの基盤整備に努めます。
- ・ 介護保険事業を、予防重視型システムへ転換し、新たな介護予防サービスを提供します。
- ・ 市民、サービス事業者、学識経験者で構成する介護保険運営協議会を充実し、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。

*：認知症

成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

小金井市高齢者憲章

平成六年九月七日

この小金井の地は、玉川上水や”はけ”に象徴されるように緑がゆたかである環境に恵まれており、おおくの高齢者が市民相互のふれあいの中でずっと住みつづけたいと願っています。

ここに小金井市は、日本国憲法の本質にしたがい、高齢者福祉の基本理念を明らかにして、高齢者に住みよいまちづくりをすすめるため、高齢者憲章を制定します。

わたたくしたち小金井市民は

一 高齢者が、永年にわたり社会の発展につくしてきた人として敬愛され、家族・地域・社会の一員として重んじられ、人間としての尊厳と人権を守られるまことにします。

一 高齢者が、心身ともに健康で、心ゆたかに、自立した生活を営み、文化の創造と継承のできるまちにします。

一 高齢者が、友愛と連帯のもとに、相互のふれあいと世代間の交流を深め、生きがいと喜びをわかちあつて、共に生きられるまちにします。

一 高齢者が、希望と能力に応じた仕事につき、いきいきと社会活動へ参加することにより地域づくりの一翼をになえるまちにします。

一 高齢者が、身体や精神の機能に障害が生じた場合には、安心して医療と福祉を受けられるまちにします。

2 子ども家庭福祉

現況と課題

子どもは未来を担う大切な宝であり、

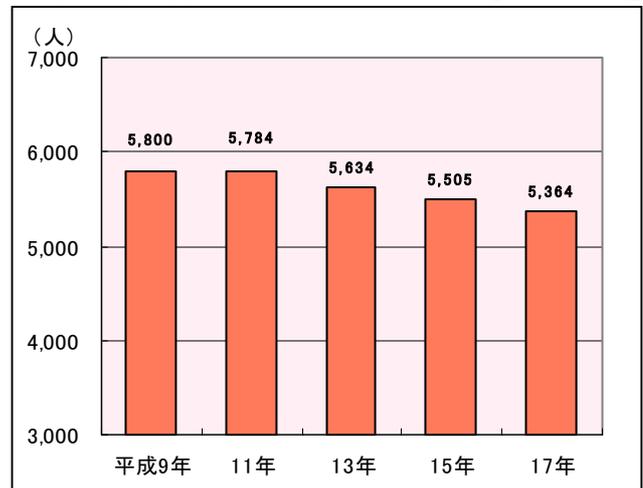
な で、 も
 な
 子どもは、 あを
 を、
 りをは で もで、
 は、 う を な
 な
 をも
 も りあ
 子 は、
 大 な を はも で
 、 な 子
 を り

子どもは、遊びや人とのふれあいを通じて、豊かな創造力と個性を身につけ、社会の担い手としての自覚や他人への思いやりなどをはぐくんでいくものです。しかし、少子化や核家族化が進むにつれて、子どもたちがこうした経験や体験をする環境が少なくなってきています。

一方、共働き家庭やひとり親家庭の増加、女性の社会進出や晩婚化、近所づきあいの希薄化などが進行するなかで、子どもを育てる親の側にとって、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みが増加しつつあります。また、保育需要が増大し、市立、民間あわせて11園（定員1,145人、平成17年4月現在）ある本市の保育園は、0歳から5歳までの待機児が88人となっています。

本市の1人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、平成9年の1.15人から平成15年には1.08人と微減傾向にあり、東京都の1.00人よりは若干高いものの、低い水準となっています。また、平成元年に16,241人、総人口比15.9%を占めていた15歳未満の年少人口も、平成17年には13,546人、12.4%と、16年間で2,695人3.5ポイント減少しています。この少子化に歯止めをかけるため、子育て環境の改善をはじめ、関連する施策の充実が急務となっています。

就学前児童数の推移 各年4月1日現在



資料：子育て支援課

就学前児童の保育状況

平成 17 年 4 月 1 日 現在、幼稚園は平成 17 年 5 月 1 日 現在

年 齢	総数	保育所(公・私立)		保育室・家庭福祉員		幼稚園	
		(人)	構成(%)	(人)	構成(%)	(人)	構成(%)
0 歳	848	101	11.9	9	1.1	-	-
1 歳	901	157	17.4	27	3.0	-	-
2 歳	915	197	21.5	13	1.4	-	-
3 歳	793	203	25.6	5	0.6	235	29.6
4 歳	898	228	25.4	8	0.9	342	38.1
5 歳	947	262	27.7	6	0.6	386	40.8
合 計	5,302	1,148	21.7	68	1.3	963	18.2

注: 管外保育園の委託児含む

資料: 子育て支援課・学務課

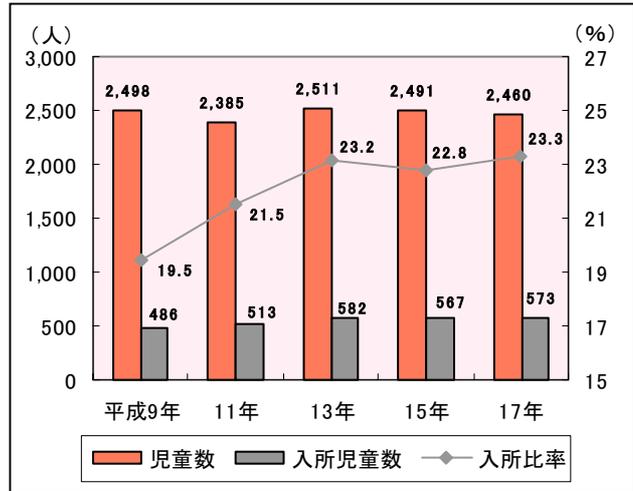
また、子育てや青少年の健全育成において家庭の役割が大きいのは当然ですが、親が子育ての喜びを感じながら安心して子育てのできる環境づくり、青少年が社会の一員として自覚と責任をもてる健全育成に向けて、地域の役割も大きくなっており、今後も地域と一体となった施策に取り組む必要があります。

こうしたなか本市では、平成 13 年 3 月に「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定し、各種子育て教室の開催、一時保育や産後支援ヘルパー派遣事業など、子育て支援の総合的な施策を展開し、平成 16 年 1 月には「小金井市子ども家庭支援センター」も新たに設置しました。

また、国は平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、児童福祉法の一部改正も行いました。これによって市町村に義務付けられた行動計画の策定とあわせて計画の見直しを行い、平成 17 年 8 月には、「のびゆくこどもプラン 小金井」を改定し「小金井市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

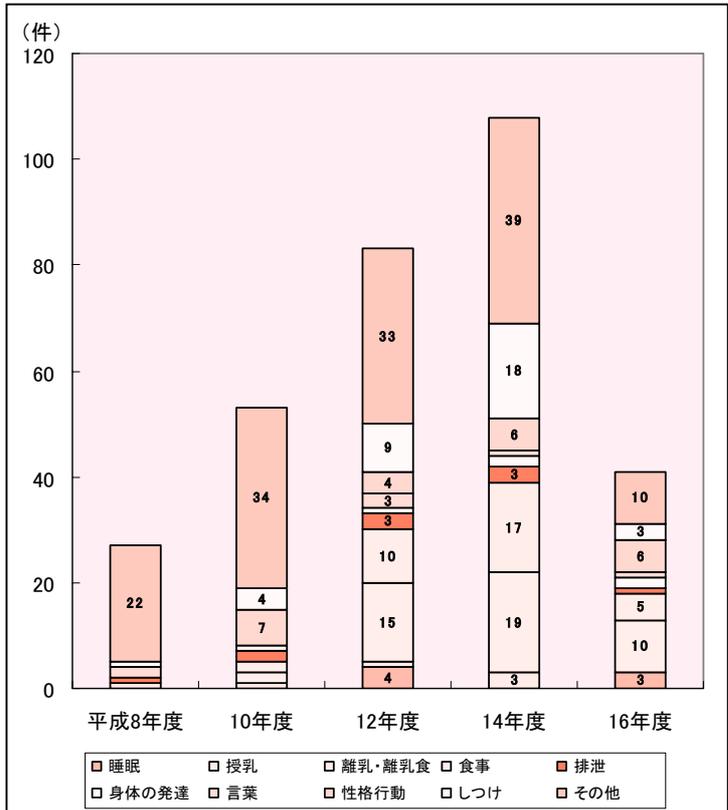
学童保育所入所状況の推移

各年 4 月 1 日 現在



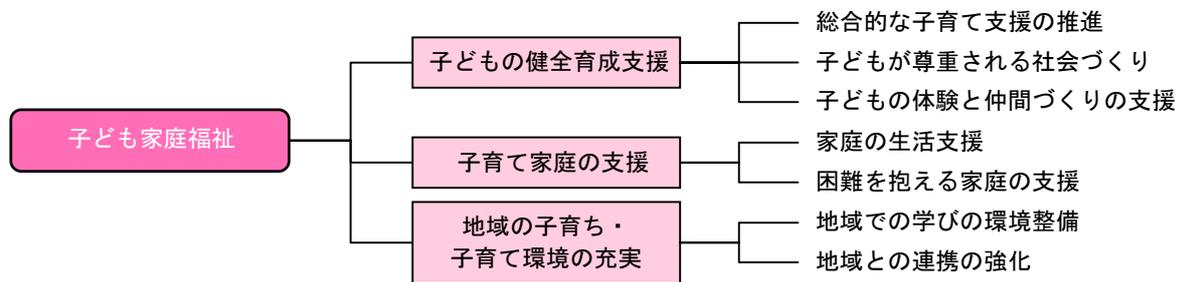
資料: 児童青少年課

子育て相談件数(内容別)の推移



資料: 子育て支援課

施策の体系



施策の方向

子どもの人権が尊重される社会環境づくりを進めるとともに、健全育成のための地域環境の充実をめざします。

すこやかな子どもの成長を支えるため、子育て家庭の支援に努めます。

家庭の負担を軽減し、地域における子育ての拠点として期待される保育所・保育サービスの充実をめざします。

台作りとして「子どもの権利に関する条例」を制定します。

- ・ 不登校やいじめ、虐待などに対しては、関係機関との連携を強化し、地域とともに健全育成を推進します。
- ・ 子どもたちが抱えているさまざまな問題解決のため、子どもたち自身が気軽に相談できるよう体制の整備を推進します。

(3) 子どもの体験と仲間づくりの支援

- ・ 子どもの豊かな体験づくりに向けて、豊かな自然環境などを生かした遊びと学びの機会づくりを推進します。
- ・ プレイリーダー*の育成やボランティア体験など、子どもたちの自主性を育む事業を充実します。

計 画

1 子どもの健全育成支援

(1) 総合的な子育て支援の推進

- ・ 子育て・子育て環境の充実を目指して、「のびゆくこどもプラン 小金井」(小金井市次世代育成支援行動計画)に基づき、総合的な施策を推進していきます。
- ・ 子育て・子育て支援の総合的な施策の推進に向けて、横断的な推進体制の充実を図ります。

(2) 子どもが尊重される社会づくり

- ・ 平成元年に国連で採択された「子どもの権利に関する条約」の理念に基づき、子ども自身が十分尊重される地域社会の土

2 子育て家庭の支援

(1) 家庭の生活支援

- ・ 子育て家庭、子どもを産み育てるために必要な経済的負担を軽減する施策を充実します。
- ・ 心身ともに健康な母親と、子どもの出生と育成のため、健康診査の実施や相談事業などの母子保健事業を充実します。
- ・ 子育てについての不安や悩みを解消する

ため、相談体制の充実や子育てに必要な情報提供、子育て講座を充実します。

- ・ 多様化する保育ニーズに対応した夜間保育、休日保育、病後児保育*など、保育サービスを検討するとともに、認可保育所・認証保育所の誘致及び保育室、家庭福祉員（保育ママ）などの保育環境の向上を行い保育内容の充実を図ります。
- ・ 学童保育所を整備し、学童保育を充実します。
- ・ 育児休業制度*の充実や事業所内の保育施設の併設など、職場における子育て環境の整備を事業所に働きかけていきます。

（2）困難を抱える家庭の支援

- ・ ひとり親家庭や障害児を抱える家庭が、安心して子育てができるよう家庭の状況に応じた支援を充実します。
- ・ 虐待を受ける可能性のある子どもや養育が困難な家庭の子どもなど、個々の状況に応じてきめ細やかな支援の充実を図ります。

3 地域の子育ち・子育て環境の充実

（1）地域での学びの環境整備

- ・ 子どもの活動の場である学校や図書館など公共施設を充実します。
- ・ 学校週5日制の導入などをふまえ、子どものための健全な遊び場や交流活動の場を確保するため、引き続き児童館や遊び場などの整備を進めるとともに、利用時間の延長や施設内容の充実について検討します。
- ・ 公共施設や民間施設を利用して、中高生

などの青少年のスポーツ活動や音楽活動などの場を確保します。

- ・ 子どもが地域のおとな、高齢者などと交流できる場の提供や活動に対する支援を推進します。
- ・ 風俗店の看板や有害図書、薬物等の犯罪や非行の誘惑のない、子どもや青少年が健やかに育つことのできる地域環境づくりを推進します。

（2）地域との連携の強化

- ・ 子育て家庭や子育てグループ、市および子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関など、子育てを支援する地域のネットワークの充実を図ります。
- ・ 子育てや青少年の健全育成を目指すNPO法人や市民団体の活動などに対しての支援を行います。

*：プレイリーダー
公園等で遊び方を指導しつつ、子ども同士の交流や大人と子どもの交流を促すリーダー。

*：病後児保育
保育所に通う子どもが病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、一時的にその子どもを預かり保育すること。

*：育児休業制度
職場を一定期間休業して育児に専念できる制度。

3 障害者福祉

現況と課題

障害は疾病や事故などさまざまな要因によるものですが、障害のある人などが地域で普通に生活できるノーマライゼーションの理念が次第に普及するとともに、地域社会においても身近な問題として認識されてきました。

こうしたなかで、障害のある人の自立や社会参加を支援する条件整備など、障害のある人が快適にらせるまちづくりが求められています。

本市における障害のある人の数は微増傾向にあり、平成 17 年 4 月 1 日現在、身体・知的・精神障害者の合計は、2,805 人となっています。

ここ数年、障害のある人をめぐる環境はめまぐるしく変化しており、平成 14 年には精神保健及び精神障害者に関する事業の一部が東京都から移譲されました。平成 15 年には、障害者福祉サービスが、これまでの行政による「措置制度」から利用者自らがサービスを選択できる「支援費制度」へと移行しました。そして、平成 16 年には障害者基本法が改正され、障害のある人の自立や社会参加を支援し、障害のある人の福祉を増進することが国や地方公共団体の責務とされました。また、難病や児童育成医療に関する申請事務が市町村に移譲されました。

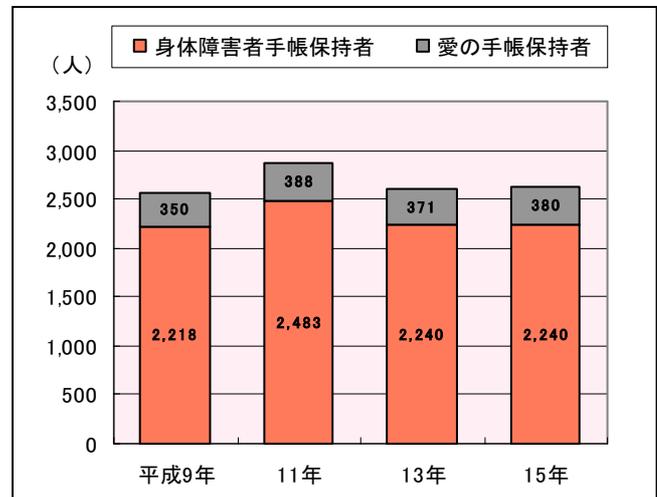
さらに、平成 18 年度から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の 3 つの障害を

一元化し、同じサービスが受けられるように、それまでのサービスの負担のあり方を応能負担から定率負担へと転換することとなります。

本市においては、平成 14 年に「精神障害者地域生活支援センター」を、平成 16 年には「障害者地域自立生活支援センター」を設立するとともに、NPO や市民グループとの連携による多様なサービスを展開するなど、地域における障害者福祉の充実を図ってきました。また、総合的な施策を展開するため、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「小金井市障害者計画」を策定しています。

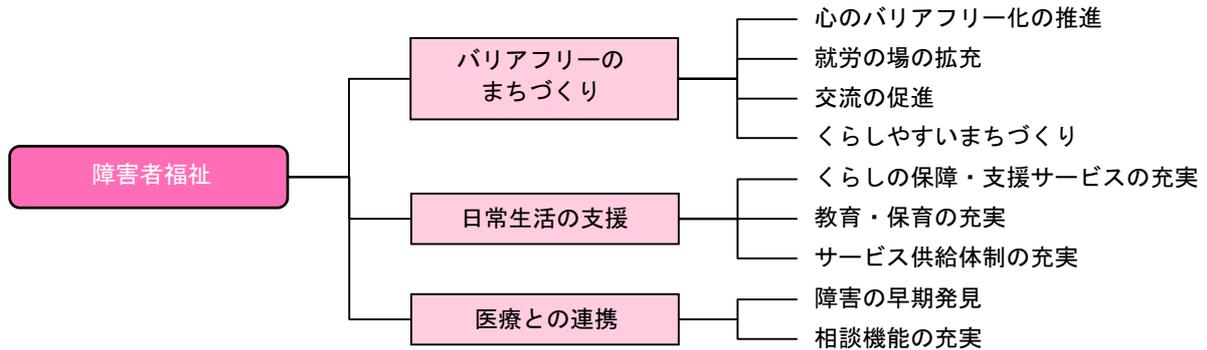
今後は、地域の課題に適切に対応し、社会情勢の変化や障害のある人のニーズ等を十分に踏まえた障害者施策を展開するとともに、障害のある人もない人も、ともに地域において分け隔てなく生活することができる社会（ノーマライゼーション社会）を築くことができるよう、障害者福祉施策を充実する必要があります。

身体障害者手帳・愛の手帳所持者の推移 各年3月末現在



資料：障害福祉課

施策の体系



施策の方向

障害のある人が、地域社会のなかで尊厳を持ち、自立した社会生活が営めるよう社会、経済、文化、スポーツ等あらゆる分野の活動に参加できるバリアフリーのまちづくりの実現をめざします。

また、障害を早期に発見し、速やかな療育により障害の程度を軽減できる体制を整備するとともに、障害のある人が自立した生活をおくれる環境づくりを推進します。

大を図ります。

- 福祉共同作業所のあり方を見直し、在宅の心身障害者に対する生活指導や作業訓練などの充実に努めます。
- 一般就労の困難な障害のある人の福祉的就労*の場として、障害者福祉センターの身体障害者授産事業を充実するとともに、新たな就労の場について検討します。
- 就労の困難な知的障害者に対する民間授産事業への助成を充実します。また、養護学校卒業生等の就労の場を確保するため、関係機関との調整のもとに雇用促進対策などに取り組みます。

計 画

1 バリアフリーのまちづくり

(1) 心のバリアフリー化の推進

- ノーマライゼーションの理念の浸透をめざし、各種講座などによる啓発活動や学校での福祉教育等を推進します。
- 研修の実施を通して市職員の障害のある人に対する理解をより一層促進し、全庁的にノーマライゼーションの理念に沿った施策を展開します。

(2) 就労の場の拡充

- 関係機関と連携し、就労を望む障害のある人の適性と能力に応じた就労の場の拡

(3) 交流の促進

- 障害者福祉センターを地域に開放し、市民との交流を深めます。
- 関係機関と連携して障害のある人向け講座等の学習事業を充実します。
- 容易に参加できるスポーツ・レクリエーションや交流の機会を拡大します。

(4) くらしやすいまちづくり

- 駅、道路、公共施設などの環境整備を行うとともに、商店街や民間施設などにも整備を要望し、障害のある人等が積極的

に社会に出られるまちづくりを進めていきます。

- ・ 障害のある人等が気軽に外出できるようノンステップバス等の導入をバス事業者に要望します。
- ・ 災害や緊急時の支援体制及び防犯体制を充実します。

2 日常生活の支援

(1) 暮らしの保障・支援サービスの充実

- ・ 障害者福祉を総合的に推進する中心拠点として、障害者福祉センター事業を充実します。
- ・ 社会的な自立の保障に向け、所得保障の確保に努めます。
- ・ ホームヘルパーの派遣など在宅福祉サービスを充実し、暮らしの援護を進めます。
- ・ 介護者の病気などにより、家族での介護が一時的に困難な心身障害者等が短期間入所するショートステイ事業を充実します。
- ・ 精神障害者が専任の世話人による日常的援助を受けながら、地域社会で共同生活を営むグループホーム*の運営・充実を支援します。

(2) 教育・保育の充実

- ・ 機能回復、言語訓練などの実施により、教育の機会均等を推進します。
- ・ 障害児保育の拡充、幼稚園への受入れ体制の整備に努めます。

(3) サービス供給体制の充実

- ・ 在宅福祉サービス供給主体の多元化を進め、きめ細かいサービス供給を実現しま

す。

- ・ 人材養成機関と連携し、市民ボランティアなどの人材養成、登録体制を整備します。
- ・ 精神障害者の社会復帰、自立と社会参加の促進を図るため、精神障害者地域生活支援センターにおける日常的な相談体制を確立し、地域交流活動を推進します。
- ・ NPOやボランティア等の市民グループのネットワーク化を図るなど地域福祉活動を支援します。

3 医療との連携

(1) 障害の早期発見

- ・ 新生児の聴覚検査や訪問相談、乳幼児健康診査を通じ、障害の早期発見に努めるとともに、在宅障害者への支援体制の充実に努めます。

(2) 相談機能の充実

- ・ 障害者福祉センターや精神障害者地域生活支援センターなどにおける、生活・福祉に関する相談事業を充実します。



誰もが使える多目的トイレの整備

*: 福祉的就労

雇用されることが困難な人が、作業をしながら職業習慣を身につけたり職業技能を習得するため就労する場所。授産施設、共同作業所などを指す。

*: グループホーム

障害のある人等が数人で一定の経済的負担をして協働で生活し、同居あるいは近隣に居住している世話人によって日常生活援助が行われるもの。

4 低所得者・ひとり親家庭福祉

現況と課題

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障し自立を助長する制度です。生活保護受給世帯では、高齢者世帯、単身世帯、ひとり親世帯の占める割合が高くなっています。最近はさらに、倒産やリストラなどによって職を失った世帯が増加しています。また、生活保護の受給まで至らない世帯でも、生活基盤の弱さのため、社会経済状況の影響を受け、不安定な生活をおくっている実情もあります。

一方、離婚などによるひとり親家庭の増加も目立ってきています。

今後とも、生活保護を必要とする世帯やひとり親家庭の生活の安定と自立を促すため、適正な援助の実施や相談体制等の充実を図る必要があります。

本市の生活保護世帯数は、昭和60年から平成5年までは年々減少していましたが、平成6年からは再び増加傾向に転じています。生活保護世帯の内訳を見ると、近年は高齢者世帯、単身世帯、ひとり親世帯の増加が目立っており、その生活実態に即した支援や自立助長が求められます。

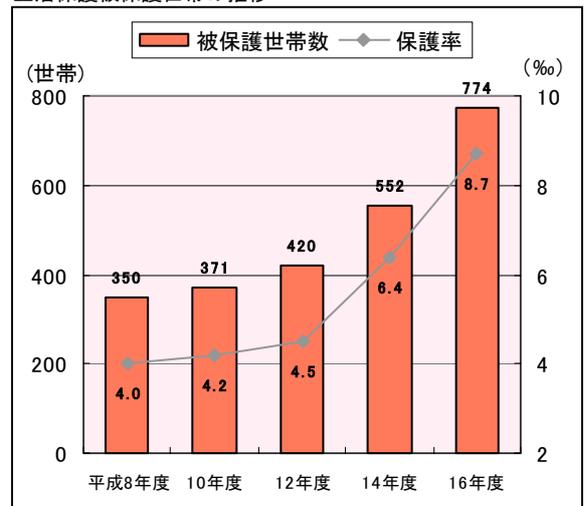
低所得者に対する対策については、国、東京都の施策によるものですが、市としても就労機会の確保に向けた相談指導体制の充実を図る必要があります。

また、近年の社会情勢等を背景に離婚が増え、母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の増加が目立っています。

ひとり親家庭では、生計の維持、家事、子どもの養育といった負担を背負うケースが多いため、経済的な面のみならず精神的にも不安定な状況にある家庭もみられます。

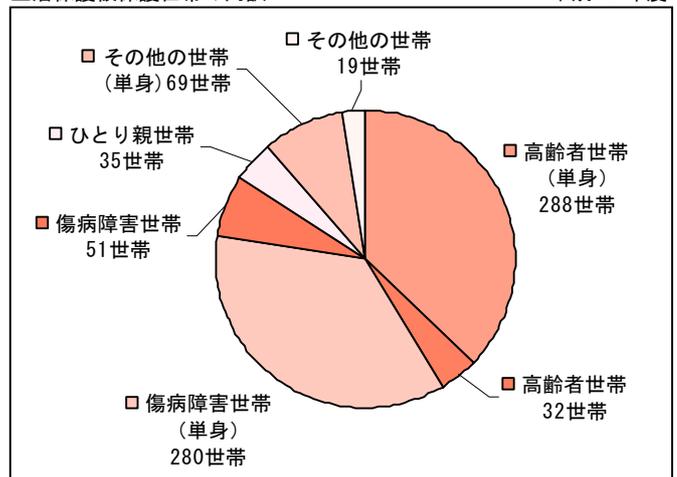
ひとり親家庭においては、子どもがすこやかに成長し、親自身も健康でいきいきとした生活を営むことができるような基盤づくりが必要です。

生活保護被保護世帯の推移



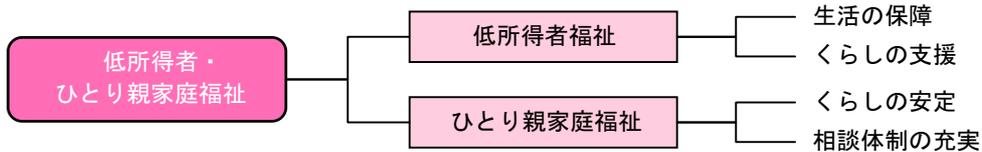
資料: 福祉推進課

生活保護被保護世帯の内訳



資料: 福祉推進課

施策の体系



施策の方向

生活困窮者の生活を保障するとともに、生活実態に即した支援を充実し、生活の向上と自立の助長に努めます。

ひとり親家庭については、経済的自立と安定した生活が営めるよう助成制度や相談体制の充実を図ります。

(2) くらしの支援

- 生活実態に即した支援を充実します。
- 低所得者の生活の自立に向けた相談・指導体制を充実します。

2 ひとり親家庭福祉

(1) くらしの安定

- 児童扶養手当などの支給や母子福祉資金の貸付制度等の経済的援助を、母子・父子共通の制度とするよう国や東京都に要望していきます。
- 経済的自立と生活の安定を図るため、関係機関との協力を強め、各種手当の支給、医療費補助等のサービスを継続するとともに、母子家庭の母の就労を支援します。

(2) 相談体制の充実

- 民生委員など関係機関との連携により、ひとり親家庭の相談・支援体制の充実を図ります。

計 画

1 低所得者福祉

(1) 生活の保障

- 国、東京都に対し、社会経済情勢の変化や地域の生活実態をふまえた柔軟な保護制度の整備・充実を要請します。
- 準要保護世帯に対しては、社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金・緊急福祉資金貸付制度、相談業務の充実を図ります。

ひとり親家庭医療費助成の推移

区分 年度	対象世帯数(世帯)	対象者数(人)	延受診件数(件)	医療助成(千円)
平成 8年度	358	881	7,709	18,397
10年度	368	907	9,173	24,718
12年度	342	819	9,268	24,312
14年度	395	891	8,432	19,810
16年度	380	819	3,727	19,445

資料:福祉推進課

5 健康・医療

現況と課題

これまでは、平均寿命が伸びたことが強調されてきましたが、これからは生活の質を重視し、長くなった寿命を心身ともにいかに健康にすごすことができるかが重要となっています。

市民が心身ともに豊かですこやかな生活があくれるよう保健・医療及び福祉との連携による総合的なサービスの充実を図っていく必要があります。

医学の進歩に伴う医療技術の高度化・専門化、公衆衛生の向上等により、近年、医療はめざましい進展を遂げ、住民の健康水準は改善されてきています。

今日では、感染症を中心とした急性疾患が減少し、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病等が増加するとともに、これらの疾患が高齢者だけではなく若年層にも及ぶなど、疾病構造の変化が見られます。

また、急速な少子化の進行に伴い、地域における産科・小児科の医師等が減少する一方で、母体と胎児や新生児を対象とする医療需要が増加するなど、母子医療をとりまく環境も大きく変化しています。さらに、平成17年7月に食育基本法が施行され、心の健康や正しい食生活とあわせて、心身のバランスを保つことが真の健康づくりに不可欠となっています。

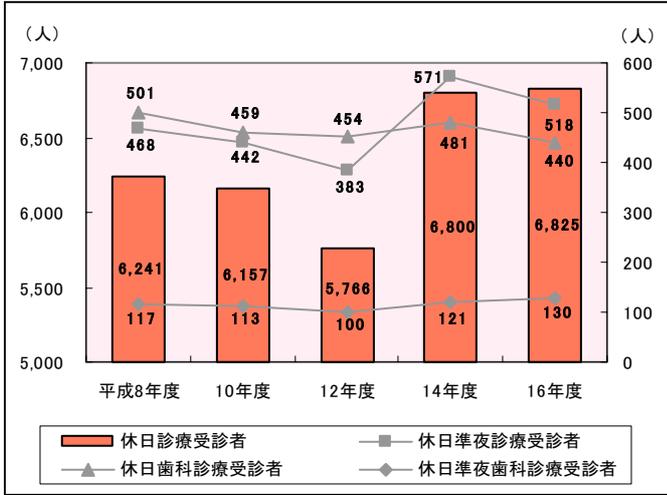
本市では、成人保健はもとより、平成9年に

地域保健法が施行されたことに伴い移管された母子保健事業もあわせた、生涯を通じた健康づくりのために、一貫した保健サービス事業の充実に取り組んできました。また、平成15年5月に施行された健康増進法に基づき、公共施設内の全面禁煙の実施、路上禁煙地区の指定を行いました。今後は、市民や事業所の理解と協力を得ながらマナーやモラルの向上に努め、市民の健康増進をより一層すすめる必要があります。

医療体制については、一次医療（予防・通院）から二次医療（入院）、さらに三次医療（高度専門医療）へとつなげる医療機関の適正配置の整備が行われており、地域医師会等関係機関の協力により充実しつつあります。

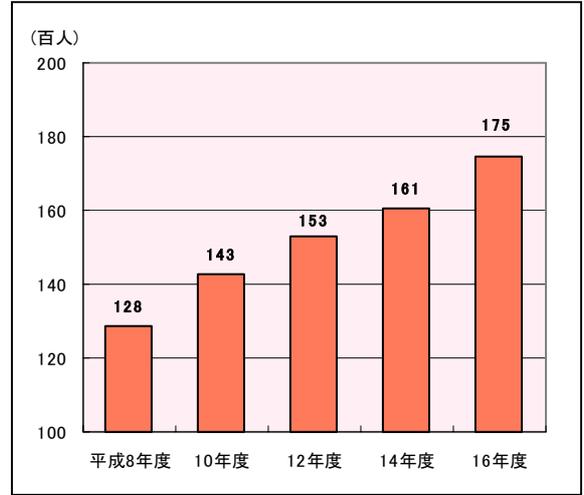
健康は、市民一人一人にとって、かけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基礎となるものです。保健・医療に対する市民ニーズはますます多様化・高度化することが予想されますが、市民が必要に応じて適切な保健サービスを楽しむよう今後とも保健事業や施設の充実を図っていく必要があります。

休日診療等受診者数の推移



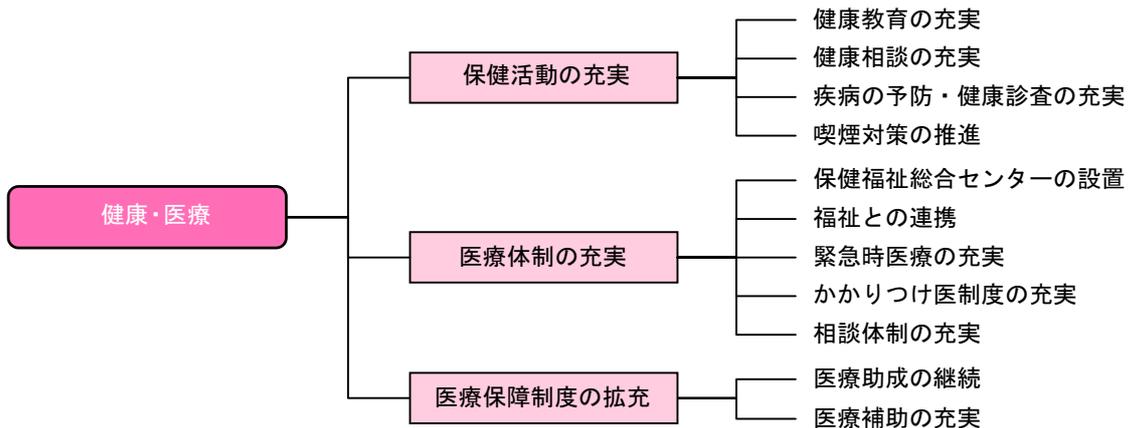
資料: 健康課

基本健康診査受診者数の推移



資料: 健康課

施策の体系



施策の方向

市民自らが健康の保持と増進が図られるよう健康教育や健康相談等を充実・強化し、健康診査や予防の充実によって、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、医療機関との連携と協力体制のもとに、かかりつけ医*制度の充実を図るとともに、初期医療体制を整備します。

計 画

1 保健活動の充実

(1) 健康教育の充実

- 市民の健康づくりのため、生活習慣病、女性の健康支援など、テーマ別の講習会や各種教室を充実します。
- 食育基本法に基づき、食生活や栄養に関する情報の提供に努めます。

(2) 健康相談の充実

- 市民の健康相談に迅速・的確に対応できるよう保健師、歯科衛生士、管理栄養士

等と連携し、相談体制を充実します。

- ・子育てや労働等の様々な原因による心の病への対策として、相談事業などを充実します。

(3) 疾病の予防・健康診査の充実

- ・乳幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた疾病の予防・健康診査を充実します。
- ・母子保健対策、生活習慣病予防対策、健診機会の少ない自営業・専業主婦等の健康増進事業を充実します。
- ・医師会等と連携し、年間を通じて、いつでも予防接種を受けられるよう体制の充実を図ります。

(4) 喫煙対策の推進

- ・健康増進法に基づく路上禁煙地区などの喫煙対策について、広報活動を充実するとともに路面表示等による周知を図ります。
- ・喫煙への対策について、事業所等に対する指導を行うとともに、市民に対するマナーやモラルの向上を図るため、キャンペーンやイベントなどを行います。

2 医療体制の充実

(1) 保健福祉総合センターの設置

- ・疾病の早期発見から健康増進まで、各年齢層に応じた保健サービスの実施拠点となる保健福祉総合センターの設置を検討します。

(2) 福祉との連携

- ・保健・医療と福祉を統合化したサービスを提供できるシステムの整備を図ります。

(3) 緊急時医療の充実

- ・地域の医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の協力を得ながら、小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療・休日準夜診療などの整備・充実を図ります。
- ・災害時に診療や医薬品の供給が速やかに確保できるよう医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、体制を整備します。

(4) かかりつけ医制度の充実

- ・医療機関との連携・協力のもと、各種の保健・医療サービスを身近な所で提供する、かかりつけ医制度の充実を図ります。

(5) 相談体制の充実

- ・保健・医療の各分野にわたる総合的な相談ができる窓口体制の充実を図ります。

3 医療保障制度の拡充

(1) 医療助成の継続

- ・社会的・経済的条件にかかわらず、すべての市民が地域のなかで、一定の医療を受けることができるよう医療費助成事業を継続します。

(2) 医療補助の充実

- ・国や東京都に対し、高額医療費、療養給付費の公的負担率の引き上げなどを要望します。

*：かかりつけ医

利用者の身近な地域で開業し、日常の医療的な相談にのり、必要に応じて適切な病院を指示・紹介するなどの対応をする医師。

第3部 計画の推進

- 1 情報公開と市民参加の拡充
- 2 効果的・効率的な行政運営
- 3 財政の健全化
- 4 計画的行政の推進

1 情報公開と市民参加の拡充

現況と課題

近年、行政における透明性の確保、市民との協働体制の推進などの観点から、情報公開の動きが全国で活発になっています。また、ボランティアやNPOなどが、地域において積極的に活動する姿も目立つようになってきました。

本市においても、市民自らが市政の多くの場面に参画できるよう情報公開と市民参加を推進し、個性豊かな活力に満ちた地域社会を創造していくことが必要です。

総務省の調査によると、平成17年4月現在、情報公開条例を制定している地方公共団体は2,380団体で、制定率は96.6%（市は99.9%）に達するなど、情報公開制度は行政にとって不可欠の制度になっています。本市においても、平成10年10月から情報公開条例が施行されていますが、今後は、行政における透明性の確保や市民に開かれた市政運営の確立などを図るため、情報公開の適正な運用とともに、従来からの情報提供施策や情報公表制度を整備拡充し、情報公開を総合的に推進していくことが必要です。

市政情報の提供については、従来の市報などの印刷物に加え、情報通信技術などを活用した多様な広報媒体の導入を図る必要があります。今後は、市民が必要とする情報をよりわかりやすく提供できるよう市報やホームページを改善

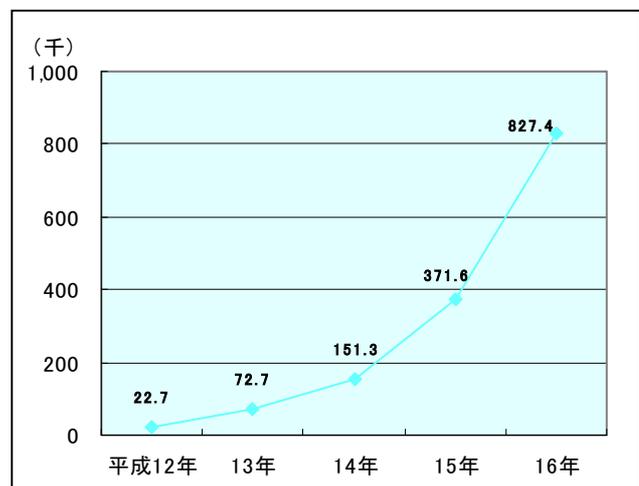
するとともに、意見や提言などを的確に把握できる体制を確立し、市民と市の情報の共有化を推進することが重要です。

また、情報の公開にあたっては、個人情報の保護に配慮した取組が求められます。

本市は従来から、各種審議会、委員会、アンケートなどを通じて、市民からの意見や要望を市政に取り入れており、平成16年4月には、市民の市政への参加と協働のための市民参加条例が施行されています。今後は、市民のまちづくりに対する参加意識、市民と行政の協働のまちづくりに対する参画意識の高まりに対応するため、各種審議会、委員会などへの公募枠の拡大や情報通信技術を活用した市民参加など、幅広く参画機会の充実を図る必要があります。

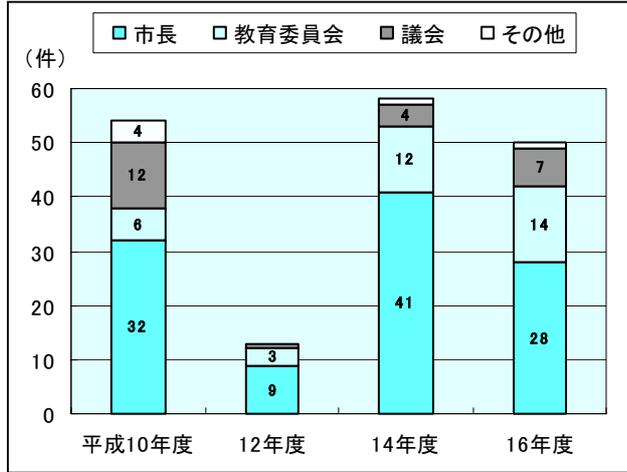
市ホームページのアクセス件数の推移

各年3月末現在



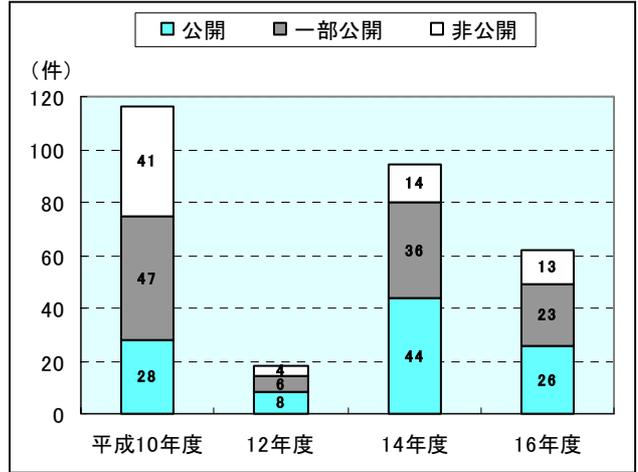
資料：行政管理課

情報公開の利用件数の推移(実施機関別)



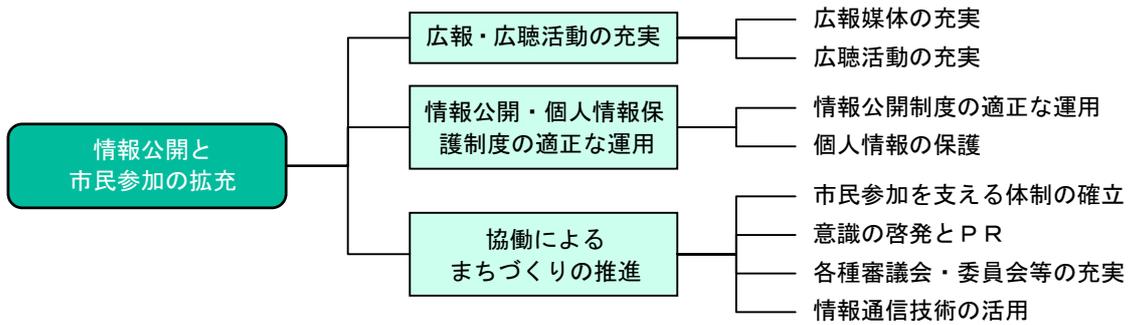
資料:総務課

情報公開請求処理状況の推移



資料:総務課

施策の体系



施策の方向

開かれた市政の実現をめざし、情報の公開を積極的に推進します。

市民一人一人がまちづくりの担い手であるという視点で、情報通信技術等新たな手法も活用し、計画の策定段階から実行段階まで、幅広い市民参加によるまちづくりを推進します。

計 画

1 広報・広聴活動の充実

(1) 広報媒体の充実

- ・ 市政情報を迅速かつ的確に提供するため、市報をはじめとする各種広報媒体のより一層の充実を図るとともに、インターネットやケーブルテレビなどの電子媒体の活用を推進します。

(2) 広聴活動の充実

- ・ 市長への手紙、市長へのファクス、市民の声、市民意向調査、各種相談、電子メールなどの広聴活動を充実し、市民からの意見・要望を把握します。

2 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用

(1) 情報公開制度の適正な運用

- ・ 市政の透明性の確保、説明責任（アカウントタビリティ）*の遂行を通じ、開かれた市政をより一層実現するため、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、市民が必要とする行政情報の積極的な提供に努めます。
- ・ 情報公開制度をより一層市民に周知するため、広報紙やホームページなどを活用します。

(2) 個人情報の保護

- ・ 個人情報保護条例に基づき、個人情報の不当な利用やプライバシーの侵害を防止するなど、個人情報の保護に努めます。

3 協働によるまちづくりの推進

(1) 市民参加を支える体制の確立

- ・ 市民参加条例の趣旨を生かし、多様な市民の意思を市政に反映し、市民本位の市政運営を推進します。
- ・ 市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、市民参加に対応する部署を設置し、日常的な活動拠点の整備等を検討し、協働を支える体制を確立します。

(2) 意識の啓発とPR

- ・ 市民が気軽に市政に参加できるようにするため、市民参加条例や情報公開条例等の市民参加や情報提供に関する制度の情報の提供と周知を推進します。
- ・ 市民が市政に積極的に参加し、市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、市民が必要とする情報の提供と周知

に努めます。

- ・ ホームページや広報紙などの各種広報媒体により、積極的に市民参加の機会をPRします。

(3) 各種審議会・委員会等の充実

- ・ 各種審議会・委員会などの公募枠を拡大するとともに、計画の策定段階からの市民参加を図り、市民の意向を広く市政へ反映します。
- ・ 事業の計画・実施の過程で、市民に情報を公開したうえで、広く意見を聴き、事業に反映するパブリックコメント制度（提言制度）*を充実します。

(4) 情報通信技術の活用

- ・ 市のホームページ等を通じて情報を積極的に公開するとともに、市民からの意見・提言等を的確に把握できる体制づくりを推進します。
- ・ 外出が困難な障害のある人や高齢者、会社勤めや子育て等で時間的制約がある人など、だれもが参加できるようインターネットを活用した会議の開催など、新たな市民参加の方法を検討します。

*：説明責任（アカウントタビリティ）
行政機関が自らの活動内容や政策の判断理由などについて、市民にわかりやすく説明する義務があること。

*：パブリックコメント制度
市の計画等を立案する課程で、その趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、幅広く意見を求め、市民の意見を考慮して意思決定を行う制度。

2 効果的・効率的な行政運営

現況と課題

わが国では、バブル経済崩壊以降、長期的な不況が続いており、地方自治体を取りまく財政環境は非常に厳しい状況にあります。

また、一方では、少子高齢化や地方分権などの時代の変化に伴い、行政の果たすべき役割はますます増大するとともに、自治体に対する市民要望は多様化・高度化しています。

このため、本市においても、限られた財源のなかで、いかに効果的・効率的な行政運営を進めていくかが重要な課題となっています。

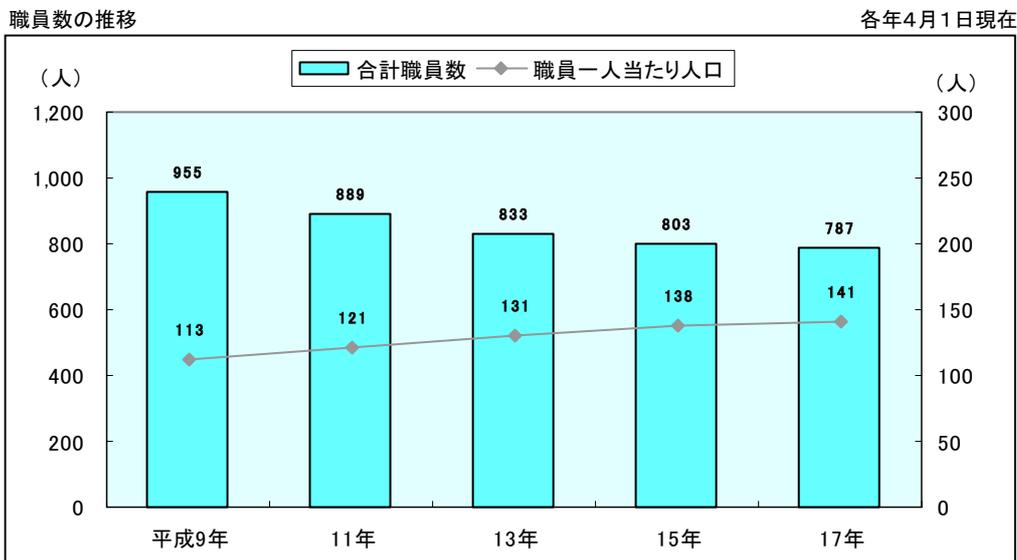
本市では、市民のニーズに即応した行政体制づくりのため、昭和33年の市制施行以来、数度の組織改正を行ってきました。あわせて、近年の厳しい財政状況のなか、第1次及び第2次行財政改革大綱を策定して業務の見直しなどを行

い、職員数の適正化に取り組んできました。加えて三位一体改革の推進、地方分権の進展などの環境の変化に対応した効果的・効率的な行政運営の充実が求められています。

今後も、市民ニーズの多様化や新たな行政課題に対応するため、平成17年度に導入した行政評価*に基づく事務事業の評価・改善の実施、体制の見直しや、情報通信技術の導入、職員一人一人の意識改革を通じ、行政組織の簡素化・効率化を図る必要があります。

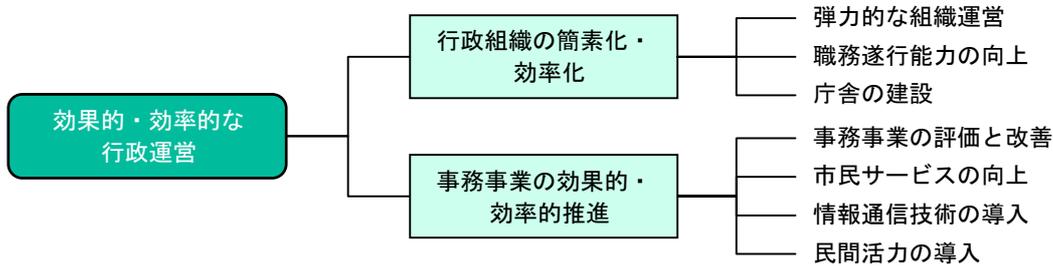
また、NPOとの連携や民間活力の導入等を積極的に進め、事務事業のより一層の効率的運営に努めるとともに、行政評価に基づき、行政運営が効果的かつ効率的になされているかを市民の視点から客観的に評価する仕組みも検討する必要があります。

さらに、市役所第二庁舎の賃借を早期に解消し、行政サービスの中核となる新庁舎をできるかぎり早く建設する必要があります。



資料:職員課

施策の体系



施策の方向

社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応できる行政組織の確立を図るとともに、指定管理者制度等による民間の活力の導入を積極的に進め、行政評価に基づく事務事業の効率化、行政組織のスリム化を推進します。

行政サービスの中枢となる新庁舎の建設を推進します。

- ・ 職員の能力開発と意識改革を図るため、従来の派遣研修のほか、職場研修や時代に即した知識の修得など、市独自の研修を充実します。
- ・ 職員提案制度や職員参加などの機会を増やし、職員一人一人の自己啓発を図るとともに、庁内の活性化を推進します。

(3) 庁舎の建設

- ・ 行政サービスの中枢となり、市民交流の場ともなる新庁舎の建設を推進します。

計 画

1 行政組織の簡素化・効率化

(1) 弾力的な組織運営

- ・ 市の重要課題に的確に対応できる機能性と柔軟性に富んだ組織をめざし、活性化を進めます。
- ・ 多様な行政需要に対応するため、プロジェクトチームなどの活用を図ります。
- ・ 新たな行財政改革を推進し、時代の動きに即応できる行財政システムを検討します。

(2) 職務遂行能力の向上

- ・ 地方分権の進展等をふまえ、多様な行政課題を処理しうる問題解決・政策形成・法務能力を有する職員を育成します。

2 事務事業の効果的・効率的推進

(1) 事務事業の評価と改善

- ・ 行政評価に基づき、行政運営が効果的かつ効率的になされているか評価し、事務事業の改善を推進します。
- ・ 事務事業の一層の改善を図るため、目標設定及び進捗状況を定期的に確認します。

(2) 市民サービスの向上

- ・ 窓口業務に関する開庁時間の延長や夜間・休日の証明書交付、ITを活用した電子申請や公共施設の予約、各種相談など市民の利便性を考慮したサービスを充実します。
- ・ 誰にもわかりやすい文書の作成や窓口業務のワンストップサービス化、適切な案

内表示を設置したわかりやすい公共施設整備など、ユニバーサルデザインの視点で、誰もが利用しやすい市民サービスの充実・向上を進めます。

(3) 情報通信技術の導入

- ・ 庁内における情報通信ネットワークの付設や文書管理の電子化、公共施設予約のオンライン化など、情報基盤の充実を図り、窓口業務や行政事務の迅速化・効率化を推進します。

(4) 民間活力の導入

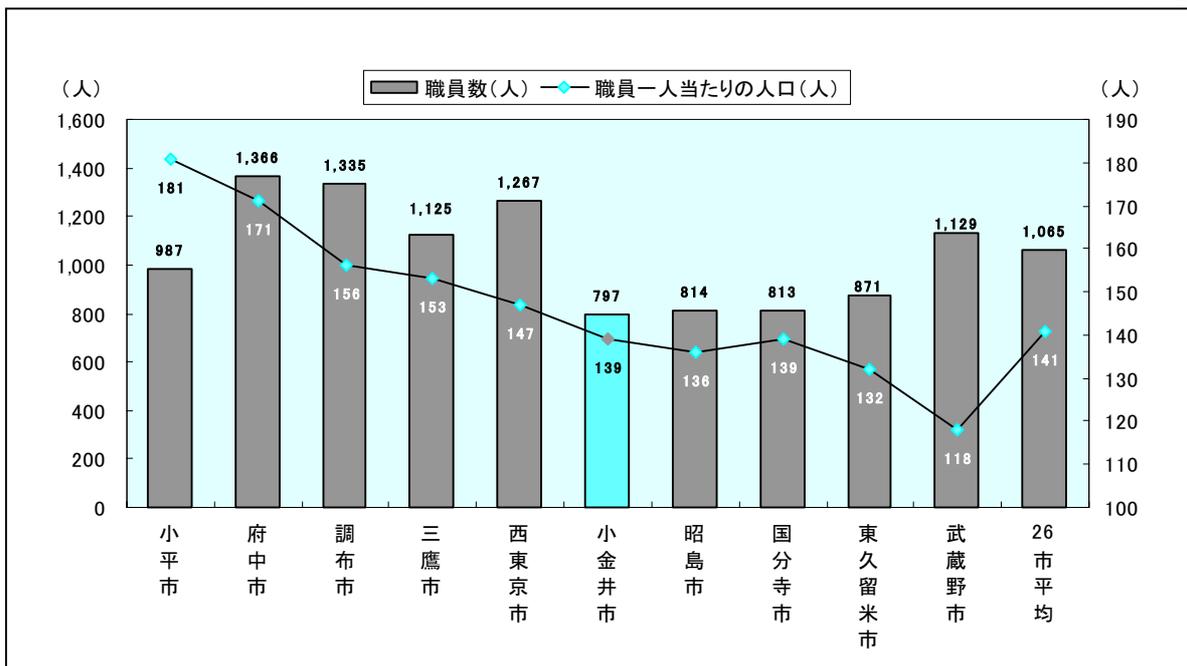
- ・ 民間委託、PFI、指定管理者制度等を活用した民間企業・NPO等による公的サービスの提供など民間活力の導入による行政の効率化を推進します。

*: 行政評価

市役所の行政活動（施策・事務事業）を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その行政評価結果に基づき施策・事務事業の問題点・課題を明らかにし、継続的な改善に取り組む一連の活動。

職員数・職員一人当たりの人口の隣接市等との比較

平成 16 年 4 月 1 日現在



資料:職員課

3 財政の健全化

現況と課題

従来のような右肩上がりの税収等が期待できない社会経済情勢のなかで、多様化・高度化する市民ニーズや地方分権に伴う新たな財政需要に柔軟に対応するためには、安定した財政基盤の確立が急務となっています。

本市においても、自主財源の拡大等による歳入の安定確保や効果的・効率的な財政運営に努め、財政構造の改善を図ることが必要です。

本市においても、景気の低迷など社会経済情勢の影響により、市税の伸びはあまり期待できない状況です。しかし、少子高齢社会や本格的な地方分権の時代を迎えるなかで、多様化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、財源の確保・拡充が必要不可欠です。

このため、市税の適正な課税と収入率の向上、受益者負担の適正化、国や東京都の補助制度の効果的な活用を図らなければなりません。また、平成12年4月に地方税法が改正され、地方自治体での条例による課税権が拡大されたことから、新たな財源確保の可能性についても検討が必要です。さらに、三位一体改革の推進を背景とした地方分権に伴う税財政制度の抜本的な改善を国へ強く要請していく必要があります。

一方、本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が着実に改善されているものの依然として高い水準にあり硬直化した構造になっています。

このため、第2次行財政改革大綱に基づき、事務事業の徹底した見直しや指定管理者制度の活用を含む業務の民間委託をより一層推進し、健全かつ強固で弾力的な財政体質の確立に向けて積極的に取り組む必要があります。

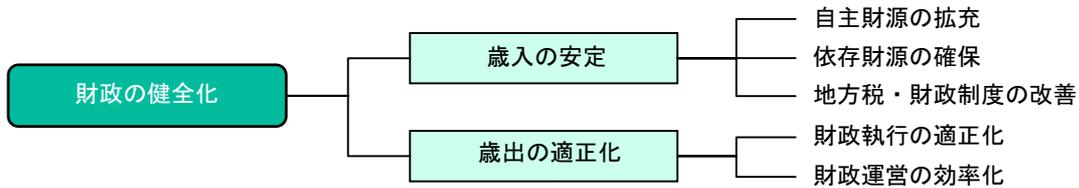
財政指標の推移

	平成4年度	6年度	8年度	10年度	12年度	14年度	16年度	
財政力指数	1.091	1.065	1.039	0.974	0.923	0.938	1.033	財政基盤の強さを示す指数。1を超えると普通交付税が不交付となる。
義務的経費比率 %	39.6	48.0	53.2	54.6	51.7	50.8	50.9	歳出総額に占める義務的経費の割合。
人件費比率 %	27.4	31.6	33.3	32.3	32.1	29.7	27.5	歳出総額に占める人件費の割合。
投資的経費比率 %	31.7	16.6	11.7	8.8	10.7	9.7	7.0	歳出総額に占める投資的経費の割合。
実質収支比率 %	4.8	3.4	0.9	0.1	0.9	1.3	5.2	標準財政規模に対する実質収支の割合。3～5%が望ましい。
経常収支比率 %	89.2	105.9	111.4	106.5	101.3	96.1	92.8	財政構造の弾力性を示す。概ね70～80%が望ましい。
公債費比率 %	8.2	10.0	11.1	10.8	10.0	8.8	8.7	標準財政規模に対する公債費充当一般財源の割合。
地方債残高比率 %	45.9	58.8	71.6	79.2	74.8	77.0	81.1	地方債残高の歳入総額に対する割合。

注) 経常収支比率については、平成13年度から経常一般財源等に減税補てん債、臨時財政対策債を加えて算出している。

資料: 財政課

施策の体系



施策の方向

地方税制や財政制度の抜本的改善を国と東京都に働きかけるとともに、自主財源の拡充による歳入の安定をめざします。

常に、財政の動向を的確に把握するとともに、人件費など経常経費の削減や長期的展望にたった効果的・効率的な財政運営により、歳出の適正化を図ります。

(3) 地方税・財政制度の改善

- 国と市町村の税源配分の適正化や現行の地方税・財政制度の改善について、地方分権に見合った制度となるよう国や東京都に強く要望していきます。

計 画

1 歳入の安定

(1) 自主財源の拡充

- 財政基盤の確立を図るため、都市基盤整備事業を推進し、税収構造の改善を進めます。
- 課税客体の的確な把握に努め収納事務の円滑な執行により、収入率の向上を図ります。
- 使用料等について、受益者負担の原則を明確にし、適正化を図ります。
- 法定外普通税や目的税*などの新たな財源について調査・研究を進めます。

(2) 依存財源の確保

- 国や東京都の施策の動向を的確に把握し、補助制度の効果的な活用を図ります。

2 歳出の適正化

(1) 財政執行の適正化

- 財政の健全化に向けて、経常経費の削減や執行管理の適正化などに努め、経常収支比率をはじめ各種の財政指標を改善します。

(2) 財政運営の効率化

- 限られた財源を有効に活用し、効果的・効率的な財政運営を図るため、事業コストの一層の削減を進めます。
- 補助金については、公平性・公正性・公益性・重要性・効果性の5つの観点から、引き続き見直しに努めます。
- バランスシート（貸借対照表）*や行政コスト計算書等の企業会計的手法を取り入れた財務情報の有効活用を図り、健全な財政運営に努めます。

*：法定外普通税・目的税
地方自治体が総務省と協議し、条例によって定めることができる税。法定外目的税は使途が限定される。

*：バランスシート（貸借対照表）
特定時点での資産・負債の全体像を示すもの。税金の投入等により整備された資産の構成や将来返却しなければならない負債等を把握することができる。

4 計画的行政の推進

現況と課題

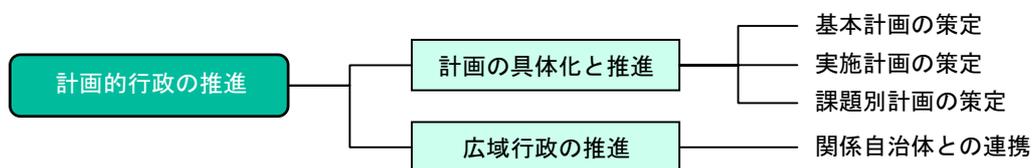
多様化・高度化する市民ニーズと時代の変化に対応しうる行政を推進するためには、長期的・総合的な計画を策定し、効果的・効率的な行政運営を図ることが重要です。

また、交通問題、環境問題、防災問題など本市だけでは対応や解決が困難な課題に対しては、東京都や関係自治体などとの連携と協力のもとに進める必要があります。

本市では、昭和52年に第1次基本構想（計画期間10年）を、昭和63年には第2次基本構想（計画期間13年間）を策定し、市政運営の指針として、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、平成13年3月には、第2次基本構想の理念を継承し、発展させるため、第3次基本構想（計画期間10年）を策定しました。

今後は、基本構想の実現に向け、財政計画との整合性や関係自治体との連携等に配慮しつつ、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

施策の体系



施策の方向

基本構想を実現するため、施策の具体化とその実現方法を明らかにした基本計画、事業内容と財政の裏付けを明らかにした実施計画を策定します。これらの計画の推進にあたっては、行政評価等を活用しながら、目標を設定し、その達成状況を公表します。

また、必要に応じて課題別計画を策定するとともに、広域的な行政課題については、関係自治体等との協力・連携を図っていきます。

計 画

1 計画の具体化と推進

(1) 基本計画の策定

- 基本構想を実現するための施策を具体的に・体系的に明らかにした基本計画を策定します。

(2) 実施計画の策定

- 基本計画に示した施策の具体的な事業内容と財政の裏付けを明らかにした実施計画を策定し、毎年度の予算編成の指針とします。

- ・ 計画目標を設定し、その達成状況を公表します。
- ・ 行政評価に基づき、市民の視点に立った成果重視の行政運営を行い、計画の更新に反映します。

(3) 課題別計画の策定

- ・ 市政における重点課題等については、必要に応じて課題別計画を策定し、計画の実現により課題を解決します。

2 広域行政の推進

(1) 関係自治体との連携

- ・ 交通網整備や大規模地震等の防災対策、環境問題など広域的に取り組むべき行政課題には、関係自治体等との協力・連携を図りながら広域行政を推進します。

事業計画一覽

平成 18 年度～平成 22 年度 (単位：百万円)

第 1 章 みどり豊かで快適な魅力あるまち (環境と都市基盤)		
事業名	事業内容	事業費
みどりと水		
梶野公園用地取得	市民の身近な憩いの場・レクリエーションの場として、公園用地を取得する。	1,168
市街地整備		
J R 中央本線連続立体交差事業負担金	東京都及び沿線 6 市との連携により、事業の早期完成をめざし、南北交通の円滑化と鉄道や道路の安全性の向上を図る。	5,632
東小金井駅北口土地区画整理事業	東部地区の中心として、駅前広場・都市計画道路等の整備を行い、商業・業務・文化機能の導入を図る。	11,379
武蔵小金井駅南口第 1 地区市街地再開発事業及び関連公共施設整備事業	駅前広場等の都市基盤施設の整備を行い、商業、業務及び住宅との調和のとれた複合的中心市街地として整備を図る。	5,485
武蔵小金井駅南口第 2 地区市街地再開発事業	道路等の都市基盤施設の整備や、商業、業務及び都市型住宅等の調和のとれた複合的な都市機能の充実を図る。	3,044
J R 中央本線連続立体交差事業側道整備事業	J R 中央本線連続立体交差事業関連側道整備事業として、小鉄中付 1 及び 3 の側道を整備する。	860
自転車駐車場及びレンタサイクル施設整備	J R 中央本線連続立体交差事業の完成後、高架下を整備する。 (自転車駐車場及びレンタル自転車関係)	370
まちづくり事業用地取得	将来のまちづくり事業用地として取得する。	407
市民施設整備 (高架下利用施設整備)	武蔵小金井駅及び東小金井駅近くの高架下にそれぞれ 500㎡のスペースを確保し、市民参加で利用方法を検討する市民施設を整備する。	168
道 路		
都市計画道路 3・4・12 号線整備	J R 中央本線連続立体交差事業にあわせ、南北交通の円滑化と交通安全を図る。	2,177
都市計画道路 3・4・3 号線整備	都道 134 号線 (連雀通り) の拡幅整備を行い、東西交通の円滑化と交通安全を図る。	1,655
道路改良	損傷の激しい道路を整備し、沿道の振動・騒音を防止する。	285
コミュニティバス等運行事業	交通不便地域の解消を図るため、市民の新しい足となるコミュニティバスを運行する。	(147)
安全・安心交差点等整備事業	武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅周辺の交差点等を整備する。	30
誰でもトイレ設置事業	武蔵小金井駅南口市街地再開発事業にあわせ、駅前広場に誰でもトイレを設置する。	33
武蔵小金井駅周辺道路整備事業 (市道 70・135 号線)	歩道や歩行者帯にカラー舗装等を行い、安全で快適な空間を形成する。	111

注：〈 〉書きは特別会計、()書きは物件費等のため、合計には加えていない。

平成 18 年度～平成 22 年度 (単位：百万円)

第1章 みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）		
事業名	事業内容	事業費
上下水道		
配水管改良及び新設	配水管網の整備を推進し、連合栓の解消を行い、耐震性の強化と漏水防止を図る。	<1,174>
公共下水道建設	下水道施設の更新及び高機能化を図る。	<1,348>
公共下水道維持・管理	公共下水道の適切な維持・管理を図る。	<580>
流域下水道建設負担金	流域下水道の建設を促進する。	<368>
地域環境衛生		
中間処理場大規模改修	機械・設備の老朽化に対応するとともに、臭気対策を充実させ、見学機能をあわせ持つ施設に改修する。	873
防 災		
耐震性貯水槽整備	消防水利として火災・震災に対処するため、耐震性貯水槽が不足している地区に計画的に増設する。	55
小 計		33,732

第2章 いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）		
事業名	事業内容	事業費
創造的産業の育成		
ベンチャー、SOHO事務所整備事業（高架下利用施設整備）	JR中央本線の高架下に、ベンチャー、SOHO系事業所や東京進出をめざす意欲的な地方企業が集積する創造的産業の拠点としたオフィス長屋の施設整備を行う。	231
小 計		231

注：< > 書きは特別会計、() 書きは物件費等のため、合計には加えていない。

平成 18 年度～平成 22 年度 (単位：百万円)

第3章 豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）		
事業名	事業内容	事業費
市民文化		
集会施設改修工事	市内の集会施設の内装、外壁等の改修を行う。	49
はけの森美術館喫茶棟改修工事	はけの森美術館の開館に伴い、喫茶室の営業ができるよう改修工事を行う。	20
コミュニティ活動と生涯学習		
(仮称) 貴井北町地域センター建設	地域住民の活動の場の拡大を図るため、地域センターを建設する。 (地域センター：図書館分室、公民館等の併設)	10
(仮称) 市民交流センター取得	武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業区域内に、公会堂に代わる新たな文化ホールを含む、(仮称) 市民交流センターを取得する。	3,955
(仮称) 市民交流センター初度調弁及び管理運営費等	開館時の特殊備品、ピアノ等楽器類、家具調度品等の費用及び管理運営費等	(691)
図書館(本館)学習室建設事業	駐輪場用地部分の2階部分に学習室を増築する。	26
図書館(本館)トイレ改修工事	トイレの配管設備等の老朽化に伴い、改修工事を行う。	29
図書館新館建設調査事業	新たな図書館建設に向け、位置や規模、運営方法等の調査研究を行う。	(10)
公民館耐震補強及び改修事業	施設の老朽化に伴い貴井南分館の耐震補強を行うとともに、東分館の外壁改修及び緑分館の冷暖房設置工事・屋上防水等の改修を行う。	65
スポーツ・レクリエーション		
総合体育館大規模改修調査事業	建築後、一定の年数が経過しているため、施設改修のための調査を行う。	15
学校教育		
小・中学校耐震補強工事等	児童生徒の日常の安全性の確保とともに、災害時における地域住民の一時避難場所を確保するため、災害に強い建物への補強工事を計画的に行う。	1,653
南小学校プールサイド改修工事	施設の老朽化に伴い改修工事を行い、児童の安全性を確保する。	13
小・中学校トイレ改修	小・中学校のトイレを計画的に改修する。	35
小・中学校大規模改修等	内装、屋上防水、電気設備、給水設備、排水設備等について、概ね20年に一度の大規模改修を行う。	976
小 計		6,846

注：〈 〉書きは特別会計、()書きは物件費等のため、合計には加えていない。

平成 18 年度～平成 22 年度 (単位：百万円)

第 4 章 安心してくらすせる生きがいのあるまち (福祉と健康)		
事業名	事業内容	事業費
高齢者福祉		
特別養護老人ホーム施設建設費補助	社会福祉法人が建設する特別養護老人ホームに建設費を補助することにより、ベッドを確保する。(桜町聖ヨハネホーム、清雅苑、麦久保園、つきみの園)	(389)
高齢者在宅サービスセンター建設費借入金償還金補助	建設費を補助することにより、ベッドを確保する。(桜町高齢者在宅サービスセンター)	(88)
高齢者住宅借上	住宅に困窮する高齢者の住宅を確保する。	(1,036)
シルバー人材センター 事務所・作業所建設 (高架下利用施設整備)	J R 中央本線連続立体交差事業の完成後、高架下にシルバー人材センターの事務所・作業場を建設する。	152
子ども家庭福祉		
保育園園舎改修工事 (耐震補強工事)	園児の日常の安全確保のため、災害に強い建物への補強工事を行い、保育環境の充実を図る。	330
一小・南小地区児童館建設	児童の自主的活動や遊び場を確保するため、一小・南小地区の児童館を建設する。	14
小 計		496

基本構想実現のために (計画の推進)		
事業名	事業内容	事業費
効果的・効率的な行政運営		
電子計算処理業務基本計画 (システム開発を含む)	情報基盤の充実を図り、窓口業務や行政事務の迅速化・効率化を図る。	(1,870)
庁舎の賃借	新庁舎を建設するまでの間、市役所第二庁舎を賃借する。	(1,669)
現業分室庁舎建設 (高架下利用施設整備)	J R 中央本線連続立体交差事業の完成後、高架下に現業分室を建設する。	168
東小金井駅総合窓口設置 (高架下利用施設整備)	J R 中央本線連続立体交差事業の完成後、東小金井駅舎又は高架下に総合窓口を設置する。	51
小 計		219
事業計画 合計		41,524

注：〈 〉書きは特別会計、()書きは物件費等のため、合計には加えていない。

付属資料

- 1 基本構想
- 2 市民意向調査概要
- 3 後期基本計画策定の経過
- 4 小金井市長期総合計画策定本部設置要綱
- 5 長期総合計画策定本部庁内体制

1 基本構想

第1章 基本構想の意義と役割

● 1 策定の意義 ●

この基本構想は、小金井市の将来像を定め、その実現に向け目標を設定し、今後の施策の大綱を明らかにするために策定するものです。

本市は、昭和63年3月、第2次小金井市基本構想を定め、市政運営の指針として、施策を総合的かつ計画的に運営してきたところです。

しかしながら、社会経済環境は、少子高齢社会の到来、情報化・国際化の進展、価値観の多様化、安全と安心への強い関心などに加え、環境問題、地方分権の推進、介護保険制度導入等の新たな課題も加わって変化してきており、取り組むべき行政需要は、ますます増大してきています。

一方、政策展開の基礎となる財政基盤は、バブル経済崩壊後の景気の長期低迷等の影響により未曾有の危機的な状況に立ち至っています。

このような変化に適切に対応するとともに、市民ニーズを的確にとらえ、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第2次基本構想の目標年次の到来を機に、21世紀初頭のまちづくりの方向を示す新たな基本構想を策定するものです。

● 2 役割 ●

- (1) この基本構想は、第2次小金井市基本構想の理念を継承し、発展させることを基本として策定するものです。
- (2) この基本構想は、市政運営の長期的、総合的な指針となるものです。
- (3) 市民や団体及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。
- (4) 国、東京都、企業等に対し、本市がめざすまちづくりの協力を得る指針となるものです。

第2章 目標年次・人口予測・土地利用

● 1 目標年次●

この基本構想は、平成13年（2001年）を初年度として、平成22年（2010年）を目標年次とします。

なお、目標年次までの間に社会経済情勢などに著しい変化が生じた場合は、必要に応じて改定します。

● 2 人口予測●

目標年次における人口は、おおむね12万人と想定します。

● 3 土地利用●

（1）安全で快適な都市をめざして

土地の利用にあたっては、市民の意向をふまえ、合理的、効率的な利用を図ります。

また市民との協働により自然環境を保全します。

あわせて、安全で快適な都市環境整備と都市機能の充実を図り、市民ニーズにより応えうる質の高い都市の実現をめざします。

（2）土地利用の方向

ア 商業・業務地

駅周辺の地域は、土地の高度利用をめざし、商業地域及び業務地域としての立地環境を整備します。

イ 住宅地

安全で快適な生活ができる良好な住環境を維持するよう、整備と誘導を図ります。

ウ 農地

都市農業の安定した経営のもとで、貴重なオープン・スペースとして保全し、宅地利用との調和を図ります。

エ 緑地等

市民との連携により、豊かなみどりと水、そして歴史的遺産の保全と拡大を図ります。

第3章 まちづくりの基本姿勢

この基本構想は、憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民の福祉を増進することを目的とします。小金井市は、総合的に検討された公共計画に基づいて計画を推進するとともに、情報公開を進め、市民が積極的に参加する市政をめざします。

まちづくりは、次の3つの原則を基本姿勢として推進します。

● 1 市民生活の優先●

まちづくりは、すべての市民のくらしの向上をめざすものです。

小金井市は、市民の生活を守り、向上させることを最優先にしてまちづくりを進めます。

● 2 公共計画の先導●

まちづくりは、先導的かつ計画的に行うものです。

小金井市は、安全で快適な市民の生活環境をつくるために、公共計画の先導によってまちづくりを進めます。

● 3 市民自治による推進●

まちづくりは、市民の豊かな自治意識に支えられ進められるものです。

小金井市は、すべての市民がそれぞれの立場から創意とエネルギーを結集して市政に参加し、まちづくりを進めます。

第4章 小金井市の将来像

第1節 将来像

小金井市の一番の特長は、豊かなみどりと水に恵まれたうるおいのある都市環境です。この貴重な財産は、私たちが守り育て、増やし、大切に継承していかなければなりません。そして、豊かな自然に囲まれながら、すべての市民が自立し、いきいきと活気に満ちた生活ができるまち、躍動感あふれるまち、明るく健康で笑顔あふれるまち、そんな21世紀の小金井市をめざします。

そこで、21世紀初頭における小金井市の将来像を

「元気で ^も 萌えるみどりの小金井市」

とします。

第2節 将来像実現のための4つの柱

本市の将来像「元気で ^も 萌えるみどりの小金井市」を実現するために、まちづくりの基本姿勢をふまえ、次の4つの柱を目標に、まちづくりを進めます。

1 みどり豊かで快適な魅力のあるまち（環境と都市基盤）

本市は、「はけ」のみどりの保全や雨水浸透柵設置率世界一に現れているように、市民生活にうるおいとやすらぎを与えてくれるみどりと水を市民とともに大切に守り育ててきました。

今後も、みどりと水の保全と拡大に積極的に取り組んでいきます。

一方、JR中央本線連続立体交差事業にあわせて、都市計画道路などを整備し、公共交通機関との円滑な接続と駅周辺の活性化を図り、調和のとれた都市美と個性あふれる魅力ある駅周辺の整備を進めます。

また、地球規模で広がっている環境問題に対応するため、ごみの再資源化などにより、環境にやさしい資源循環型社会への転換を図っていきます。

2 いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）

本市は、21世紀型の新たな経済活動にふさわしい地の利があり、多くの市民が、社会的活動に関心を持っています。この地の利と市民の創意とエネルギーを活かし、広域多摩における経済的牽引力のある創造的な産業の育成を図ります。

また、既存の商店街の個性化、活性化及びみどり豊かな都市農業への転換を支援します。

3 豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）

本市は、武蔵野の自然と歴史に恵まれたまちです。先人の残した貴重な財産を守っていくとともに、国際化や情報化に対応した、本市にふさわしい地域文化の育成を図っていきます。

学校教育においては、心の豊かさや自然との共生が実感できる教育を推進していきます。

また、家庭や地域での心のふれあいや生涯学習をとおして、豊かな人間性をはぐくみ、だれもが社会参加できる心のかよう社会をめざします。

4 安心してらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）

本市は、市民だれもが健康で生きがいをもってらせるまちをめざします。そのため、市民の豊かな自治意識を大切にしながら、すべての人が社会参加しやすい条件整備を進めるとともに、個性を互いに尊重する社会を築きます。

また、市民一人一人の財産である健康の保持・増進を図り、あわせて、福祉の充実によって、明るく元気のある地域社会をめざします。

さらに、21世紀を担う子どもたちが心身ともにすこやかに成長するよう良好な環境の整備を進めます。

第5章 施策の大綱

前章において、小金井市の将来像を定めて、その実現に向けて4つの目標をたてました。ここでは、その目標に到達するための基本的な施策を明らかにします。

1 みどり豊かで快適な魅力あるまち（環境と都市基盤）

（1）みどりと水

本市は、歴史的な文化遺産としての玉川上水の桜と水、桜の名所としての小金井公園、「はげ」の樹木と湧水、屋敷林、植木畑など、みどりと水に恵まれています。

しかし、このみどりは、個人所有に依存するものが多いため、市民の自然を守る心を高めるとともに、積極的に「はげ」や玉川上水などのみどりの保全と拡大を図ります。

また、市立公園等の拡大と整備、道路への植栽、公共施設、事務所、住宅の生垣化などの緑化をさらに進めるとともに、地下水の涵養と湧水の維持のため雨水の地下浸透を図ります。さらに、南の野川水系を中心とした武蔵野の森と北の小金井公園、玉川上水を結ぶ道路などの緑化を図り、みどりのネットワークをつくります。

このみどりのネットワークは、自然環境の育成やレクリエーション、防災などに役立つよう積極的に横のつながりを図ります。

（2）市街地整備

JR中央本線の連続立体交差化の早期完成をめざすとともに、あわせて、駅周辺の整備を進めます。

武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、再開発などにより積極的な土地利用を図り、商業、業務及び住宅の調和のとれた魅力ある文化性の高い市街地として整備します。

東小金井駅周辺は、東部地区の中心として整備し、一部に商業、業務機能をもたせた地区として土地利用を推進します。

新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園への玄関口として、また、南北の公園を結ぶグリーンベルト形成地区として自然環境を生かした市街地づくりを推進します。

駅周辺以外の地域は、みどりとの調和に配慮しつつ、建築協定や地区計画制度の活用などを含めて、日常生活に便利な近隣商業地として整備するとともに良好な居住環境を形成していきます。

(3) 道 路

道路は、交通機能のほか、上下水道等の施設を収容し、また、防災機能をもったオープン・スペースなどとして多目的な機能を有しており、まちづくりの基幹となっています。

JR中央本線の連続立体交差化の完成にあわせて、円滑な交通が阻害されている南北道路を整備し、安全な通行を確保します。

主要道路は、できる限り歩道を設け、植栽帯を増やすなどして、安全性と環境の向上を図り、だれもが安心して快適に利用できるようバリアフリー化を進めます。

その他の生活道路では、順次、改修を行うとともに交通安全施設の整備、通過交通の規制、放置自転車の解消などに努め、居住環境の向上を図ります。

(4) 河 川

一級河川である野川、仙川については、東京都及び近隣市と協力し、災害に強い河川として整備するとともに、あわせて、親水の場の創出を図ります。

また、先人の貴重な遺産である用水路は、地域の状況にあわせて計画的に清流の復活や遊歩道化等を行い、災害時の防災空間等として活用します。

(5) 住宅・住環境

住宅は、いきいきとした健康な暮らしを支える基礎であるとともに、豊かな人間性をはぐくむ基盤となっています。本市を生活の場として魅力ある都市に発展させるためには、ゆとりある住宅・住環境を実現していくことが重要です。

住宅建設は、基本的には、民間の自力建設に依存せざるを得ませんが、市民、事業者の参加と協力のもとに、周辺環境と調和のとれた生活空間を形成していきます。

公的住宅は、住宅全般の居住面積や家賃の指針となるものであり、国、東京都、市がそれぞれの役割のもとで良好な住まいの施策を進めます。

あわせて、高齢社会など時代の要請に対処する施策を進めるとともに、防災施設の充実や地域住民との共用施設の設置を図ります。

(6) 上下水道

上下水道は、市民が健康で快適な生活を営むうえで、欠くことのできない都市の根幹的な施設です。

上水道は、安定した水の供給を行うとともに、限りある水資源を有効に活用するために、配水管網の整備を進め、漏水防止に努めるとともに、耐震性の強化を図ります。

下水道は、既存の下水道施設の更新及び高機能化を図り、さらに河川の水質を保全するため合流式下水道の改善を進めます。

(7) 地域環境衛生

地球規模で環境問題が深刻化している今、大量生産、大量消費、大量廃棄という、現在の社会経済システムを根本的に改め、徹底したごみの減量化、再資源化が求められています。環境への負荷を軽減し、環境にやさしい資源循環型社会に転換していくため、市民、事業者、行政が一体となって、ごみそのものを生み出さない社会構造と消費体系を形成していくことが重要です。

そのため、ごみの減量化・資源化に努めるとともに、処理方法の改善を図り、最終処分場へのごみ搬入量の削減を推進します。

燃やすごみの焼却施設は、施設の抜本的な改善を図るとともに、近代化を進めます。

埋め立てごみの処理については、減量による最終処分量の抑制を図るため、施設を整備するとともに、東京都及び関係市との連携を図ります。

また、清潔で美しい生活環境を維持していくために、ごみを捨てないというマナーの向上と地域ぐるみでの清掃活動など、市民の協力を得て推進します。

(8) 人と自然の共生

地球温暖化、酸性雨、森林の減少など、地球規模で広がる環境問題は、国ばかりではなく、自治体においても積極的に取り組むべき重要な課題の一つとなっています。

そのため、市民、事業者、行政が連携し、それぞれの適切な施策や活動などによって、人と都市、人と自然が共生できる地域づくりを推進します。

また、近隣騒音など都市型、生活型の環境問題については、市民、事業者、行政が一体となって、対策を講じるとともに、監視体制の充実を図ります。

(9) 防災

市民を災害から守る基本は、震災をはじめとする自然災害及び火災等の災害に即応できる体制を確立すること、災害に強いまちをつくることです。

そのため、正確、迅速な情報伝達システムの確立、消防署と消防団の連携などによる消防力の強化、災害救助のための避難路の確保、応急資機材及び備蓄品を充実します。また、災害医療救護体制及び緊急出動体制の拡充を図ります。

さらに、市民の防災意識の向上を図り、地域の自主防災組織づくりを推進するとともに、防災の拠点となる施設を整備します。

一方、災害に強いまちをつくるため、都市基盤整備による建物の不燃化や公共的空間の確保に努めるとともに、公共施設の耐震対策を計画的に推進します。

(10) 地域情報ネットワーク

情報通信技術が急速な発展を遂げ、さまざまなメディアが誕生している現在、インタ

ーネットなどの新たなメディアは、市民生活に欠くことができないものとなりつつあります。

そこで、これらの情報通信基盤を活用した新たな情報ネットワークの構築を進め、市民生活、福祉、文化、教育、防災など多方面に寄与する双方向での情報伝達機能を充実し、市民サービスの向上を図ります。

2 いきいきとした暮らしを支えるまち（地域と経済）

（1）創造的産業の育成

本市の産業は、日本における産業の空洞化と歩調をあわせるように規模が縮小しています。

そこで、本市の特性を活かし、武蔵小金井駅、東小金井駅周辺を文化施設や研究機関、ITなどを含む先端産業の業務地域とし、魅力的な創造的産業の拠点として整備を進めます。

また、企業、学校、市民、行政の連携のもとに、環境にやさしい産業の誘致・育成を推進します。

（2）商店街の活性化

本市の商業は、大部分が小規模な商店で構成されており、購買力が市外に流出している傾向があります。

そこで、地域に根ざした個性豊かで、特色ある商店街をめざすとともに、商店街の組織化・専門店化などにより、市民ニーズの多様化、高度化に対応できるよう活性化を図ります。また、気持ちのなごみサービスの提供ができる商店街づくりを支援します。

（3）既存工業の高度化

本市には、大規模な製造業はなく、小規模な工場が住宅地に混在しています。そのため、住環境との調和に配慮しつつ、高度技術化への転換育成を促し、時代のニーズに即した新たな製品の開発など経営の活性化を支援します。

（4）農業の新たな発展

本市の農業は、農産物生産という本来的機能をもちながら、市民に土とみどりのうるおいを与え、子どもにとっては教育の場となり、また、災害時には、安全確保の役目を果たすなど極めて重要な役割を担っています。

そこで、生産緑地の保全など農業基盤の確立を図り、農業継承者にとって魅力ある合理的な経営が行えるよう都市農業の育成を支援するとともに、営農者、農業団体、市民

が一体となった有機栽培の取組などを進めます。

また、植木、草花、生鮮野菜の販売などを通じ、農業者と市民との交流促進と地場流通促進対策の拡充を図ります。

(5) 消費者生活・勤労者の福祉

市民のくらしは、社会経済状況や価値観の変化により多様化しています。

そこで、市民が自主的に健全な生活を営めるように、情報提供や相談事業を強化するとともに、消費者相互及び消費者と事業者の交流を進め、消費生活の安定と向上を図ります。

市内の事業所は、中小零細企業が多いため、関係団体と協力し、勤労者などの福利厚生を増進を図ります。

また、パート労働などに従事する市民の労働条件の向上を図ります。

(6) 雇用の拡大

福祉の分野を含む産業の振興を図っていくなかで、雇用の場の拡大に努めます。

また、高齢者の就業希望者の増加に伴い、高齢者の能力や経験を生かした就労の場や就業機会の確保を図るとともに、障害者の雇用を促進し、社会参加と自立を支援していきます。

3 豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち（文化と教育）

(1) 市民文化

いま、市民は物質的豊かさのみでなく精神的・文化的な豊かさを求めています。そこで、市民の創造的な活動を助長して、個性豊かな市民文化が育つための環境づくりを進めます。

そのため、市民の文化活動を援助するとともに、地域文化育成の拠点としての施設を整備します。

また、先人の残した文化遺産や郷土芸能を市民共通の財産とし、郷土の歴史認識及び郷土愛をはぐくむとともに、その保存、育成に努めます。

あわせて、四季折々に行われている桜まつりや市民まつりなど各種行事をさらに発展させ、活力あるまちのシンボルとするとともに、まちの個性づくりと市民の郷土意識の醸成を図ります。

公共施設については、芸術的側面にも配慮し、都市美の創造をとあして文化的都市環境の整備を推進します。

さらに、国際化時代に対応し、地域に居住する外国籍市民との交流、市民の海外交流

や友好都市づくりなどを推進して、国際親善を図ります。

(2) 男女共同参画

男女がともに自立し、尊重しあえる社会の形成に向けて、家族、学校、職場、地域等あらゆる場をとおして男女平等意識を醸成していきます。また、政策決定の場への女性参画をはじめとして、あらゆる領域への男女共同参画を進め、性別にかかわらず、その個性を発揮することができる社会の実現をめざします。

(3) コミュニティ活動と生涯学習

少子高齢社会の進行により、市民相互の心のふれあいがますます重要となり、幅広い生涯学習のニーズが高まっています。

そのため、公民館や図書館などの施設の整備、情報ネットワーク化を図るとともに、小・中学校の余裕教室を活用し、市民のコミュニティ活動や生涯学習の拠点となる活動の場を充実します。

また、市内の高等教育機関との連携を深め、市民が情報社会のメリットを享受できる生涯学習の向上を図ります。

さらに、市民の自主的な活動を活発にするための地域リーダーを育成するとともに、民間非営利団体（NPO）や市民団体など、ボランティアの支援により、地域社会の発展に努めます。

学校週5日制によって生じる余暇の活用については、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむ時間として、また、家庭、地域、学校との連携を深める機会として位置付け、その施策を整備します。

(4) スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーション活動は、個人の意欲や主体性が基本ですが、人々の関心が、ゆとりやうるおいといった生活の質の向上へと高まっていくにしたがって、スポーツ・レクリエーションに対する考え方は、これまで以上に積極的なものになってきています。

そこで、活動のきっかけづくりや活動の場を確保、提供するなど、市民の関心が活動に結びつくような環境を整備していく必要があります。

そのため、総合体育館等を中心として、各種のスポーツ行事やスポーツ教室の開催をはじめ、だれもが気軽に楽しめるスポーツの普及、振興を図り、市民がスポーツに親しむ機会を充実します。

また、市民が自然と親しむことのできるスポーツ・レクリエーション活動の拡充を図ります。

(5) 幼児教育

幼児期は、自立心や協調性、基本的な生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎が打ちかわれる大切な時期です。また、幼児期における教育は、家庭や地域の役割が極めて大きいものがあります。

そこで、家庭教育の役割を再認識するとともに、家庭を孤立化させないため、家庭と幼稚園、保育園などの連携を基に、地域社会と一体となった幼児教育を推進します。

また、地域におけるふれあいと連携を強化するため、図書館や児童館などにおける親子の学習の機会を広げるとともに、幼児教育に対する支援に努めます。

(6) 学校教育

これからの学校教育には、受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題など、これまでの教育がかかえてきた課題をふまえ、知識を詰め込むだけの学習から、基礎・基本学力が十分身につくようにし、心の豊かさが実感できる教育への転換が求められています。また、国際化、情報化等の社会の変化に主体的に対応するために、児童生徒の個性や創造性を伸ばし、生きる力をはぐくむことが必要です。

そのためには、ゆとりある教育活動を展開し、人間形成に必要とされる基礎的・基本的内容の定着を図るとともに、個性を生かし、問題を解決する資質や能力を育て、自ら学び自ら考える力を育成することが大切です。

そこで、各学校において児童生徒の体験を重視した学習を展開し、豊かな人間性や社会性、国際感覚等を身につけられるよう、創意と工夫に満ちた、特色のある学校づくりを推進するとともに、心身に障害等のある児童生徒に対し、障害の種類や程度に配慮した教育の内容・方法をより一層充実します。

また、社会の進展に即応した広い視野と力量をもつ教員の育成をめざした研修を推進するとともに、情報社会に対応した学校教育施設や設備の改善、充実を図ります。

さらに、地域社会に開かれた学校を実現するために、施設を有効利用するとともに、地域の教育力を活用し、家庭、地域、学校とのより一層の連携を図ります。そして、児童生徒の地域社会の一員としての自覚や連帯感、郷土への愛着心を育てていきます。

4 安心してらせる生きがいのあるまち（福祉と健康）

(1) 高齢者福祉

高齢社会を迎え、高齢者福祉の充実が重要かつ緊急な課題となっています。また、高齢者を社会の担い手として位置付けるなど、従来の発想の転換が求められています。

そのため、元気な高齢者が社会に積極的に参加できるよう、生きがい対策や就業対策などの環境整備に努めるとともに、高齢者と他世代とがふれあい、支えあう地域づくり

を推進します。

また、できる限り元気にくらせるよう健康づくりを進めるとともに、自立した生活がおくれるよう施策の充実を図ります。

介護が必要となった高齢者には、社会全体で支援する体制を整え、その状態に合った適切なサービスを提供できるようにするとともに、相談窓口の整備を図ります。

(2) 子ども家庭福祉

子どもは、未来社会を担う大切な宝であり、その人権が尊重される中で、心身ともにすこやかな成長が望まれます。ますます進行する少子化社会にあっては、従来に増して子育て支援と青少年の健全な育成のための環境づくりが重要な課題となっています。

そこで、子どものすこやかな成長のために、だれもが安心して、子育てできる体制を整備します。

また、青少年の健全育成を図るため、家庭、地域、学校との連携を密にし、良好な環境の整備を進め、青少年が社会の一員として自覚と責任を持てる地域社会づくりをめざします。

(3) 障害者福祉

障害のある人が地域社会のなかで、尊厳を持ち、不安もなく、希望に満ちた社会生活が営めるバリアフリーのまちづくりの実現をめざします。

そのため、社会、経済、文化、スポーツなどあらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

また、障害の早期発見と療育ができる体制を整備するとともに、障害者が自立した生活がおくれるよう施策と体制の充実を図ります。

(4) 低所得者・ひとり親家庭福祉

低所得者福祉は、生活困窮者を保護し最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とします。

そのため、社会経済情勢の変化に対応し、生活保護制度とともに法外援護にも配慮して生活困窮者の自立と福祉の向上を図ります。

ひとり親家庭については、経済的自立と安定した生活を営めるよう、実情に応じた支援を充実します。

(5) 健康・医療

健康は、市民一人一人にとって、かけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基礎となるものです。

そのため、市民自らが健康の保持と増進が図れるよう、健康教育や健康相談等を充実するとともに、健康診査や予防接種等の充実によって、疾病の早期発見と予防に努めます。

また、医療機関との連携と協力体制のもとに、かかりつけ医制度の充実を図るとともに、初期医療体制を整備します。

さらに、相談窓口やサービス調整機能を有した施設の整備を図ります。

第6章 基本構想実現のために（計画の推進）

この基本構想は、市の将来像である「元気で 萌えるみどりの小金井市」を実現して、小金井市のさらなる発展をめざすものです。その実現のためには、市民の合意に基づく計画とその計画をふまえた行政を推進するとともに、行政運営の効率化と財政の健全化を図ることが必要です。

1 情報公開と市民参加の拡充

この基本構想を実現するためには、市民自らが市政の多くの場面に参加し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造していくことが必要です。

そのため、行政に関する情報の公開を積極的に進め、計画の策定段階から市民参加のもとに、行政運営を進めます。

また、各種審議会や委員会はもとより、インターネット等新たな手法も活用し、多くの市民が参加できるよう、その機会を大幅に拡充します。

2 効果的・効率的な行政運営

この基本構想を実現するためには、自立的でかつ効果的・効率的な行政運営が必要です。

そのため、地方分権の高まりのなか、社会経済情勢の変化や多種多様な市民ニーズに柔軟に対応できる組織体制の確立を図るとともに、民間非営利団体（NPO）等との連携や民間活力の導入を積極的に進め、事務事業の合理化、行政組織のスリム化を推進します。

また、政策評価制度の導入を図るとともに、市民サービスの向上や行政の簡素化・効率化のため、高度情報通信技術を導入した電子自治体をめざします。

さらに、行政サービスの中核となる庁舎の建設を推進します。

3 財政の健全化

この基本構想を実現するためには、自主財源の確保により、財政力の充実を図ることが必要です。

そのため、都市基盤整備などさまざまな施策による税収構造の改善に努め、財政基盤の確立を図るとともに、地方税財政制度の抜本的改善を国と東京都に働きかけます。

また、常に的確に財政の動向を把握するとともに、長期的展望に立った計画的でかつ効果的・効率的な財政運営を行っていきます。

さらに、人件費など経常経費の削減や受益者負担の明確化・適正化を図るとともに、財源の的確な配分と効率的な執行に努めます。

4 計画的行政の推進

この基本構想を実現するためには、各施策との整合性に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

そのため、施策の具体化とその実現の方法を明らかにした「基本計画」、その具体的な事業内容と財政の裏付けを明らかにした「実施計画」を策定して、施策を展開するとともに、計画目標を明らかにし、その達成状況を公表します。

また、必要に応じて、課題別計画を策定していきます。

さらに、広域的に取り組むべき行政課題には、関係自治体との協力、連携を図りながら広域行政を推進します。

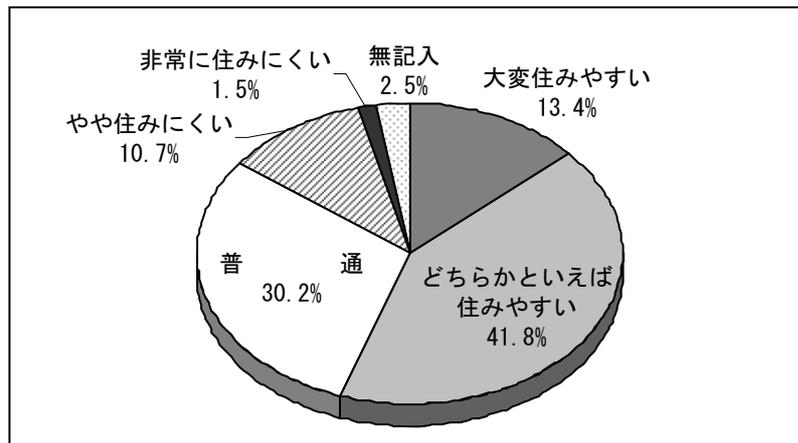
2 市民意向調査概要

市民の皆さんが、市政に対してどのようなご要望をお持ちなのか、今後の市政運営において何を重要とお考えなのかを把握するため、平成17年7月に市民意向調査を行いました。

調査は、市内に在住する満18歳以上の男女2,000人を無作為に選ばせていただき、調査票を郵送し、そのうちの882人から回答を得ました。(回答率44.1%)結果の概要は以下のとおりです。

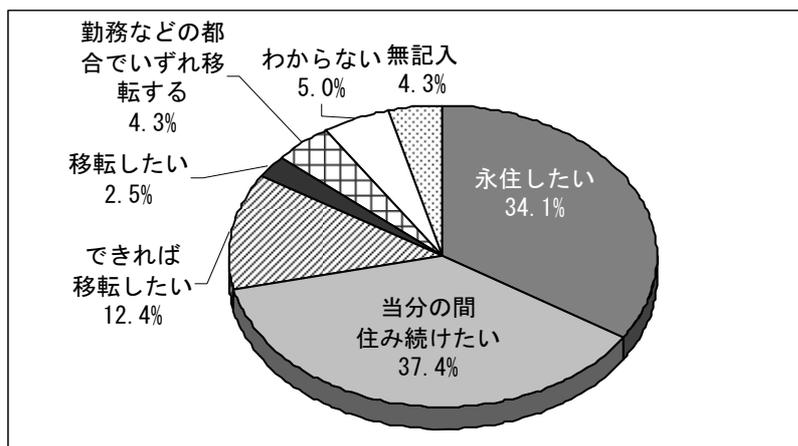
住み心地について

小金井市の住み心地については、「大変住みやすい(13.4%)」、「どちらかといえば住みやすい(41.8%)」を合わせると55.2%となっており、「やや住みにくい(10.7%)」、「非常に住みにくい(1.5%)」を合わせた12.2%を、大幅に上回っている。



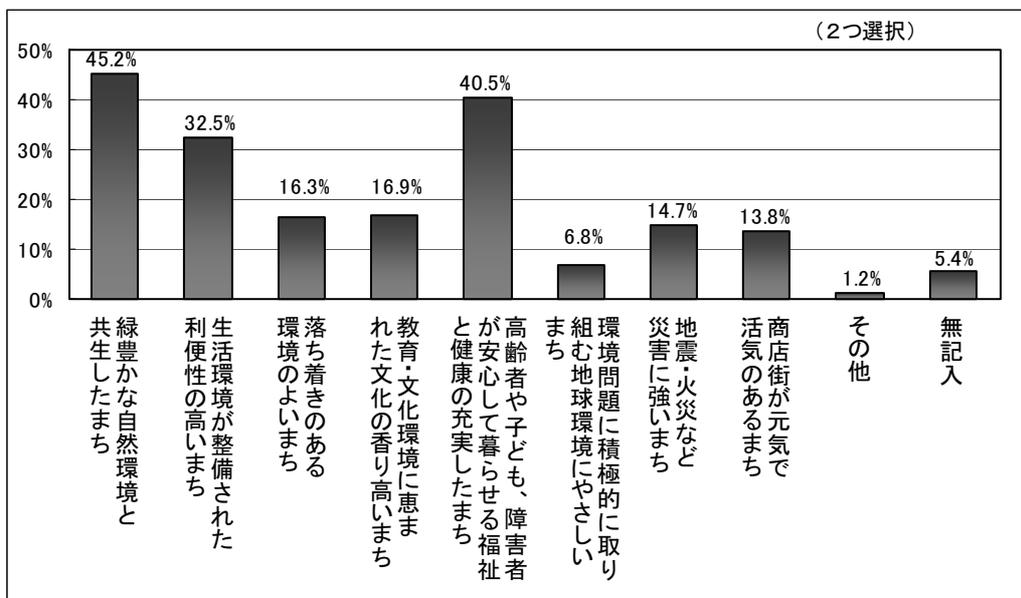
定住意向について

小金井市民の定住意向については、「永住したい(34.1%)」、「当分の間住み続けたい(37.4%)」を合わせた定住派が71.5%となっており、「できれば移転したい(12.4%)」、「移転したい(2.5%)」を合わせた移転派の14.9%を、大幅に上回っている。



将来のまちのすがたについて

市民が望む将来のまちのすがたについてみると、「緑豊かな自然環境と共生したまち（45.2%）」が最も多く、次いで「高齢者や子ども、障害者が安心して暮らせる福祉と健康の充実したまち（40.5%）」があげられている。



市の取組に対する満足度・重要度について

小金井市の主な取組に対する現時点での「満足度」について聞いたところ、満足度の高い取組として、「水道水の安定供給」、「下水道サービスの充実」、「桜まつりや市民まつりなど各種行事の充実」があげられた。また、同様の取組に対する今後の「重要度」について聞いたところ、重要度の高い取組として、「防災対策」、「健康・医療サービスの充実」、「JR中央本線高架化による南北交通の円滑化」などがあげられた。

	満足度の高い取組		重要度の高い取組	
1位	水道水の安定供給	1.24	防災対策	1.60
2位	下水道サービスの充実	0.97	健康・医療サービスの充実	1.59
3位	桜まつりや市民まつりなど各種行事の充実	0.80	JR中央本線高架化による南北交通の円滑化	1.57
4位	みどりと水の保全と拡大	0.68	水道水の安定供給	1.56
5位	文化遺産や伝統芸能の保存・育成	0.52	道路の安全性向上とバリアフリー化	1.54

※ 満足度、重要度については、各回答を点数化した平均スコアを用いた。平均スコアは0点を基準に数値が大きいほど満足度（重要度）が高い。

● ● ● 3 後期基本計画策定の経過 ● ● ●

平成 17 年	
3月11日	第1回長期総合計画策定研究会開催（長期総合計画についての説明等）
3月25日	第2回長期総合計画策定研究会開催（前期基本計画における進捗状況等）
4月5日	第3回長期総合計画策定研究会開催（課題の抽出について）
6月20日	第4回長期総合計画策定研究会開催（市民意向調査の内容等について）
7月15日	市民意向調査（2,000通）送付
7月25日	市民意向調査調査票回収期限（有効回答882通、回答率44.1%）
8月3日	第5回長期総合計画策定研究会開催（後期基本計画における課題の分析）
9月9日	第6回長期総合計画策定研究会開催（後期基本計画素案の作成）
11月1日	長期総合計画策定本部開催（後期基本計画素案の検討）
11月1日	第1回分野別専門部会開催（分野別専門部会の役割等について）
11月14日	第2回分野別専門部会開催（「環境と都市基盤」の検討）
11月14日	第3回分野別専門部会開催（「地域と経済」の検討）
11月14日	第4回分野別専門部会開催（「文化と教育」の検討）
11月14日	第5回分野別専門部会開催（「福祉と健康」の検討）
11月14日	第6回分野別専門部会開催（「計画の推進」の検討）
11月21日	第7回分野別専門部会開催（「環境と都市基盤」の検討）
11月21日	第8回分野別専門部会開催（「文化と教育」の検討）
11月21日	第9回分野別専門部会開催（「福祉と健康」の検討）
11月21日	第10回分野別専門部会開催（「計画の推進」の検討）
12月13日	長期総合計画策定本部開催（後期基本計画素案の修正）
12月20日	長期総合計画策定本部開催（後期基本計画素案の確定）
平成 18 年	
1月10日 ～2月9日	市民からの意見募集（パブリック・コメント実施）
1月24日	市議会全員協議会
2月10日	市議会全員協議会
3月14日	長期総合計画策定本部開催（後期基本計画の策定）

4 小金井市長期総合計画策定本部設置要綱

平成 11 年 7 月 27 日 制定

改正 平成 13 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 小金井市における長期総合計画を総合的かつ計画的に策定するため、小金井市長期総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長期総合計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画策定に係る施策の推進及び総括的な進行管理に関すること。
- (3) その他、行政各分野における計画の総合調整に関すること。

(構成)

第 3 条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、助役をもって充てる。
- 3 副本部長は、収入役及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、小金井市庁議に関する規則（昭和 62 年規則第 25 号）第 2 条に規定する構成員である部長職及び次長職並びに議会事務局長及び監査委員事務局長をもって充てる。
- 5 本部長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者を臨時に本部員とすることができる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて策定本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員に策定本部への出席を求めることができる。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(部会)

第 5 条 本部長は、策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、本部に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。
- 4 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、部会に研究会等を設置し、又は関係職員を臨時に部会の構成員に指名し、もしくは関係職員に部会への出席を求めることができる。

付属資料

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

2 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項については本部長が、部会の運営に関し必要な事項については部会長が、それぞれ定める。

付 則

この要綱は、平成11年7月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。



5 長期総合計画策定本部庁内体制



長期総合計画策定本部

人 数 18人

本部長 助役

副本部長 収入役・教育長

本部員 企画財政部長・総務部長・市民部長・市民部次長・環境部長・福祉保健部長・福祉保健部次長・都市建設部長・都市建設部参事・街づくり担当部長・再開発技術担当参事・教育部長・教育部次長・議会事務局長・監査委員事務局長

庶務 企画財政部企画課

分野別専門部会

1 環境と都市基盤部会

人 数 17人

部会長 計画課長

部会員 企画課長・総務課長・管財課長・情報システム担当課長・防災交通課長・経済課長・環境政策課長・ごみ対策課長・中間処理場担当課長・介護福祉課長・道路管理課長・建設課長・水道課長補佐・下水道課長・開発課長・区画整理課長

庶務 計画課

2 地域と経済部会

人 数 9人

部会長 経済課長

部会員 企画課長・環境政策課長・福祉推進課長・介護福祉課長・障害福祉課長・計画課長・開発課長区画整理課長・(農業委員会事務局長)

庶務 経済課

3 文化と教育部会

人 数 13人

部会長 庶務課長

部会員 企画課長・広報広聴課長・市民文化課長・子育て支援課長補佐・児童青少年課長・計画課長・学務課長・指導室長・生涯学習課長補佐・体育課長・図書館長・公民館長

庶務 庶務課

付属資料

4 福祉と健康部会 人数 11人

部会長 福祉推進課長

部会員 企画課長・保険年金課長・障害福祉課長・介護福祉課長・健康課長・子育て支援課長補佐・児童青少年課長・計画課長・生涯学習課長補佐・体育課長

庶務 福祉推進課

5 計画の推進部会 人数 16人

部会長 企画課長

部会員 財政課長補佐・広報広聴課長・行政管理課長・情報システム担当課長・総務課長・職員課長・管財課長・市民課長・市民税課長補佐・資産税課長・納税課長・会計課長・議会事務局次長・監査委員事務局次長・選挙管理委員会事務局長

庶務 企画課

長期総合計画策定研究会 人数 14人

関次郎（広報広聴課）

落合兼二郎（行政管理課）

小林大治（総務課）

高橋啓之（防災交通課）

河野律子（市民課）

鈴木富美（納税課）

鈴木明信（環境政策課）

高田明良（ごみ対策課）

高橋美月（健康課）

永井直秀（道路管理課）

山崎 徹（建設課）

鴨下伸一（会計課）

鈴木 剛（庶務課）

藤本 裕（指導室）

小金井市長期総合計画

第3次基本構想・後期基本計画

発行 平成18年3月
小金井市
編集 企画財政部 企画課
〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3
Tel:042-387-9800 Fax:042-387-1224
小金井市ホームページ：<http://www.city.koganei.lg.jp/>



本市では、昭和33年10月1日に市制を施行し、これを記念して、毎年10月1日を市制記念日としています。この市章は、市制施行を記念して一般公募により定められたもので、小金井市が桜で有名なところから、桜の花びらを配し、小金井の「小」の文字を図案化して、本市を表象しています。

第3次小金井市基本構想・後期基本計画

小金井市 企画財政部 企画課

〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3

Tel : 042-387-9800 Fax : 042-387-1224

<http://www.city.koganei.lg.jp/>